

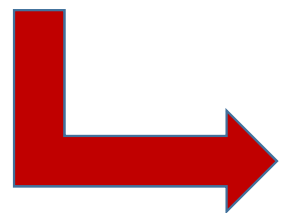
2022年3月期

# 変わる企業会計と開示・問われる企業経営 (非財務情報の開示に向けて)

2022年3月18日

中 島 康 晴

## 新型コロナの対策に追われた2年



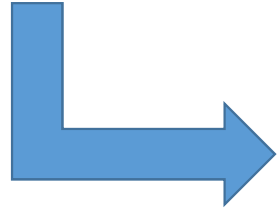
## コロナに伴って大きなパラダイムシフト

これまでも変革が求められていた 이슈について変革を加速する契機となった

社会的課題への取組みの本格化が各企業により迫られることとなった

# 脱炭素の原動力となる欧米の金融界

(グリーン投資への期待)



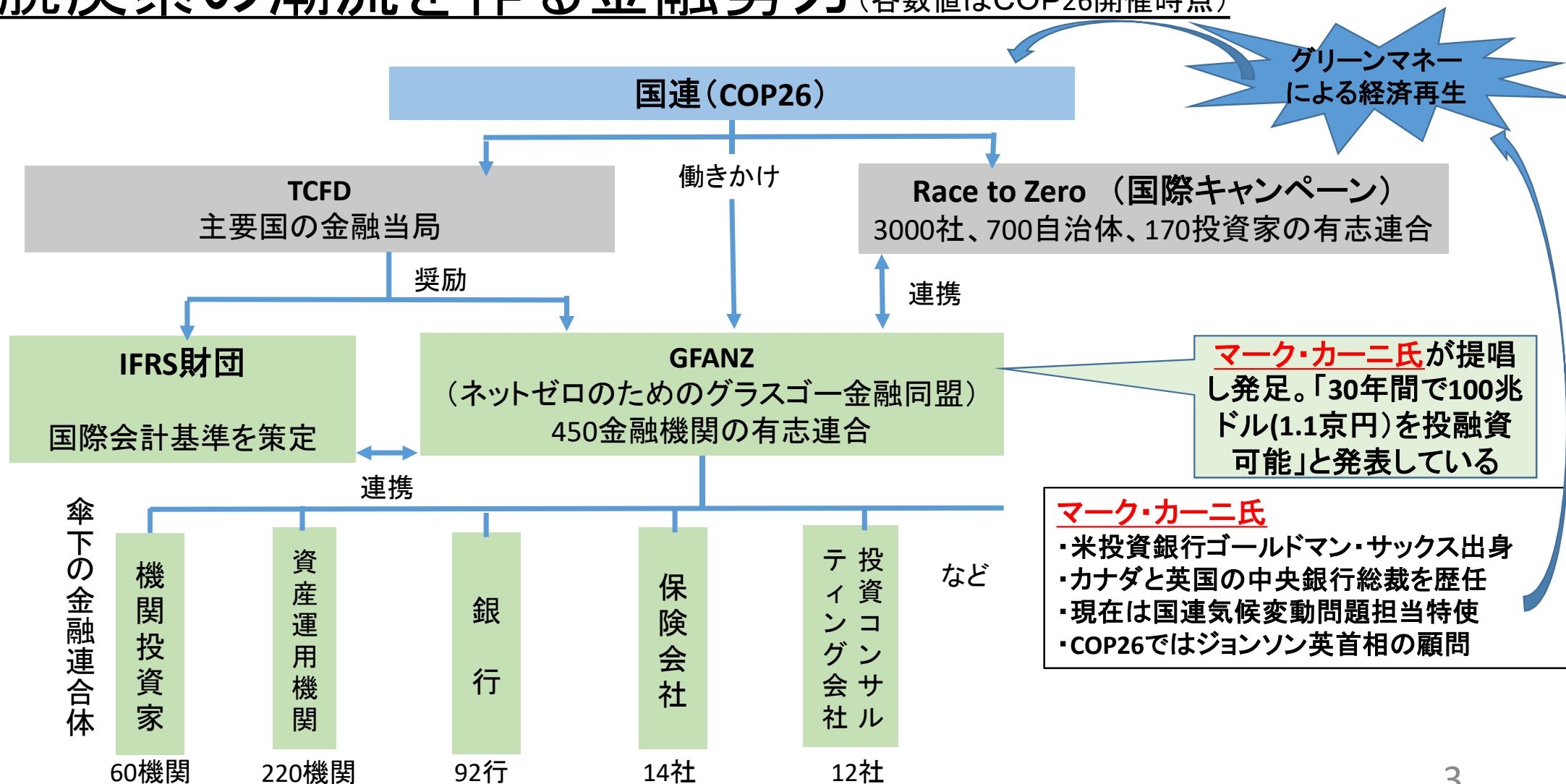
## 世界的な脱炭素の潮流

化石燃料依存社会から再生可能エネルギーを基盤とする脱炭素社会への転換

脱炭素マネーを生み出すルールや市場の仕組み作りの活発化

# 脱炭素の潮流を作る金融勢力

(各数値はCOP26開催時点)



外部環境影響

会計・開示のグローバル化の影響  
気候変動開示の促進

コロナ禍での業績悪化・業績変動  
脱炭素に向けた経営へのシフト

会計・開示

経済・経営

不正防止・内部統制強化

経営の透明性・ガバナンス改革

内部改革への芽生え

# コ ロ ナ 禍（2020年3月より勃発）

KAM

会計上の見積り開示

2021/3

2022/3

収益認識基準

非財務情報の開示

事業再編・M&A

不正対応

# 社長の疑問（本音）に答えられるか

収益認識基準 — 「何で単なる売上計上のタイミングや利益影響がない中での売上計上額にそんなにこだわるのか？」

KAM — 「会計士の監査報告書を詳細にすることによって、かえって投資家の誤解が生じないのか？」  
「2年目の注意点は？」

## 見積り開示に関する会計基準

— 「なぜ、このような会計基準ができたのか？ そもそも、これって会計基準というのか？」  
「2年目の注意点は？」

不正対応基準 — 「実際に重要な不正発生の場合、対応はどうなるのか？何をすればいいのか？心の準備は？」

## M&A・企業結合・事業分離の会計基準

— 「大きな意思決定をするにあたって、財務諸表がどのように変わるのか概略を把握しておきたい。  
会計基準のそもそもの根本的な考え方もつかんでおきたい」

非財務情報開示 — 「何で、今こんなにも注目されているのか？」  
「脱炭素、SDGs、カーボンニュートラル、気候変動、ESG、TCFD・・・ちょっと頭を整理したい」

# 目次

1. 収益認識基準の適用初年度の留意点
  - ・ IFRS適用の現状
2. KAMの適用2年度の留意点
3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用2年度の留意点
  - ・ 減損会計の当期におけるポイント
4. 事業分離、M&A の会計基準のポイント
5. 不正対応基準のポイント
6. 非財務情報の開示の動向
  - ・ 改訂コーポレートガバナンス・コード



# 1. 収益認識基準

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成30年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。ASBJは日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図ることを方針として掲げている。**収益認識基準は国際財務報告基準(IFRS)第15号「顧客との契約から生じる収益」の内容を出発点に開発されたものであり、IFRS第15号とほぼ同様の内容となっている。**
- 我が国においては、企業会計原則の損益計算書原則に、「売上高は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準がこれまで開発されていなかった。
- 収益認識のステップは次の5段階で行う。

ステップ1: 契約の識別

ステップ2: 別個の履行義務の識別

ステップ3: 取引価格の算定

ステップ4: 別個の履行義務に対する取引価格の配分

ステップ5: 履行義務の充足時に収益認識

- 履行義務の充足時に収益認識: 財又はサービスの「支配」を顧客が獲得した時に(又は充足するにつれて)、財またはサービスは移転され、履行義務が充足され→収益認識する。**
- 2022年3月期より適用。

2022年3月期

適用初年度

1Qより適用

有報は注記が詳細

# 収益認識基準のポイント

このような基準を作る背景：国際統一基準化の影響（IFRSの本質はデューデリ会計であることを認識）

## 従来の日本基準は：

- ・日本においては、収益認識に関する包括的な会計基準が明文化された形で存在していなかった。
- ・経済取引が高度化・複雑化する中、収益の認識という局面での会計ルールが経済実態に追いついていかなくなっていた。
- ・収益の認識時点は実現主義（＝決定的事象で認識）例えば、出荷時点等で売上計上をしていた。
- ・リベートやポイント還元等は将来負担を見積もって引当等（売上割戻引当金、ポイント引当金）で計上していた。  
（この場合の費用計上区分は原価以外に販管費や営業外費用での計上もあった。）
- ・商社機能（口銭商売）は売上と売上原価の両建て計上  
（ある意味、商流ベースで損益両建。扱い総量を示す）。
- ・一定規模の案件（受注額や工期）、つまり長期大型案件についてのみ工事進行基準を適用していた。
- ・商製品の販売とともに据付やアフターコストを含んでいる契約については特に分解することなく販売時点で一括収益計上するケースも多く、大型案件に限り、状況に応じて区分して収益計上していたケースもあるという状況であった。
- ・値引きについて、多くの場合、請求額を減額する可能性が高いと判断された時点で収益を減額する処理が行われていた。

## 新たな収益認識基準では

- ① 「履行義務」という概念により取引を分解し、取引価格も配分。当該履行義務を充足した時点で対応する取引価格を収益計上。（履行義務充足基準）によって、出荷基準はなくなる。
- ② 「変動対価」という概念で、リベートや値引き、ポイント還元等、取引価格を変動させる可能性のある部分については適正に見積もって取引価額に反映させる。よって、費用の原価処理・販管費処理・営業外処理自体がなくなる。
- ③ 履行義務が一定期間にわたり充足される場合にはその期間に収益が認識される。よって、工事完成基準という考え方自体がなくなり、工事進行基準が原則となる。
- ④ 本人・代理人の区分の明確化。代理人取引の場合には純額計上。

## なぜ今このような改正が行われるのか？その背景は？(私見)

- 国際会計の流れに沿った改正とはいうけれど・・・、これでは説明になっていない。
- (腹に落ちない！) **もっと本質的なことを知りたい。**
- IFRSは「資産・負債アプローチ」である(純資産アプローチ)。
- IFRSは「**デューデリ会計**」である。企業評価のデューデリ時に「売上高」は重要事項である。
- 企業が収益獲得をして成長していくわけであるが、その販売(収益)行為によって、債権(資産)を獲得するためには、果たすべき義務(履行義務)が存在し、対応するコストをかけながら、その「履行義務」を充足していく必要がある。ここで、「**残存履行義務**」がいまだある段階での**収益計上はまかりならない。企業評価を誤る。**
- また、ある時点での「残存履行義務」を明らかにし、その残存履行部分に対応する将来コストの見積もりと比較をして、将来損失が生じる場合には、当然のことながら損失引当金を計上すべきである。その橋渡しとなる**(将来収益を残存履行義務ととらえることにより、将来コストをも浮き彫りにして将来損失の引当金計上を適正にするもの)・・・そのための収益認識基準である。**
- 「収益の期間帰属を適正に」などという生易しいものではない(P/L志向ではない)。
- したがって、残存履行義務の注記は非常に重要なものとなる。
- なお、IFRS15号では、契約コスト(契約獲得のための増分コスト(契約締結をトリガーにして契約後に発生したコスト)で残存履行義務を果たすためにチャージされている資産)を注記対象としている。また、当該契約コストは償却対象であり、かつ減損の評価対象でもある。この会計基準は日本基準においては採用されていない。

# 1. 収益認識基準

## これまでの実務とはどこが違うのか

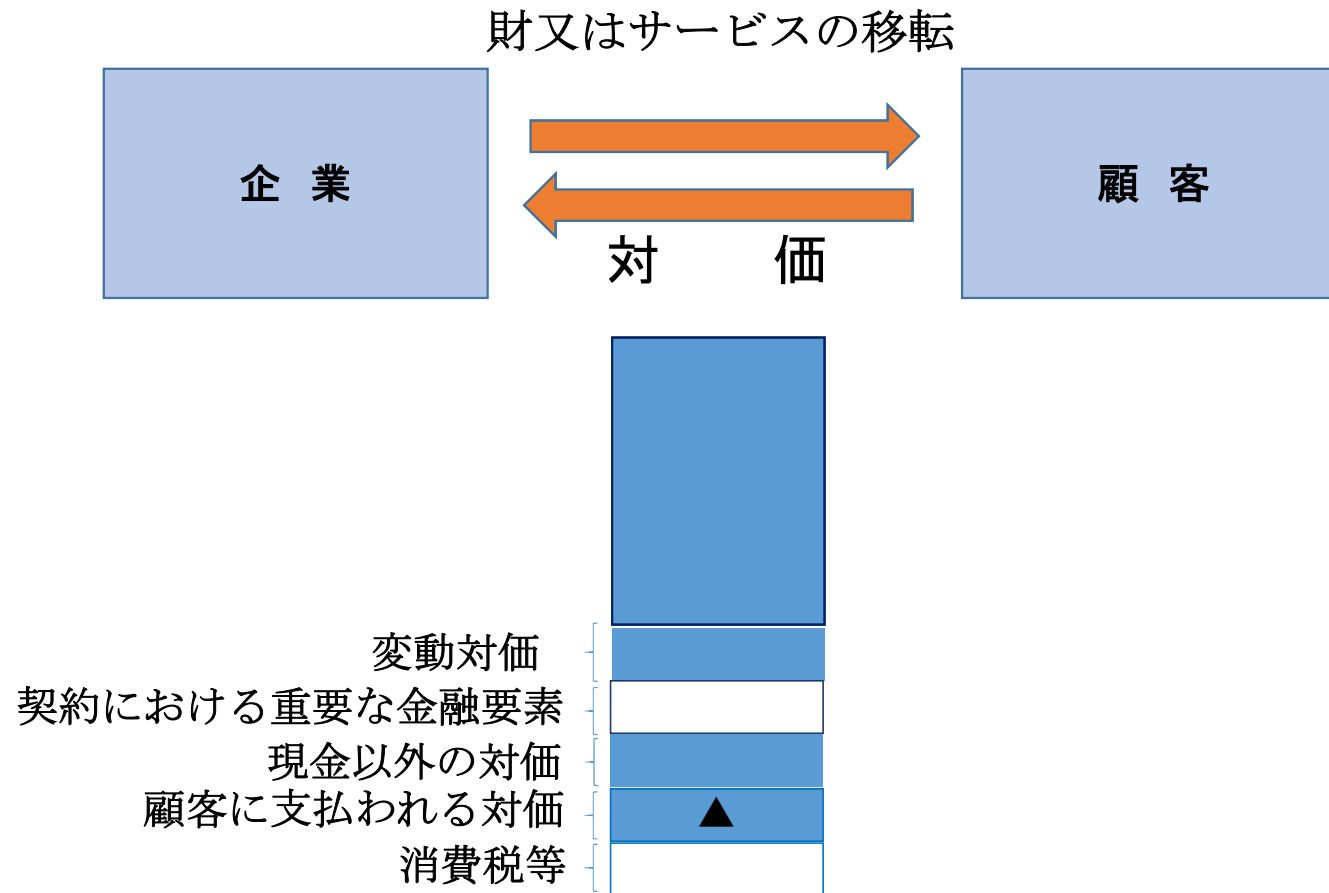
- 「**履行義務**」という新しい概念がポイントとなる
- 「別個の履行義務」という概念により収益行為を分割または統合することとした
- 「履行義務の充足」という概念により収益行為の成就のタイミングを明確化した
- 「自ら提供する履行義務」と「提供されるように手配する履行義務」という概念によって、本人と代理人の区分が明確になり、総額主義的な売上・原価の両建て計上が無くなった
- 「**変動対価**」という概念もポイント
- 「変動対価」という概念により、収益の額の算定を明確にした
- 「変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い」ことが変動対価を見積もる場合の重要な判定ポイントとなる

# 1. 収益認識基準

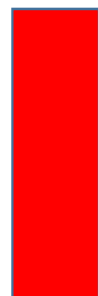
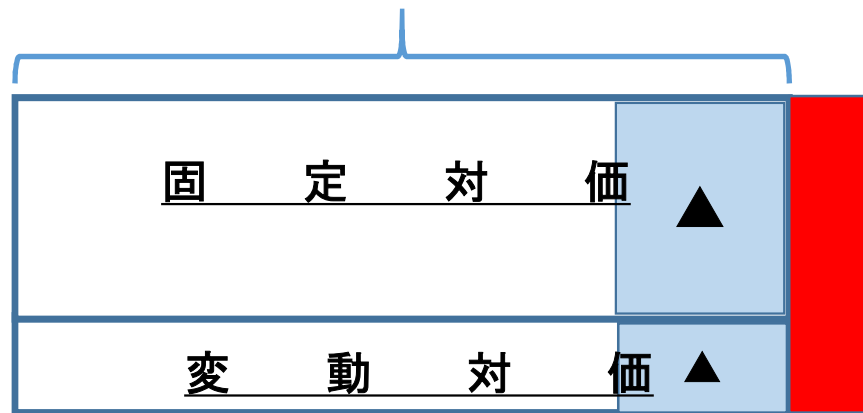
## 「変動対価」という新しい概念

- 顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」という。契約において、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積る(会計基準50)
- 変動対価の額の見積りにあたっては、発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額(最頻値)による方法又は発生し得ると考えられる対価の額を確率で加重平均した金額(期待値)による方法のいずれかのうち、企業が権利を得ることとなる対価の額をより適切に予測できる方法を用いる(会計基準51)
- 変動対価が含まれる取引の例として、値引き、リベート、返金、インセンティブ、業績に基づく割増金、ペナルティー等の形態により対価の額が変動する場合や、返品権付きの販売等がある(適用指針23)
- 契約価格を回収できないと見込んだ場合の見積もり回収額も「変動対価」である
- 変動対価は、契約条件に示される場合もあれば、次の(1)又は(2)のいずれかの状況によって示される場合もある(適用指針24)
  - (1) 企業の取引慣行や公表した方針等に基づき、契約の価格よりも価格が引き下げられるとの期待を顧客が有していること
  - (2) 顧客との契約締結時に、価格を引き下げるという企業の意図が存在していること

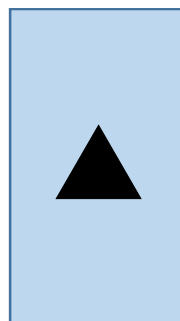
# 1. 収益認識基準



## 取引価格



契約における重要な金融要素



顧客に支払われる対価

# 1. 収益認識基準

|                   | 本人                                                         | 代理人                           |
|-------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 履行義務              | 顧客に財又はサービスを提供する                                            | 財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する |
| 財又はサービスの<br>支配の有無 | 顧客提供前の財又はサービスを支配している<br>・ 履行の主たる責任<br>・ 在庫リスク<br>・ 価格設定裁量権 | 顧客提供前の財又はサービスを支配していない         |
| 収益として認識する額        | 対価の総額(総額)                                                  | 受け取る報酬又は手数料の額 (純額)            |



# 実例

## 【注記事項】

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

#### (2) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高が107,750百万円、売上原価が101,512百万円、販売費及び一般管理費が3,288百万円それぞれ減少し、営業損失が2,950百万円増加、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ2,922百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は12,451百万円減少しております。・・・・・・（以下省略）

# 実例

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上してありましたリベート等の顧客に支払われる対価を売上高から控除しております。

有償支給取引においては、従来は有償支給に係る取引高を収益として認識し、有償支給した原材料等の消滅を認識していましたが、当該取引において買い戻す義務を負っている場合、当該収益及び有償支給した原材料等の消滅を認識しないこととしております。

また、一部の取引において、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入額を控除した純額で収益を認識することとしております。(以下省略)

# 実例

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

|                     | 報告セグメント |           |            |        |         | (単位:百万円)  |         |
|---------------------|---------|-----------|------------|--------|---------|-----------|---------|
|                     | 住宅(注1)  | 環境・ライフライン | 高機能プラスチックス | メディカル  | 計       | その他(注1・2) | 合計      |
| 売上高                 |         |           |            |        |         |           |         |
| 日本                  | 249,098 | 74,582    | 53,074     | 17,383 | 394,139 | 1,608     | 395,748 |
| 北米                  | —       | 6,458     | 30,327     | 11,844 | 48,631  | 8         | 48,639  |
| 欧州                  | —       | 2,704     | 29,124     | 3,645  | 35,475  | —         | 35,475  |
| 中国                  | —       | 2,169     | 26,882     | 5,253  | 34,305  | 188       | 34,493  |
| アジア                 | 624     | 2,816     | 23,940     | 1,142  | 28,523  | 64        | 28,588  |
| その他                 | —       | 877       | 3,727      | 393    | 4,998   | —         | 4,998   |
| 外部顧客への売上高           | 249,723 | 89,609    | 167,077    | 39,662 | 546,072 | 1,869     | 547,942 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高   | 50      | 6,478     | 3,035      | 0      | 9,565   | 52        | 9,618   |
| 計                   | 249,773 | 96,088    | 170,113    | 39,662 | 555,638 | 1,922     | 557,560 |
| セグメント利益又はセグメント損失(△) | 14,828  | 3,209     | 19,315     | 4,887  | 42,240  | △5,185    | 37,055  |

(注1) 「住宅」の売上高には、顧客との契約から生じる収益に該当しない額19,497百万円が「日本」に含まれている。「その他」の区分の売上高には、顧客との契約から生じる収益に該当しない額424百万円が「日本」に含まれている。(注2) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルム型リチウムイオン電池および報告セグメントに含まれない製品の製造、販売およびサービスを行っている。

# 実例

(収益の分解) 当社は、営業収益をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、コマーシャル不動産事業と住宅事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

|                     | (単位：百万円)                                       |
|---------------------|------------------------------------------------|
|                     | 当第1四半期連結累計期間<br>(自 2021年4月 1日<br>至 2021年6月30日) |
| コマーシャル不動産事業         |                                                |
| 不動産賃貸 (注) 1         | 132,200                                        |
| 不動産販売               | 56,073                                         |
| その他                 | 18,216                                         |
| 計                   | 206,490                                        |
| 住宅事業                |                                                |
| マンション販売             | 18,599                                         |
| 住宅管理業務受託            | 13,151                                         |
| 注文住宅                | 5,943                                          |
| その他                 | 28,934                                         |
| 計                   | 66,628                                         |
| 海外事業 (注) 1          | 21,368                                         |
| 投資マネジメント事業          | 5,549                                          |
| 設計監理・不動産サービス事業      | 11,053                                         |
| その他の事業              | 2,575                                          |
| 合計                  | 313,665                                        |
| セグメント間取引 (注) 2      | △6,262                                         |
| 四半期連結財務諸表計上額        | 307,402                                        |
| 顧客との契約から生じる収益       | 163,909                                        |
| その他の源泉から生じる収益 (注) 1 | 143,493                                        |

(注)

1. コマーシャル不動産事業における不動産賃貸及び海外事業の営業収益は主に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等を適用して認識しております。なお、在外連結子会社の財務諸表について、実務対応報告第18号に基づき国際財務報告基準 (IFRS) 又は米国会計基準に準拠して作成されている場合は、当該財務諸表を利用しております。
2. 上記収益の分解はセグメント間の内部営業収益又は振替高を含んでおります。内訳はセグメント情報をご参照ください。

## 収益認識基準の注記事項

### 1 重要な会計方針

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

### 2 収益認識に関する注記

#### ① 収益の分解情報

- ② 収益を理解するための基礎となる情報
- ③ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### (イ) 契約資産及び契約負債の残高等

- ・ 履行義務の充足とキャッシュ・フローの関係を理解できるように注記
- ・ 契約資産・契約負債・顧客との契約から生じた債権の期首と期末の残高並びに重要は変動
- ・ 過去の期間に充足していた履行義務から、当期に認識した収益（例えば、取引価格の変動）がある場合には、当該金額を注記

##### (ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額及び時期について理解できるように、残存履行義務に関して次の事項を注記

- ・ 当期末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額
- ・ 上記金額を企業はいつ収益として認識するか見込んでいるかを次のいずれかの方法で注記

- ① 定量的情報を使用した方法
- ② 定性的情報を使用した方法

# 収益認識に関する注記のためのイメージ理解

## (当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報)

(設例)

- ・履行義務が一定期間にわたり充足する取引を想定

|                    | 権利・義務の総額表示  |            | 権利・義務の純額表示 |           |
|--------------------|-------------|------------|------------|-----------|
| 契約の締結              | 対価受領権<br>10 | 履行義務<br>10 | N/A        |           |
| 顧客による前払            | 現金<br>3     | 対価受領権<br>3 | 現金<br>3    | 契約負債<br>3 |
| 履行義務充足             | 履行義務<br>8   | 売上高<br>8   | 契約負債<br>3  | 売上高<br>8  |
|                    | 売上原価<br>4   | 仕掛品<br>4   | 契約資産<br>5  | 仕掛品<br>8  |
| 契約により顧客への法的な請求権の発生 | N/A         |            | 売上原価<br>4  | 仕掛品<br>4  |
|                    |             |            | 売掛金<br>2   | 契約資産<br>2 |
| 顧客による後払            | 現金<br>1     | 対価受領権<br>1 | 現金<br>1    | 売掛金<br>1  |

(注記) 残存履行義務に配分した取引価格 2

(注記) 顧客との契約から生じた債権 1  
契約資産 3  
契約負債 0



## (2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の残高は以下の通りであります。

(単位:百万円)

|               | 前連結会計年度<br>(2020年3月31日) | 当連結会計年度<br>(2021年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 219,977                 | 218,896                 |
| 契約資産          | 231                     | 230                     |
| 契約負債          | 14,146                  | 17,274                  |

(注1)連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は営業債権及びその他の債権、契約負債はその他の流動負債に含まれております。契約負債は、主に顧客からの前受け金に関連するものであります。

(注2)認識した収益のうち、期首の契約負債の残高に含まれていた金額は、4,682百万円(前連結会計年度7,286百万円)であります。なお、過去の期間に7充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## (3) 残存履行義務に配分した取引金額

当初の予想期間が1年を超える残存履行義務に配分した取引価格の、充足時期ごとの金額は以下の通りであります。主にデジタルワークプレイス事業及びプロフェッショナルプリント事業におけるサービス契約に関連するものであります。

(単位:百万円)

当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内及び従量料金に基づく残存義務に関する情報は把握しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

|         | 前連結会計年度<br>(2020年3月31日) | 当連結会計年度<br>(2021年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 1年以内    | 2,528                   | 4,130                   |
| 1年超2年以内 | 1,040                   | 2,018                   |
| 2年超3年以内 | 535                     | 1,561                   |
| 3年超     | 292                     | 2,216                   |
| 合計      | 4,397                   | 9,925                   |

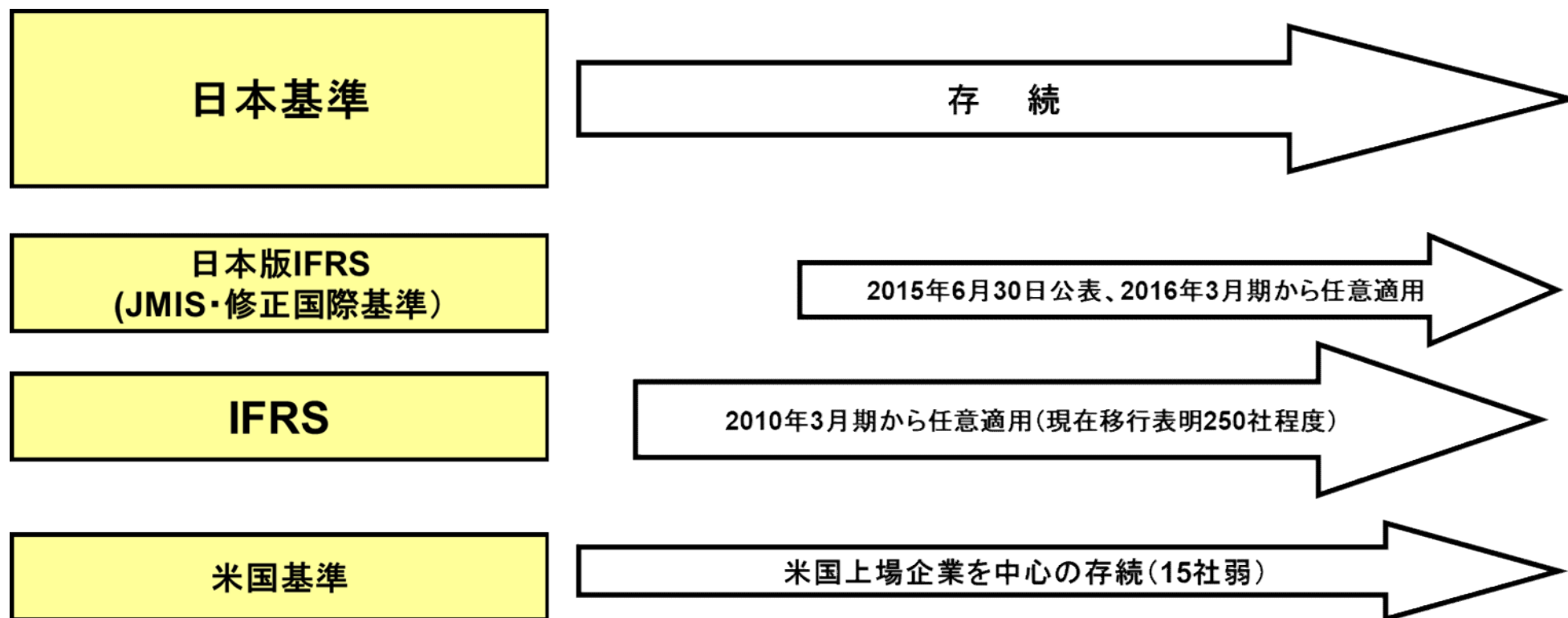
# IFRS

IFRS適用済・適用決定会社数 (2022年2月現在)

IFRS適用済会社数 239社

IFRS適用決定会社数 12社

合計 251社





# I F R S

## 各会計基準の主な相違点

|               | 日本基準   | IFRS                |
|---------------|--------|---------------------|
| 売上の認識時期       | 出荷基準 ★ | 顧客の検収時等支配の移転時に売上げ認識 |
| 研究開発費         | 費用計上時  | 資産計上                |
| リストラ費用の扱い     | 特別損失処理 | 本業費用として             |
| のれん           | 定期償却   | 価値下落時に減損            |
| 株式売却損益        | P/Lに反映 | P/Lに反映せず            |
| P/Lにおける段階利益表示 | 開示義務化  | 義務ではない              |

★：収益認識基準の適用によりIFRSと同様の扱いになった

# IFRS

日経新聞 2022.3.3

国際会計基準(IFRS)をつくる国際会計基準審議会(IASB)で、企業に「営業利益」の開示を義務化する方向で議論が進んでいる。営業利益は日本の会計基準では決まった定義があるが、IFRSでは企業の裁量が大きく、投資家の混乱につながっていた。このため、**新たに統一基準の営業利益を定義して企業業績を比べやすくする。**

## メリット

- ・IFRSを採用することによって、海外子会社と基準をそろえることでグループ内の管理が容易になる。
- ・国際的な同一尺度となる基準を使うことで、投資家等財務諸表利用者にとって企業間比較が容易になる。

## しかし実際は……

IFRSの業績は「同業企業同士でも比較しにくい」との指摘。投資家混乱

## なぜなら

IFRSのP/Lは売上高に相当する収益や最終損益などの開示は必ず求められるが、営業利益などの段階利益の開示や定義は、財務諸表利用者の有益性を踏まえて企業が判断することになっている。(原則主義)

よって、  
独自名称の段階利益を使う企業も多い  
・日立製作所等の「調整後営業利益」  
・三菱ケミカルHD等の「コア営業利益」  
・日本製鉄等の「事業利益」



営業利益の開示義務化へ  
営業利益の定義明確化へ

# IFRS

## MRJに関する会計処理



2017年度末(日本会計基準)



2018年度期首(IFRS)



- IFRS適用に伴い、計上済のMRJ関連資産についてバランスシートを圧縮  
(前提としての投資回収可能性についての評価は不変)
- MRJ開発資金はすべて自己資金でカバー  
(全社FCFは黒字を維持、有利子負債は過去最低水準)
- なお三菱航空機(株)の債務超過問題および事業運営体制については、  
2018事業計画参照

(※) 2018年度期首からIFRS(国際財務報告基準)を適用

## 2. KAM

全上場企業及び一定規模以上の非上場の金商法監査に適用

2021年3月期

適用

2022年3月期

適用2年目

### 監査上の主要な検討事項(KAM)とは

当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項（改訂監査基準第四報告基準二(2)）

### 目的

監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めること

### 効果

- 財務諸表利用者に対して監査プロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることにより、監査の信頼性向上に資すること
- 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに経営者との対話が促進されること
- 監査人と監査役等の間のコミュニケーションや、監査人と経営者との間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながる

## 2. KAM

改訂監査基準前文 二1(5)

- 企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。
- 監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。

### ⇒ 二重責任の原則

- 企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。

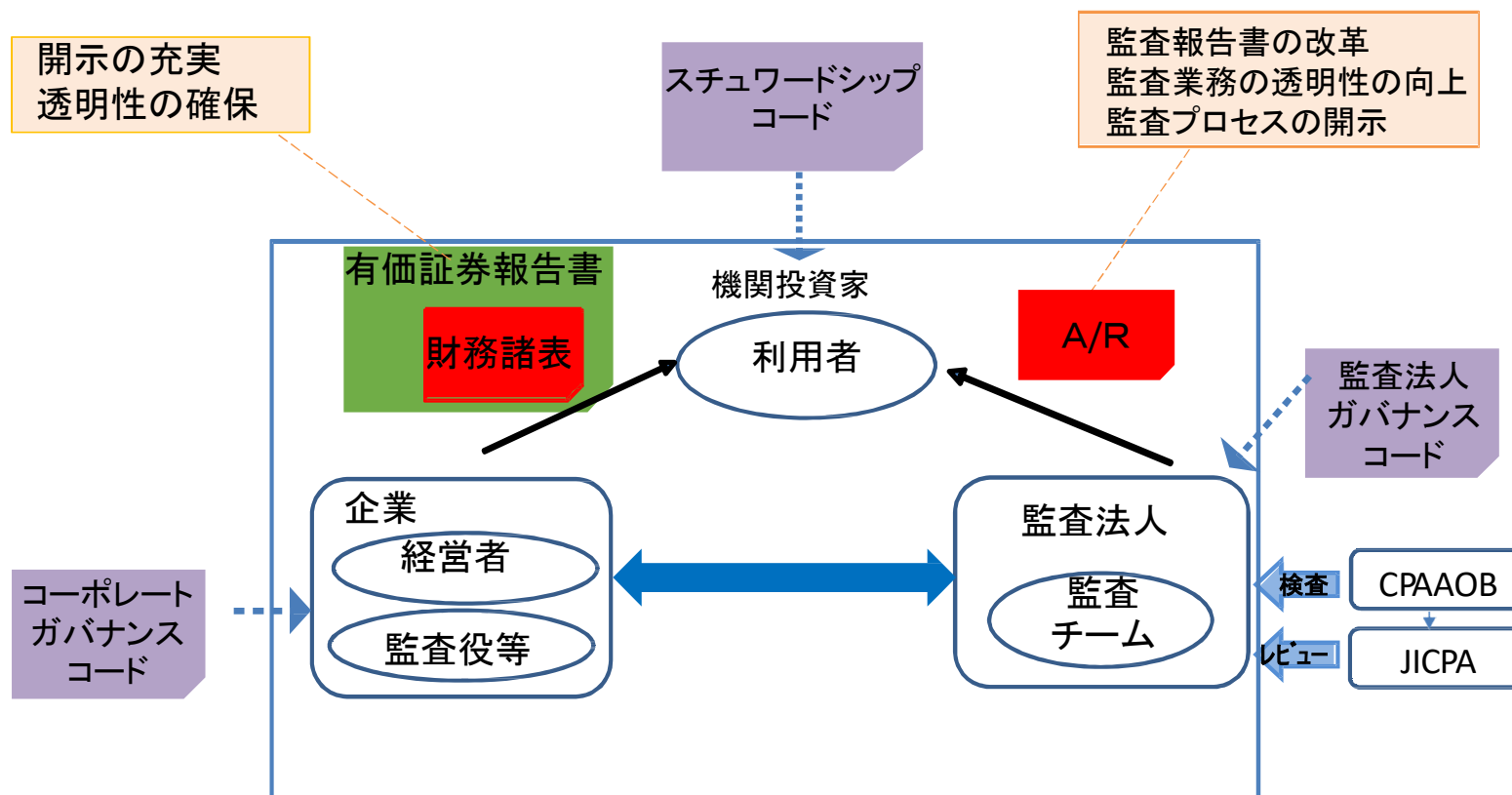
### ⇒ 経営者及び監査役等の開示に関する姿勢・役割

- 監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当する。

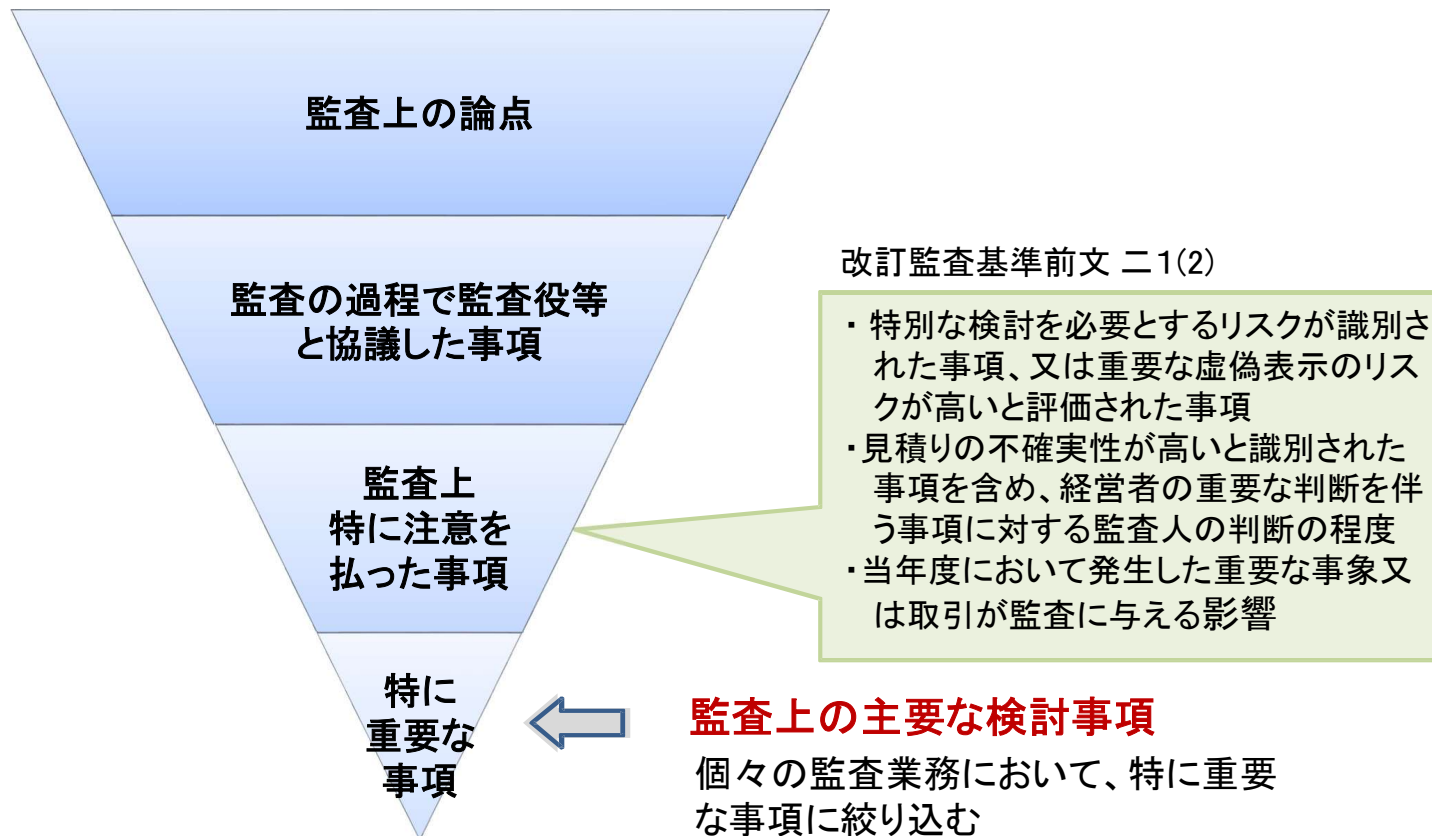
### ⇒ 監査人の守秘義務との関係

## 2. KAM

資本市場における適正な財務報告を担保するための取組み



## 2. KAM





株式会社 AOKIホールディングス 有価証券報告書 監査報告書「監査上の主要な検討事項」

2020年3月期有報

当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等のうち、主に下表の項目について監査役とコミュニケーションを行った。これらの中から、A、B及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

|   | 監査役とコミュニケーションを行った潜在的な重要な虚偽表示リスク及び<br>当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響 | 潜在的影響<br>(※3、4) | 発生可能性<br>(※3、4) |
|---|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| A | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響(※1)                                         | 高               | 高               |
| B | ファッション事業における減損会計の適用(※2)                                         | 高 ↑             | 高 ↑             |
| C | エンターテインメント事業における減損会計の適用(※2)                                     | 高 ↑             | 高 ↑             |
| D | ファッション事業における棚卸資産の評価                                             | 中 →             | 中 ↑             |
| E | アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用                                      | 低 →             | 中 ↑             |
| F | 繰延税金資産の回収可能性                                                    | 中 →             | 低 ↑             |
| G | 資産除去債務の計上                                                       | 低 →             | 低 ↓             |
| H | 経営者による内部統制の無効化リスク(※2)                                           | 高 →             | 低 →             |
| I | 収益認識に係るリスク                                                      | 高 →             | 低 →             |
| J | 不動産賃貸事業に係る表示方法の変更(※1)                                           | 低               | 中               |
| K | セグメント情報の変更(※1)                                                  | 低               | 中               |

※1：当連結会計年度に新たに監査役とコミュニケーションを行った項目である。

※2：特別に検討を必要とするリスクに該当する項目である。

※3：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

※4：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する全連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるように「高」「中」「低」内で変動あった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。



当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク、経営者の重要な判断を伴う連結財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等について監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った。これらの監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項のうち、下表に示した事項が監査人が特に注意を払った事項である。当監査法人はこれらの事項の中からA、B、及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

|   | 監査人が特に注意を払った事項              | 潜在的影響<br>(※2、3) | 発生可能性<br>(※2、3) |
|---|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| A | エンターテインメント事業における減損会計の適用(※1) | 高 ↑             | 高 ↑             |
| B | ファッション事業における減損会計の適用(※1)     | 高 →             | 高 →             |
| C | 繰延税金資産の回収可能性                | 中 ↑             | 中 ↑             |
| D | ファッション事業における棚卸資産の評価         | 中 →             | 中 →             |
| E | アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用  | 低 ↓             | 中 →             |
| F | 資産除去債務の計上                   | 低 →             | 低 →             |
| G | ポイント引当金の計上                  | 低 →             | 低 →             |
| H | 経営者による内部統制の無効化リスク(※2)       | 高 →             | 低 →             |
| I | 収益認識に係るリスク                  | 高 →             | 低 →             |

※1：特別に検討を必要とするリスクに該当する項目である。

※2：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

※3：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する全連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるように「高」「中」「低」内で変動あった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

## マルハニチロ株式会社 監査上の主要な検討事項 2021年3月期

### 養殖事業に係る有形固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性

| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>マルハニチロ株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産147,902百万円のうち、2,750百万円は養殖事業(漁業・養殖セグメント)に係る有形固定資産であり、連結総資産の1%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>マルハニチロ株式会社の養殖事業は、連結の見地からグルーピングを行い、<b>同社の増養殖事業部並びに連結子会社である大洋エーアンドエフ株式会社の養殖事業部及び生産子会社を合わせて一つの資産グループ</b>としている。養殖事業の業績は、<b>主要取扱魚種の相場動向(魚価)に大きく左右される。同事業においては、外食及び業務筋向けの販売数量の減少と養殖魚の相場下落により継続的に営業損益がマイナスとなり、減損の兆候が認められることから、当連結会計年度において当該資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定を行っている。</b></p> <p>その結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、同社は減損損失の認識は不要と判断している。</p> | <p>当監査法人は、養殖事業に係る有形固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に将来キャッシュ・フローの見積期間における<b>相場動向(魚価)の予測について、不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制</b>に焦点を当てた。</p> <p>(2)割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>● 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の作成にあたって採用された<b>主要な仮定の合理性</b>を評価するため、以下の手続を実施した。</p> <p>・相場動向(魚価)の予測について、漁業・養殖セグメントの責任者に対して<b>質問</b>したほか、当連結会計年度及び過去複数年における<b>魚価の傾向と経営者が作成した魚価の予測との整合性を確認した。また、中央卸売市場公表の市場統計情報等に基づく価額との整合性を確認した。</b></p> |

減損損失を認識するかどうかの判定に際しての見積りに利用する割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられるが、相場動向(魚価)に関する予測には高い不確実性を伴い、この経営者による判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、養殖事業に係る有形固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

● 主要な仮定の合理性についての評価結果並びに過去の事業計画の達成状況及び差異原因の検討結果を踏まえて、以下の手続を実施した。

・事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の割引前将来キャッシュ・フローを独自に見積もった。その上で、減損損失の認識の要否の判定に与える影響について検討した。

## 前期からの変化の説明（2021年3月期）

富士通

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前連結会計年度の監査上の主要な検討事項に記載した事項を含め、連結財務諸表における特別な検討を必要とするリスクとして識別した事項又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価した事項等について、連結財務諸表に与える影響度合及びリスクの変化等について、監査計画の策定時から監査の過程を通じて検討を行い、監査役及び監査役会とも十分な協議を行った。**この結果、前連結会計年度において監査上の主要な検討事項としていた「有形固定資産及び無形資産の減損」についてはリスクが低減したため当該検討事項からは除外し、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。**

1. のれんの評価
2. 成果物の引き渡し義務を負うサービス契約に関する進捗度に基づく売上収益（総原価の見積り）

## 前期からの変化の説明（2021年3月期）

三菱UFJフィナンシャル・グループ

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、当監査法人は、後述する「貸出業務における貸倒引当金の算定」について、以下の三点を監査上の主要な検討事項とした。

- (1) 特定の貸出先の内部信用格付の決定
- (2) 過去実績を基に算定した損失率への将来見込等による調整
- (3) 在外子会社における貸倒引当金の算定

なお、これらの項目のうち(2)は、会社の主要な国内銀行連結子会社が当連結会計年度末に損失率の調整を実施したこと、また(3)は、会社の主要な海外銀行連結子会社において貸倒引当金の算定に係る新たな会計方針が適用されたことにより、それぞれ、見積りの不確実性、及び経営者による主観的な判断の程度、並びに連結財務諸表に与える影響の程度を考慮し、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項とした項目である。

これに対し、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「買収・出資に伴うのれん及びその他の無形固定資産の評価」については、関連するのれんが前連結会計年度において全額償却され、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていないこと、及び関連するその他の無形固定資産の企業結合時における評価が前連結会計年度に完了していることから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。



## 2. KAM

### 株主総会 想定質問

**質問：**招集通知を見る限り、KAMいわゆる監査上の主要な検討事項が会計監査人の監査報告書には記載がされていないようだが、どうしてなのか。また、監査役は当社のKAMについてどのような議論を会計監査人と行ってきたのか。その経過と議論のポイントを教えていただきたい。

**回答：**ご指摘のKAMについては、金融商品取引法の監査報告書においては、2021年3月期より記載が義務付けられておりますが、**会社法の監査報告書への記載は義務付けられておりません**。したがって、お手元の招集通知の会計監査人の監査報告書には記載がありません。この株主総会終了後に提出いたします**有価証券報告書に含まれる監査報告書にはKAMが記載されることとなります**。

しかしながら、わが国において、金融商品取引法監査と会社法監査は、財務諸表又は計算書類等の表示及び注記事項の監査手続を除き、一体として行われており、監査の重点事項はほとんど共通しています。

よって、会社法監査においてもKAMと同様の事項が監査の重点事項として取り扱われて監査が実施されているのが実情であると理解しております。会社法上、我々監査役は会計監査の相当性に関する判断結果を監査役監査報告書に記載する立場にありますので、会計監査の相当性を判断するうえで当然に監査人の監査の重点事項を理解する必要があります。

よって、**この1年間を通じて、監査の相当性を判断する中でKAMの議論を継続的行いました**。つまり、監査の計画段階から監査上の主要な検討項目の説明を受け、その後KAMとして記載すべき項目への絞り込みが当社の実情に合っているか否かについてのディスカッションを行い、また、実施した監査手続きについても説明を受けております。

## 2. KAM

### その他の想定質問

・「わが国において、金融商品取引法監査と会社法監査は、一体として行われており、監査の重点事項はほとんど共通しているなかで、会社法の会計監査人の監査報告書でKAMの記載がないのはどうしてなのか。任意での記載は考えられないのか。」 → 監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」において次の記載

『5. 本報告書は、法令により監査報告書において監査上の主要な検討事項の記載が求められる監査において適用される。また、本報告書は、監査報告書において監査上の主要な検討事項を任意で報告することを契約条件により合意した場合にも適用される。』

・「監査役は監査人からどのような事項に重点を置いて監査を実施したと説明を受けたのか、また、監査役としてどのようにそれを評価して会計監査の相当性を判断したのか。」

・「株主総会終了後に提出される有価証券報告書の監査人の監査報告書では、どのような項目がKAMとして記載されているのか。その項目を教えてください。」 → 公表前なので限定的にならざるを得ない。

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の計算書類等の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、計算書類等全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。**当事業年度の計算書類等の監査において**、当監査法人は、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

#### ・子会社株式の評価

#### 子会社株式の評価

会社は、総合金融グループの持株会社として多額の子会社株式を保有しており、当該子会社株式について取得原価をもって貸借対照表に計上している。このうち、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は8兆5,365億円であり、資産総額のうちの多くの割合(約44%)を占めている。子会社株式の評価基準及び残高は、個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記1. 有価証券の評価基準及び評価方法」及び「その他の注記1. 子会社株式及び関連会社株式について」に記載されている。

#### 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

市場価格のない子会社株式の減損処理の要否は、取得原価と実質価額とを比較することにより判定されており、株式の発行会社である子会社が破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先に該当する場合を除き、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときは実質価額まで減損処理する方針としている。当期の監査における子会社株式の減損処理の要否については、各子会社株式の取得原価と発行会社の1株当たり純資産を基礎として算定した実質価額の状態を把握した結果、重要な虚偽表示リスクが高いと評価される状況にはない。しかしながら、市場価格のない子会社株式は貸借対照表における金額的重要性が高いことから、当該子会社株式の評価の妥当性は、当監査法人の監査上の主要な検討事項である。

#### 監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項について、当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。

- ・実質価額が内部規程に基づき適切に算定されることを確保するための社内における査閲と承認に係る内部統制の有効性を評価した
- ・当該内部統制において利用される重要な基礎データについては、その正確性と網羅性を確保するための内部統制の有効性を評価した
- ・子会社株式の実質価額が発行会社の1株当たり純資産を基礎として適切に算定されているかどうかについて、各発行会社の財務情報をもとに検討を行うとともに、子会社株式の取得原価と実質価額とを比較し、経営者による減損処理の要否の判断の妥当性を評価した
- ・1株当たり純資産の算定基礎となる各発行会社の財務情報については、主要な子会社を検討対象とし、各子会社の監査人によって実施された監査手続とその結果を把握することにより、当該財務情報の信頼性を評価した。



# 3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会

## 1. 開示目的

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。このため、本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

## 2. 開示する項目の識別

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する。なお、直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しない。

## 3. 注記事項

- ・前項に基づき識別した項目について、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表す項目名を注記する。なお、会計上の見積りの開示は独立の注記項目とする。識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名は単一の注記として記載する。
- ・識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。**(1) 当年度の財務諸表に計上した金額 (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報** なお、(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、開示目的に照らして判断する。なお、(1)及び(2)の事項について、会計上の見積りの開示以外の注記に含めて財務諸表に記載している場合には、会計上の見積りに関する注記を記載するにあたり、当該他の注記事項を参照することにより当該事項の記載に代えることができる。また、MD&Aに記載すべき事項が当該注記で記載している場合には、その旨を記載して、MD&Aでは記載を省略することができる。
- ・「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として、例えば、次のようなものがある。**(1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法 (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 (3) 翌年度の財務諸表に与える影響** 40

(重要な会計上の見積もりに関する注記)

1.固定資産の減損

(1)当年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 一百万円、固定資産×××百万円

(2)財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①金額の算出方法

割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識していない。割引前将来キャッシュ・フローは●年間の**事業計画とその後の成長率を基礎として見積もっている**。当該事業計画は、新型コロナウイルスの拡大に伴う影響も考慮して見直しを行っており……

②主要な仮定(収束時期等)

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、**成長率・営業利益率である**。成長率は、業界の平均成長率●%に対して、新型コロナウイルスの影響を考慮して●%としている。営業利益率については……

③翌事業年度に与える影響

主要な仮定の1つである成長率は、見積りの不確実性が高く、●%～●%の間で変動することが予想される。**成長率の変動によっては、翌年度において減損損失が発生する可能性がある**。その金額は×××百万円～×××百万円と見積もることができる。

(重要な会計上の見積もりに関する注記)

## 2.繰延税金資産の回収可能性

### (1)当年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 ×××百万円

(繰延税金負債との相殺前の金額は×××百万円である)

### (2)財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

#### ①金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断している。課税所得の見積りは**中期経営計画を基礎としている**。当該計画においては…

#### ②主要な仮定

割課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、**予想販売数量、市場成長率である**。予想販売数量は……。また、市場成長率は…。

#### ③翌事業年度に与える影響

主要な仮定の1つで予想販売数量は、見積りの不確実性が高く、販売数量が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することになり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがある。**中期経営計画の前提となっている将来の予想販売数量が●%減少した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性がある。**

(重要な会計上の見積り)

## 販売用不動産(仕掛販売用不動産、造成用土地を含む)の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

|              | 当連結会計年度(百万円) |
|--------------|--------------|
| 販売用不動産等残高    | 1,093,759    |
| 評価損計上額(売上原価) | 1,626        |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産に係る収益性の低下等により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。**正味売却価額は、用地取得時、工事着工時、販売開始時に策定される事業計画に基づく販売価格及び工事原価等に基づいて算出しております。**また、事業の進捗及び販売状況に応じて正味売却価額の見直しを行っております。

### ② 主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた**主要な仮定は、販売価格及び工事原価であり、算出にあたっては、過去の販売実績、将来の売買市場の動向、近隣地域の需給バランス、鋼材等の材料費及び労務費等建設コストの動向等を考慮した最新の事業計画に基づき見積りを行っております。**また、販売目的で保有する収益不動産の事業計画策定にあたっては、上記にあわせ**周辺の賃料相場、リーシング(テナント募集)状況等も考慮しております。**なお、当該見積りには**新型コロナウイルス感染症拡大**による今後の売買市場への影響を、販売エリアごとの販売単価、販売経費等の仮定に反映させております。

### ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に**追加で評価損を計上する可能性**があります。

(重要な会計上の見積り)

## 固定資産の評価

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

|                  | 当連結会計年度(百万円) |
|------------------|--------------|
| 有形固定資産及び無形固定資産残高 | 1,994,473    |
| 減損損失計上額          | 21,065       |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループが保有する有形固定資産は、減損が生じている可能性を示す事象(減損の兆候)がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。なお、正味売却価額には主に鑑定評価額を使用しております。

#### ② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業収入及び事業費用であり、特に賃貸等不動産に係る将来キャッシュ・フローの算出に当たっては**市場の賃料水準(物件の立地、規模、周辺の賃貸取引事例、マーケット見通し、過去の実績等を参考)**及び**対応する費用、稼働率、割引率等に基づき見積りを行っております。**なお、**新型コロナウイルス感染症拡大による影響**のある物件については、今後徐々に収束に向かい、**遅くとも3年後には回復するものとして仮定に反映しております。**

#### ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業環境等の変化が主要な仮定に影響し割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。



(重要な会計上の見積り)

退職給付債務及び関連する費用の算定

(1) 当連結会計年度に認識した金額

|          | 当連結会計年度(百万円) |
|----------|--------------|
| 退職給付債務残高 | 665,041      |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在しております。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。

② 主要な仮定

主要な仮定には、割引率、昇給率、退職率等の数理計算上の仮定が該当いたします。

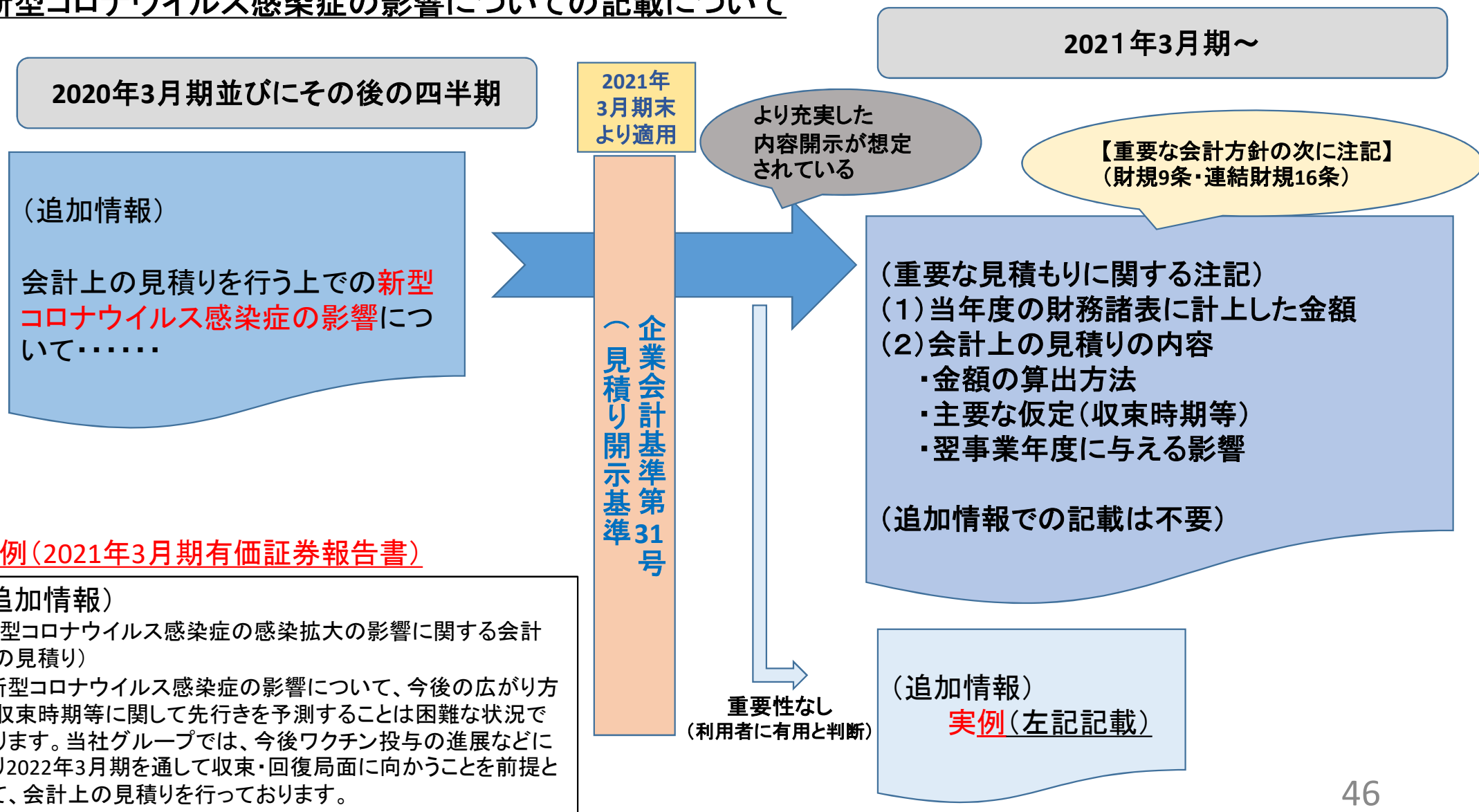
③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、連結財務諸表において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。退職給付債務の算定において、主要な仮定の変化が当連結会計年度末の退職給付債務に与える感応度は以下のとおりです。マイナス(△)は退職給付債務の減少を、プラスは退職給付債務の増加を表しております。感応度分析は分析の対象となる割引率以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としております。

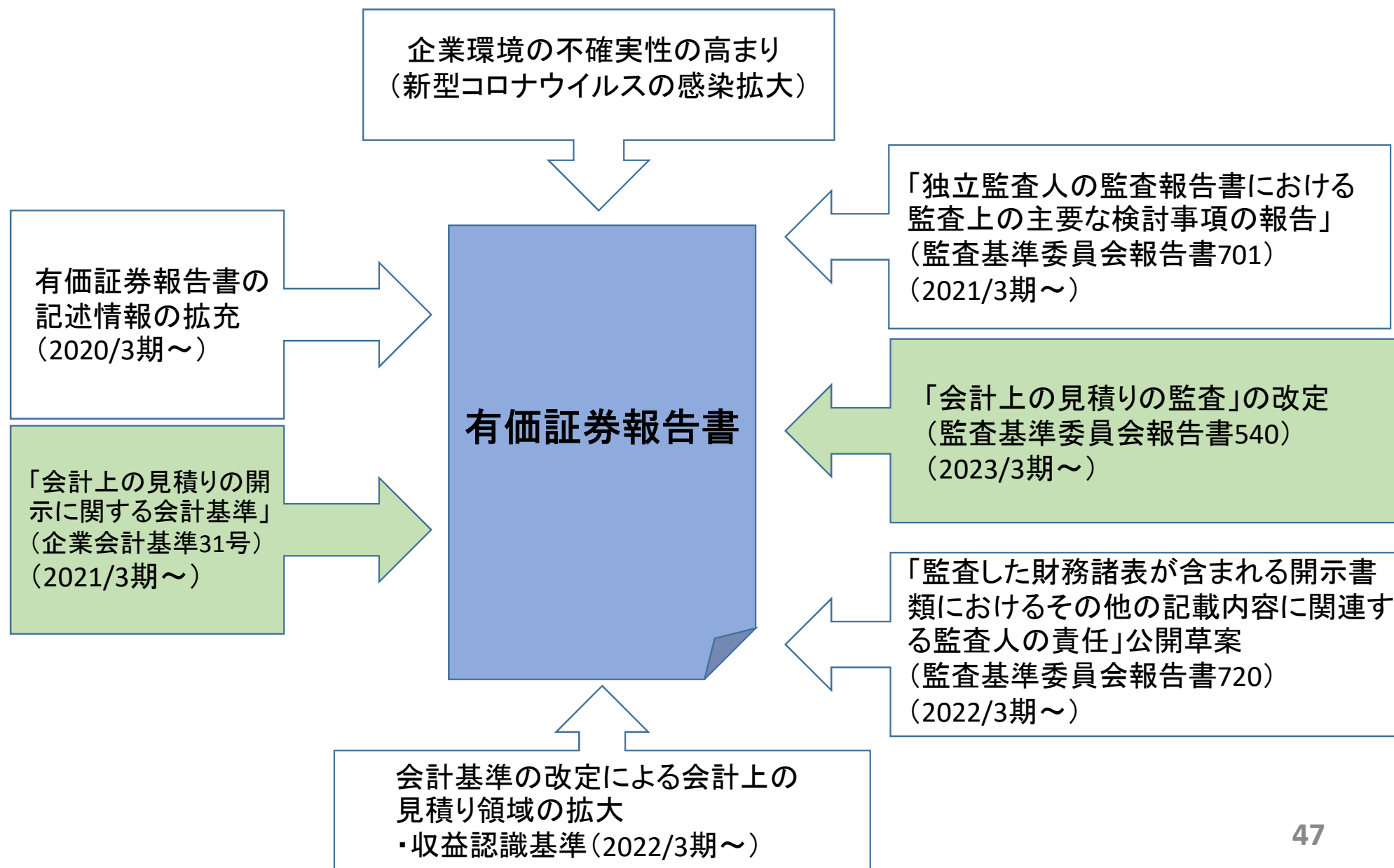
| 当連結会計年度末(2021年3月31日) |     | 数理計算上の仮定の変化 | 退職給付債務に与える影響<br>(百万円) |
|----------------------|-----|-------------|-----------------------|
|                      | 割引率 | 0.5%の上昇     | △57,688               |
|                      |     | 0.5%の低下     | 66,545                |

なお、当連結会計年度末の退職給付債務の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (退職給付関係) (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項」に記載のとおりです。

## 新型コロナウイルス感染症の影響についての記載について







# 減損会計

## 減損会計のルール

### I 資産のグルーピング

減損処理を行う際には1資産グループを基準とするべきである。また、ここで1資産グループとは概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位のことをいう。

### II 減損の兆候

減損の兆候としては、次の事象が考えられる。

- ①資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。
- ②資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。
- ③資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
- ④資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

### III 減損損失の認識

当該資産又は資産グループに減損の兆候がみられる場合には減損損失の認識を行うかどうかの判定を行う。当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識する。ただし、当該資産が半永久的にキャッシュ・フローを生み出す場合などには、キャッシュ・フローの見積もり期間は資産グループ中の主要な資産の経済的耐用年数と20年のうち短い方をを用いる。

### IV 減損損失の測定

減損損失の認識を行うと判定された資産又は資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額する。帳簿価額と回収可能価額との差額を当期の損失（減損損失）として処理する。なお、回収可能価額とは次のうちいずれか大きい方のことである。

使用価値：資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値

正味売却価額：資産又は資産グループを現時点において売却した場合における売却価額

## グルーピングについて

資産の収益性を測定するにあたり、予想される将来キャッシュ・フローを単一の資産ごとに分類することができない場合がある。たとえば製造ラインにおいて複数の機械が一体となって一つの製品を製造している場合などは、予想される将来キャッシュ・フローと各個別の機械との関係は必ずしも明確ではない。

このように複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合には、**減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の判定に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある**(固定資産の減損に係る会計基準 二6(1))。つまり、グルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと**相互補完的**であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う。

グルーピングは、実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定(資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む)を行う際の単位等を考慮して定めることになる。例えば、以下のような手順により資産のグルーピングが行われると考えらる(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 第7項)。

- ① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、**内部振替価額**や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。
- ② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。
- ③ 連結財務諸表においても、企業集団に属する親会社及び子会社が作成した**個別財務諸表を基礎**として作成される。連結の観点から資産のグルーピングの単位が見直される場合もある。
- ④ 事業の種類別セグメント情報における開示対象セグメントの基礎となる事業区分よりも大きくなることはない。
- ⑤ **グルーピングの変更は、ビジネスモデルの変更や管理会計上の区分の変更によって見直す場合もあるが、減損回避とみなされる場合もあるので慎重に判断する必要がある。**

## 兆候について

減損の兆候の例示（適用指針12項～17項）

必ずしも画一的に数値化できるものではなく状況に応じて個々の企業において判断することが必要である（適用指針77項）。

### (1) 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合

・以下の項目は「営業活動から生じる損益」に含まれる（適用指針12項（1））

- ① 減価償却費や本社費等の間接的に生じる費用
- ② 原価性を有しないものとして営業損益に含まれていない項目でも営業上の取引に関連して生じた損益

・継続してマイナスとなっている場合

| 2020/3期（前々期） | 2021/3期（前期） | 2022/3期（当期） | 2023/3期以降 | 減損の兆候 |
|--------------|-------------|-------------|-----------|-------|
| マイナス         | マイナス        | 下記以外        | 同左        | 兆候あり  |
| マイナス         | マイナス        | 明らかにプラス     | 同左        | 兆候なし  |

・継続してマイナスとなる見込みである場合

| 2021/3期（前期） | 2022/3期（当期） | 2023/3期以降 | 減損の兆候 |
|-------------|-------------|-----------|-------|
| マイナス        | 明らかにマイナス    | 同左        | 兆候あり  |
| マイナス        | 上記以外        | 同左        | 兆候なし  |

・事業の立ち上げ時など予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画により予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには減損の兆候には該当しない（適用指針12項（4））。

(2) 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

- ①事業の廃止または再編成
- ②当初の予定よりも著しく早期に除却や売却などにより処分すること
- ③異なる用途への転用
- ④遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合

(3) 資産又は資産グループが使用している事業に関連して、経営環境の著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること

- ①市場環境の著しい悪化
- ②技術的環境の著しい悪化
- ③法律的環境の著しい悪化

(4) 市場価格の著しい下落

少なくとも市場価格が帳簿価格から50%程度以上に下落した場合

## 主要な資産とその経済的残存耐用年数について

- ・ 主要な資産とは、資産又は資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産である（基準注3）。
- ・ 共用資産やのれんは、原則として、主要な資産には該当しない。
- ・ 税法耐用年数に基づく残存耐用年数と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該残存耐用年数を経済的残存耐用年数とみなすことができる。
- ・ のれんの場合はのれんそのものの残存償却年数で将来キャッシュ・フローが決定される（適用指針第37項）主要な資産の経済的残存使用年数ではない。

## 減損損失の認識（将来キャッシュ・フローの見積り）について

- ・資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する（基準二2.（1））
  - ・割引前将来キャッシュ・フローの見積り期間は主要な資産の経済的残存耐用年数と20年の短い方（基準二2.（2））
  - ・経済的残存耐用年数の経過時点における正味売却価額（時価－処分見込む費用）を加味。
  - ・将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る（基準四4.（1））
- ① 取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報（例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売り上げ見込みなど）を整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮する。
  - ② 中長期計画が存在しない場合、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮する。
  - ③ 中長期計画の見積り期間を超える期間については、原則として、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値（経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正した後のもの）に合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は逡減する成長率（ゼロやマイナスの場合もある）の仮定を置いて見積る。
  - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響に様々に不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う。
  - ⑤ その他に将来キャッシュ・フローの見積りに含まれるものものとして
    - 一 現在の価値を維持するための合理的な設備投資
    - 二 資産又は資産グループに関連して間接的に生じる支出
  - ⑥ その他に将来キャッシュ・フローの見積りに含まれないものとして
    - 一 計画されていない将来の設備の増強や再編によるキャッシュ・アウト並びにそれによる将来キャッシュ・フロー
    - 二 利息の支払額並びに法人税等の支払額・還付額

## 減損損失の測定（将来キャッシュ・フローの割引計算）について

- ・帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失とする。特別損失とする。
  - ・回収可能額は、次のうちいずれか大きい方
- ①使用価値：将来キャッシュ・ローの割引現在価値
  - ②正味売却価額：時価－処分見込む費用
- ・割引率は、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることから、割引率も税引前の割引率を用いる（適用指針4 3項）

WACC/（1－実効税率）によるのが一般的である。



# 連結財務諸表における注記

## 会計上の見積りの変更

当連結会計年度の連結財務諸表における重要な会計上の見積りの変更は以下の通りです。

(無形資産及びのれんの減損損失)

当連結会計年度において連結会社は株式会社ローソンの子会社化時に認識した無形資産及びのれんについて、新型コロナウイルス感染症の影響による足元の業績悪化や先行き不透明な状況等を踏まえ、当社として同社の事業計画を見直したことを背景に、145,325百万円ののれんの減損損失、30,949百万円の無形資産(国内コンビニエンスストア事業関連の顧客関係資産)の減損損失をいずれも「固定資産減損損失」に計上しています。これらの損失は、コンシューマー産業セグメントの連結純利益に含まれています(当社の所有者に帰属する当期純利益への影響は836億円の損失)。

連結会社は、のれんについて、同社の事業全体で形成される資金生成単位グループに帳簿価格を配分の上で減損テストを行っており、回収可能価額には使用価値を用いています。当該使用価値は、独立した鑑定人の支援を受け、直近の事業環境を反映させた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値を基に算定しており、当該使用価値と帳簿価額との差額を減損損失として計上しています。



事業計画は、主要な事業ごとに策定しており、対象期間は5年です。回収可能価額の算定に最も影響を及ぼす仮定は、主に国内コンビニエンスストア事業における店舗数増加と1店舗当たりの1日の平均売上高(日販)増加による売上高の成長前提です。新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みは、足元徐々に回復傾向に転じていますが、当連結会計年度の減損テストにおいては、2021年度以降も同傾向が続き、2022年度までに2019年度と同水準まで回復、2025年度までの売上成長率は年率0.6%と穏やかな増加を見込んでいます。

この仮定は、過去の実績、同業他社及び周辺業界の動向等を反映しており、責任者はこれらの整合性を検討しその承認を行っています。なお、割引率を含めたその他インプットと整合させる必要があるため、同社が今後実施していく店舗関連施設の取組み等による改善期待の一部は含めていません。割引率は、資金生成単位の固有リスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を使用しており、当連結会計年度の減損テストにおいては、4.9%(税後換算)を適用しています。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュフローの成長率は、資金生成単位が属する市場又は国における長期の平均成長率を勘案し、これを超えない範囲で用いることとされていますが、当連結会計年度の減損テストにおいては、0%としています。

顧客関係資産(国内コンビニエンス事業関連)については、店舗単位の資産グループ(資金生成単位)に帳簿価額を配分の上で減損テストを行っています。当該資産グループ毎に、将来キャッシュフローの割引現在価値を基にした使用価値による回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失とし、資産グループに含まれる有形固定資産、使用権資産、無形資産(顧客関係)それぞれの減損損失として合理的に配分しております。

なお、使用価値の算定には、上記のれんの減損テストの仮定と整合したものを使用しています。 54

## (注) のれんおよび無形資産

電通グループ 有報 2020.12期 より抜粋

### 重要なのれんおよび無形資産

のれんのうち、当連結会計年度において重要なものは、いずれも海外事業セグメントにおけるEMEA地域の165,879百万円、Americas地域の376,618百万円、およびAPAC地域の46,055百万円であります。なお、のれんのうち、前連結会計年度において重要なものは海外事業セグメントにおけるAPACののれん68,172百万円、および海外事業セグメントにおけるそれ以外の地域（EMEA地域およびAmericas地域）ののれん680,458百万円であります。

のれん以外の無形資産のうち、重要なものは、海外事業セグメントの顧客との関係であり、当連結会計年度において、EMEA地域で60,575百万円、Americas地域で40,919百万円、APAC地域で16,151百万円であります。なお、前連結会計年度における海外事業セグメントの顧客との関係はAPAC地域で22,351百万円、APAC地域以外の海外事業（EMEA地域およびAmericas地域）で125,428百万円であります。このうち、当社が2013年3月にDentsu Aegis Network Ltd.（現Dentsu International Limited）を買収した際に認識した金額は、前連結会計年度および当連結会計年度においてそれぞれ90,106百万円および79,825百万円であり、当連結会計年度末における残存償却期間は10年であります。

### のれんの減損テスト

#### ① のれんの資金生成単位グループ

前連結会計年度では、APAC地域と海外事業セグメントにおけるそれ以外の地域をそれぞれ資金生成単位グループとして海外事業セグメントに係るのれんを配分していました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大によるEMEA地域およびAmericas地域のマクロ環境の悪化ならびに当連結会計年度において新たに着手した構造改革に起因し、従来よりも詳細な単位でのれんを監視する必要性が増しており、これを踏まえて資金生成単位グループの見直しを行った結果、当連結会計年度末よりEMEA地域およびAmericas地域をそれぞれ別個の資金生成単位グループとしてのれんを配分しております。

#### ② のれんの減損テストの結果

当連結会計年度において、直近の実績を踏まえた最新の事業計画を基に海外事業セグメントに係るのれんの年次の減損テストを行った結果、海外事業セグメント全体で140,367百万円（EMEA地域およびAPAC地域での個別減損それぞれ46,143百万円および6,209百万円を含む）を認識しました。当連結会計年度におけるEMEA地域、APAC地域の回収可能価額はそれぞれ261,555百万円および66,864百万円であり、また、これにAmericas地域、未配分の全社資産および全社費用を含めた海外事業セグメント全体の回収可能価額は705,334百万円であります。なお、前連結会計年度においてはAPAC地域で70,187百万円の減損損失を認識しています。前連結会計年度におけるAPAC地域の回収可能価額は96,252百万円であります。

### ③ のれんの減損テストの概要

海外事業セグメントにおいては、各資金生成単位グループののれんの減損テストに追加して、未配分の全社資産および全社費用を含む海外事業セグメント全体についても、その減損の要否を確認しております。回収可能価額は、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算およびその後4ヶ年の業績予想を基礎とする使用価値に基づき算定しております。当該使用価値の算定に用いた主要な仮定およびインプットは次のとおりです。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による影響：当連結会計年度が最も影響が大きく、翌連結会計年度およびそれ以降は回復基調になるという前提をおいております。
- ・オペレーティング・マージン：当連結会計年度において新たに着手した構造改革により、当連結会計年度に比較して改善するという前提をおいております。
- ・正味運転資本の見積り：過去の平均値に基づき長期的に見込まれる正味運転資本を見積っております。
- ・継続成長率：5年を超える期間におけるキャッシュ・フローについて設定した継続成長率については海外事業セグメント全体において1.5%～1.75%（前連結会計年度：1.5%～2.0%）であります。
- ・割引率：海外事業セグメント全体に含まれる各資金生成単位グループおよび全社費用の使用価値の算定に使用した税引前の割引率は9.6%～12.4%（前連結会計年度：9.0%～10.8%）であります。
- ・全社資産および全社費用：各資金生成単位グループののれんの減損テストに際し、海外事業セグメントの全社資産および全社費用は各資金生成単位グループに合理的かつ一貫した計算に基づき配分しております。配分割合は72.5%（前連結会計年度：66.3%）であります。

海外事業セグメント全体における、他のすべての変数が一定であると仮定した上で主要な仮定が変更された場合の当連結会計年度の認識額に加えて認識される減損損失の感応度分析は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

|              | 割引率の0.1%増加 | 継続成長率の0.1%減少 | オペレーティング・マージンの0.1%減少 |
|--------------|------------|--------------|----------------------|
| 追加で認識される減損損失 | 8,842      | 6,210        | 5,319                |

## 4. 事業分離・M&A

# 日本企業のM&A、過去最多に 脱炭素の流れ受け事業再編が活発化

朝日新聞2022年1月3日より抜粋

2021年に日本企業が関わったM&A（合併・買収）の件数は4,280件（速報値）で、過去最多になったことがわかった。新型コロナウイルスの感染拡大や世界的な脱炭素の流れを受け、事業の再編が活発化している（M&A助言大手のレコフの公表情報）。21年のM&A（出資を含む）の件数は前年より550件（14・7%）多く、過去最多だった19年を上回った。

世界的な脱炭素の流れを受け、石油や化学関連などの企業が事業を見直そうとしている。化学燃料に関わる事業を売却し、得た資金を再生可能エネルギーや水素といった新分野に投じるところが目立つ。2021年に日本企業が関わったM&Aの件数が過去最多になったのも、こうしたことが背景にある。

日経新聞2022年3月8日より抜粋

企業の事業再編が加速している。2021年に東証1部企業で事業の売却や撤退などを決めた事例は368件と過去最多だった。新型コロナウイルス禍で経営環境が一変する中、「選択と集中」を迫られている。

ウクライナ問題を受けた事業撤退が発生するなど世界経済の先行きは不透明だ。今後、経営継続と再成長に向けた事業見直しが一段と進む可能性がある。

再編件数はコロナ禍で急増した20年からさらに2割増え、2年連続で過去最多を更新した。



## 4. 事業分離・M&A

### ブリヂストン8000人転籍へ 2事業売却国内は3000人弱

(朝日新聞2021年12月19日より抜粋)

タイヤ国内最大手のブリヂストンが大規模な事業再編を進めている。来年夏までに防振ゴム事業を中国企業に、自動車部品などの化成品ソリューション事業を投資ファンドに売却する。国内外で22カ所の事業所を譲渡し、従業員約8千人に転籍を求める。国内では11カ所、3千人弱が移る。

(日経新聞2021年12月10日より抜粋)

ブリヂストンは10日、自動車の制振部品やシート部材などを扱う2事業を2022年7月以降に売却すると発表した。対象事業の従業員は合計約7900人。関連する拠点と従業員は売却先が引き継ぐ。事業売却損は合計1190億円の見込み。同社はタイヤ以外の事業で収益改善が課題となっており、売却を通じて業績の底上げを図る。

### 三菱マテ、アルミ事業売却 米ファンドに600億円で

(日経新聞2021年11月26日より抜粋)

三菱マテリアルは25日、自動車部品などに使うアルミニウム事業を米投資ファンドのアポロ・グローバル・マネジメントに売却すると発表した。譲渡額は負債も含め約600億円。アルミ市場は世界的な成長が期待される一方、国内4位の規模では拡張投資を続けられないと判断。電気自動車(EV)向け銅加工品など得意とする分野に経営資源を集中させる。

## 4. 事業分離・M&A

### のれんの会計処理

#### 企業結合に関する会計基準

109. また、のれんを規則償却とした場合、例えば、株式の交換による企業結合のプロセスにおいて、買収対価（発行株式金額）の過大評価や過払いが生じている可能性がある場合に、**のれん等が過大に計上される状況が考えられる**。このように取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるとときには、企業結合年度においても「固定資産の減損に係る会計基準」の適用上、**減損の兆候が存在すると判定される場合もある**。被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合も同様に扱われることがある。

#### 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針

77. のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる（「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という。）一及び二8.）。特に、次の場合には、**企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられるときがあるとされている（企業結合会計基準 第109項）**。

- (1) 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合
- (2) 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合

なお、のれんの減損損失を認識すべきであるとされた場合には、減損損失として測定された額を特別損失に計上することになる。

仕 訳

資産

500

負債

400

のれん

600

資本金

700

時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合には、**買収対価(発行株式金額)の過大評価や過払いが生じている可能性がある**ので、のれんの過大計上の状況にないか買収初年度から減損の検討を要する。



## のれんの事後処理の暫定決定は延期

### そもそも「のれん」とは

含まれているものは……

#### ①被取得企業自身が有する超過収益力

(認識された資産・負債には個別に反映されていない、被取得企業が継続的に超過リターンを生み出す源泉。例えば、そこで働く人材等)

#### ②被取得企業が取得企業と統合されることから生じるシナジー

(取得企業が被取得企業の販売チャネルを用いて自社製品を販売することによる売上増、または、企業が統合されることによるコストの削減等)

#### ③取得対価の過大払い又は過少払い

### IFRS

・IFRSにおけるのれんは、非償却とされ、少なくとも年に一度の減損テストが要求されている。よって、簿価は当初の金額のまま据え置かれている。

・現在のIFRSはのれんを非償却にしていますが、2004年にIFRS第3号が発行する前まではIFRSものれんを償却していた。当時、IFRSが非償却に会計処理を変更した理由は、のれんの耐用年数を見積もることが実務上困難なこと、また、IFRSの減損テストモデルが十分に機能すると考えられたこととされている。

・また、財務諸表を利用する投資家の多くが、のれんの償却費を分析から除外(のれんが償却されている場合に、償却をなかったこととして元に戻す)していることが償却反対の大きな理由。

### 日本基準

・日本の会計基準では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するとされている。すなわち、日本の会計基準ではのれんは一定期間にわたり償却され、簿価が逡減していく

・のれん償却に賛成する意見は、のれんが償却されないと、のれんが過大計上されてしまうことを懸念している。その理由は、そもそものれんの価値は時の経過とともに減価する(つまり、企業はのれんを費消している)と考えており、よって、のれんを償却しない場合には結果的に(会計基準では計上が認められない)自己創設のれんを計上していることになってしまうことを指摘している。

・また、のれんの減損テストではのれんの価値の低下をタイムリーに認識できないことを指摘している。

IASB(国際会計基準審議会)より公表された討議資料「企業結合－開示、のれん及び減損」(2020年3月)では、のれんの償却を再導入すべきかが審議され、のれんの償却は再導入しないことが暫定的な見解とされた。しかしながら、当該暫定的見解は、僅差により決定され、多くのボードメンバーが償却の再導入に賛成票を投じたとされている。

2021年9月20日より開催されたIASBボード会議でも、予定されていた暫定決定は追加的な分析を求める声を受け延期された。

## 4. 事業分離・M&A

### 投資時における子会社の利益留保額

連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針

58. 子会社の利益のうち投資時に留保しているものについても、将来配当の可能性がある場合で、配当受領時に親会社において受取配当金に係る追加の税金負担が生ずると見込まれるときには、親会社は投資時に税効果を認識し、繰延税金負債を計上することができる。本来、当該投資の購入価額算定に際し、親会社は、投資時まで留保していた子会社の利益を将来配当したならば負担するであろう税金額を考慮して投資の買取価額を決めたものと想定される。つまり、当該税金の負担が見込まれない場合に比べて、投資時に将来負担が見込まれる税金の額に等しい金額だけ低い価額で親会社の投資に係る購入契約が成立したものと考えられる。したがって、**税効果会計適用上の投資取得原価は、税務上の簿価（実際に成立した購入価額に等しい。）よりも将来における配当受領に伴って親会社が負担すると見込まれる税金の額だけ高いと考えられ、将来加算一時差異が生じている。親会社は投資時に当該将来加算一時差異に係る税効果額を認識し、当該将来加算一時差異の額に相当する額の繰延税金負債を計上することができる。**なお、税効果の認識に当たって、個別財務諸表上の繰延税金負債の相手科目は子会社投資原価であり、資本連結手続を通じてのれん又は負ののれんに影響を与えることになる。また、その後の税率の変更に伴う繰延税金負債の増減や子会社からの配当受領又は損失計上に伴う繰延税金負債の取崩しは、子会社投資原価若しくはのれん又は負ののれんを修正するのではなく、法人税等調整額に計上する。

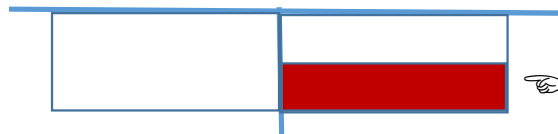
仕 訳

|     |     |
|-----|-----|
| 資産  | 500 |
| のれん | 630 |

|        |     |
|--------|-----|
| 負債     | 400 |
| 資本金    | 700 |
| 繰延税金負債 | 30  |

子会社の利益のうち投資時に留保しているものについて、将来配当の可能性がある場合で、配当受領時に親会社において受取配当金に係る追加の税金負担が生ずると見込まれるときには、親会社は投資時に税効果を認識し、繰延税金負債を計上する。

## 買収した子会社のB/S



② この留保利益に係る親会社の税金負担額を繰延税金負債へ計上

## 4. 事業分離・M&A

### 投資時における繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分

企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針

繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分

71. 組織再編の形式が、事業を直接取得することとなる合併、会社分割等の場合には、取得企業は、企業結合日において、被取得企業又は取得した事業から生じる一時差異等（取得原価の配分額（繰延税金資産及び繰延税金負債を除く。）と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額並びに取得企業に引き継がれる被取得企業の税務上の繰越欠損金等）に係る税金の額を、将来の事業年度において回収又は支払が見込まれない額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する。繰延税金資産及び繰延税金負債は、暫定的な会計処理の対象とする。

72. のれん（又は負ののれん）は取得原価の配分残余であるため、のれん（又は負ののれん）に対する税効果は認識しない。

378-3. のれん（又は負ののれん）については、配分残余という性格上、税効果を認識しても同額ののれん（又は負ののれん）が変動する結果となるため、あえて税効果を認識する意義は薄いと考えられる（第72項参照）。なお、平成18年度税制改正により、非適格合併等における税務上ののれん（資産調整勘定又は差額負債調整勘定）に関する規定が定められているが、当該税務上ののれんが認識される場合においては、その額を一時差異とみて、第71項に基づき繰延税金資産又は繰延税金負債を計上した上で、配分残余としての会計上ののれん（又は負ののれん）を算定することに留意する必要がある。

仕 訳

税務上ののれんが500認識されるので  
 $500 \times 30\%$  (税率30%とする) = 150を繰延税金資産として計上。  
その上で、**配分残余としての会計上ののれんを計上。**

繰延税金資産 150

のれん 350

CASH 500

## 4. 事業分離・M&A

### 事業分離会計のポイント

事業分離等に関する会計基準

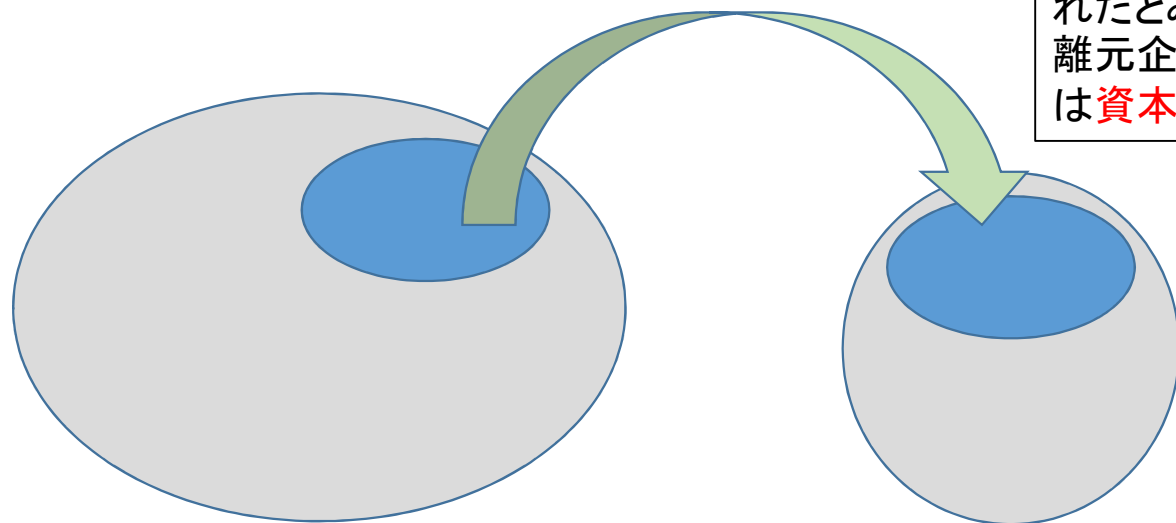
企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針

・分離元企業の会計処理について

- ①移転した事業に関する投資が清算されたのか、あるいは、事業投資が継続的に行われているのか(継続的関与)。
- ②投資が清算されてとみなされる場合には、移転損益を認識する。
- ③対価として現金を受領する事業移転の場合には、基本的には事業が移転したとみなされるが、継続的関与が引き続きあり、事業分離後も移転した事業に係る成果の変動性を従来と同様に負っている場合には、(子会社と認識される場合があり)その場合は移転損益は認識されない(この場合は「持分変動差額」として資本剰余金処理となる)。
- ④事業分離に伴う受取対価が株式の場合で、分離先企業の子会社の場合(新たに子会社となる場合も)には、生じる持分変動差額(分離元企業(親会社)の事業移転されたとみなされる額(事業の価値)と移転した事業に係る分離元企業(親会社)の持分減少額(簿価ベース)との差額)は資本剰余金として処理する。なお、この場合、分離元企業は分離先企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーチェス法を適用し、よって当該投資したとみなされる額と、これに対応する分離先企業の事業分離直前の資本(のうち持分の部分)との差額をのれんとする。
- ⑤事業分離に伴う受取対価が株式の場合で、分離先企業が関連会社の場合(新たに関連会社になる場合も)には、生じる持分変動差額(分離元企業の事業移転されたとみなされる額(事業の価値)と移転した事業に係る分離元企業の持分減少額(簿価ということ)との差額)はP/L上の損益として処理する。なお、この場合、分離元企業は分離先企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーチェス的に持分法(部分時価評価法)を適用し、よって当該投資したとみなされる額と、これに対応する分離先企業の事業分離直前の資本(のうち持分の部分)との差額をのれんとする。
- ⑥共同支配企業への投資については、連結財務諸表上、持分法を適用する。また、関連会社の扱いと同様に、持分変動差額については、P/L処理となる。



●分離先企業が子会社の場合(新たに子会社となる場合も)⇒



生じる持分変動差額(分離元企業(親会社)の事業移転されたとみなされる額(事業の価値)と移転した事業に係る分離元企業(親会社)の持分減少額(簿価ベース)との差額)は**資本剰余金**として処理する。

●分離先企業が関連会社の場合(新たに関連会社になる場合も)⇒

生じる持分変動差額(分離元企業の事業移転されたとみなされる額(事業の価値)と移転した事業に係る分離元企業の持分減少額(簿価ということ)との差額)は**P/L上の損益**として処理する。

なお、共同支配企業への投資については、連結財務諸表上、持分法を適用する。また、関連会社の扱いと同様に、持分変動差額については、P/L処理となる。

|                      | 資本金              | 資本剰余金        | 利益剰余金            | 自己株式              | 株主資本合計   |             |           |
|----------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|----------|-------------|-----------|
| 2020/4/1残高           | 64,506           | 70,808       | 271,681          | △ 874             | 406,121  |             |           |
| 当期中の変動額              |                  |              |                  |                   |          |             |           |
| 剰余金の配当               |                  |              | △ 13,979         |                   | △ 13,979 |             |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益  |                  |              | 61,403           |                   | 61,403   |             |           |
| 自己株式の取得              |                  |              |                  | △ 2,431           | △ 2,431  |             |           |
| 自己株式の処分              |                  | △ 550        |                  | 1,500             | 950      |             |           |
| 自己株式の消却              |                  | △ 800        |                  | 800               | 0        |             |           |
| 非支配持分との<br>資本取引及びその他 |                  | 1,750        |                  |                   | 1750     |             |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の増減 |                  |              |                  |                   | -        |             |           |
| 当期中の変動額合計            | -                | 1,200        | 47,424           | △ 1,954           | 46,670   |             |           |
| 2021/3/31残高          | 64,506           | 72,408       | 366,529          | △ 2,959           | 500,484  |             |           |
|                      |                  |              |                  |                   |          |             | (単位: 百万円) |
|                      | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 新株予約権    | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計     |
|                      | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |          |             |           |
| 2020/4/1残高           | 8,664            | 28,726       | △ 20,064         | 17,326            | 874      | 21,550      | 540,234   |
| 当期中の変動額              |                  |              |                  |                   |          |             |           |
| 剰余金の配当               |                  |              |                  |                   |          |             | △ 13,979  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益  |                  |              |                  |                   |          |             | 61,403    |
| 自己株式の取得              |                  |              |                  |                   |          |             | △ 2431    |
| 自己株式の処分              |                  |              |                  |                   |          |             | 950       |
| 自己株式の消却              |                  |              |                  |                   |          |             | 0         |
| 非支配持分との<br>資本取引及びその他 |                  |              |                  |                   |          |             | 1,750     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の増減 | △ 3,672          | △ 13,081     | △ 3,419          | △ 20,172          | 78       | △ 2,621     | △ 22,715  |
| 当期中の変動額合計            | △ 3,672          | △ 13,081     | △ 3,419          | △ 20,172          | 78       | △ 2,621     | 44,127    |
| 2021/3/31残高          | 4,992            | 15,645       | △ 23,484         | △ 2,846           | 952      | 18,929      | 609,339   |

## 当社子会社の一部事業の譲渡に関するお知らせ

2021年4月21日

日本郵政株式会社および日本郵便株式会社ならびに日本郵便株式会社の子会社 Toll Holdings Limited (Managing Director Thomas Knudsen / 以下「トール社」) は、本日、トール社のエクスプレス事業を Allegro Funds Pty Ltd の傘下企業である Australian Parcels Group Pty Ltd、Australian Parcels Pty Ltd、Tasmania Maritime Pty Ltd、NZ Logistics Holdings Limited (以下、「Allegro」) に譲渡することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 事業譲渡の理由

日本郵政グループは、2015 年に国際物流戦略の成長・拡大を企図してトール社を買収して以降、様々な施策を通じて事業成長を目指してまいりましたが、豪州経済の減速等を受けトール社の業績は悪化し、**2017 年 4 月には「減損損失の計上、平成 29 年 3 月期通期連結業績予想の修正及び子会社単体業績に係る関係会社株式評価損の発生に関するお知らせ」**を発表するに至りました。

その後、トール社の経営陣の刷新、人員削減や部門の統廃合等によるコスト削減施策を中心に、トール社の業績回復・将来の成長への基盤を整えるための対策を講じてまいりましたが、近年の競争環境の激化、標的型サイバー攻撃の影響及び新型コロナウイルス感染症の拡大による内外需要の低下等により、トール社を取り巻く事業環境は厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、日本郵政グループはトール社の成長に資する事業戦略上の様々な選択肢を検討しておりましたが、トール社において、特に業績悪化が継続している**エクスプレス事業を売却することが最善の選択であると判断し、2020 年 11 月 5 日付「Toll Holdings Limited の一部事業の売却検討の決定のお知らせ」**に記載の通り、**エクスプレス事業の売却を検討する旨を決定し、本件譲渡の検討を進めてまいりました。**

日本郵政グループによる慎重な検討を重ねた結果、このたびトール社はエクスプレス事業を Allegro に譲渡する契約を締結いたしました。  
(一部省略)

本件譲渡による譲渡価額は約 7 億円(7.8 百万豪ドル)となります。

本件譲渡に伴い、2021 年 3 月期の連結決算において、**特別損失として 674 億円(減損損失 619 億円、その他の特別損失 54 億円)を計上する見込みです。**今回の特別損失の計上は、適時開示における軽微基準に該当するものでありますが、2021 年 3 月期連結業績見通しへの影響については、他の要因も含め、現在精査中であります。

## 子会社の異動を伴う出資持分譲渡に関するお知らせ

当社は、当社の連結子会社である○○○株式会社の全出資持分を○○○に譲渡することについて同社と合意しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 譲渡の目的 ……

……

#### 6. 今後の見通し

当該譲渡により、特別損失を計上する見込みであります。当該譲渡による連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、確定次第速やかに公表いたします。また、個別財務諸表においては特別利益を計上する見込みであります。特別損失の金額及び当該譲渡による個別業績に与える影響につきましては、当該譲渡に関する精査が済み次第公表いたします。

### (経過)子会社の異動を伴う出資持分譲渡に関するお知らせ

当該適時開示時点で未定でありました事項について確定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 特別利益及び特別損失の内容

本件により、当第3四半期連結会計期間において子会社株式売却益7億67百万円を特別利益に計上しております。また、個別業績では、子会社株式売却損3億40百万円を特別損失に計上しております。

#### 2. 業績に与える影響 ……(以下省略)

## 子会社株式の簿価は個別では変わらないが連結では変動している

・個別財務諸表上においては、子会社株式は、時価が著しく下落した場合を除き、原則として取得原価で評価します。したがって、こ会社がどんなに好業績を上げて、その株式価値を上昇させても、親会社の個別財務諸表ではその価値の上昇は表現されません。それは含み益という形で簿外で所有することになります。その含み益が財務諸表上に表現されるのは、その子会社株式を売却したときです。**含み益のある子会社株式を売却すると、個別財務諸表上では子会社株式売却益が計上されることになります。**

・一方で、連結財務諸表では、子会社株式(連結財務諸表では実体的な資産・負債の中に取り込まれて表示されています)の簿価は、その子会社の経営成績に応じて変動しています。したがって、子会社が業績好調で利益を上げていけば、子会社の利益剰余金は増加していますから、その増加分のうちの親会社持分に相当する金額は連結財務諸表の決算の都度既に取り込まれているのです。つまり、**子会社の業績は適時に連結財務諸表における持分簿価に反映されています。**

・連結上の当該子会社の持分簿価は、その子会社の帳簿上の純資産額に対応しています。したがって、子会社株式の売却価額が当該子会社の帳簿上の純資産によって決定されれば、連結上は持分売却損益は発生しないことになります。しかし、その子会社株式を売却するときの売却価格は、必ずしもその会社の帳簿上の純資産額に全く一致するわけではなく、高くなることも低くなることもあり得ます。その結果、業績のいい関連会社の連結上の簿価は高くなっていますから、その子会社の株式を当初の取得価格より高く売って、**個別財務諸表上では利益を計上できても、連結では売却価格が簿価を下回り、損失が発生するということがあるのです。**

## 5.最近の不正経理問題

### ○(東京商工リサーチ公表資料より 2022.1.21)

2021年に「不適切な会計・経理」(以下、不適切会計)を開示した上場企業は、51社(前年比15.0%減)だった。集計を開始した2008年以降、2019年に過去最多の70社を記録したが、その後は2年連続で減少、2021年は約3割(27.1%減)下回った。だが、開示社数は2015年から7年連続で50件以上を維持している。

2021年も新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が3回発令され、企業だけでなく業績や財務内容などの適正をチェックする監査法人、公認会計士も在宅勤務を強いられた。2021年は不適切会計の開示社数は減少したが、コンプライアンス(法令順守)、コーポレートガバナンス(企業統治)の観点から、**不適切会計のチェックに向けた業務フローの確認の必要性は変わらない。**

2021年に不適切会計を開示した51件で、内容別では経理や会計処理ミスなどの「誤り」が24件(構成比47.0%)で最多だった。次いで、子会社で不適切会計処理などの「粉飾」が15件(同29.4%)、着服横領が12件(同23.5%)と続く。

上場企業の不適切会計の発覚は依然として高水準が続いており、金融庁や東証はガバナンスの向上に向けた指針整備を進められる中、企業側も確実に指針を履行できる体制作りが求められる。

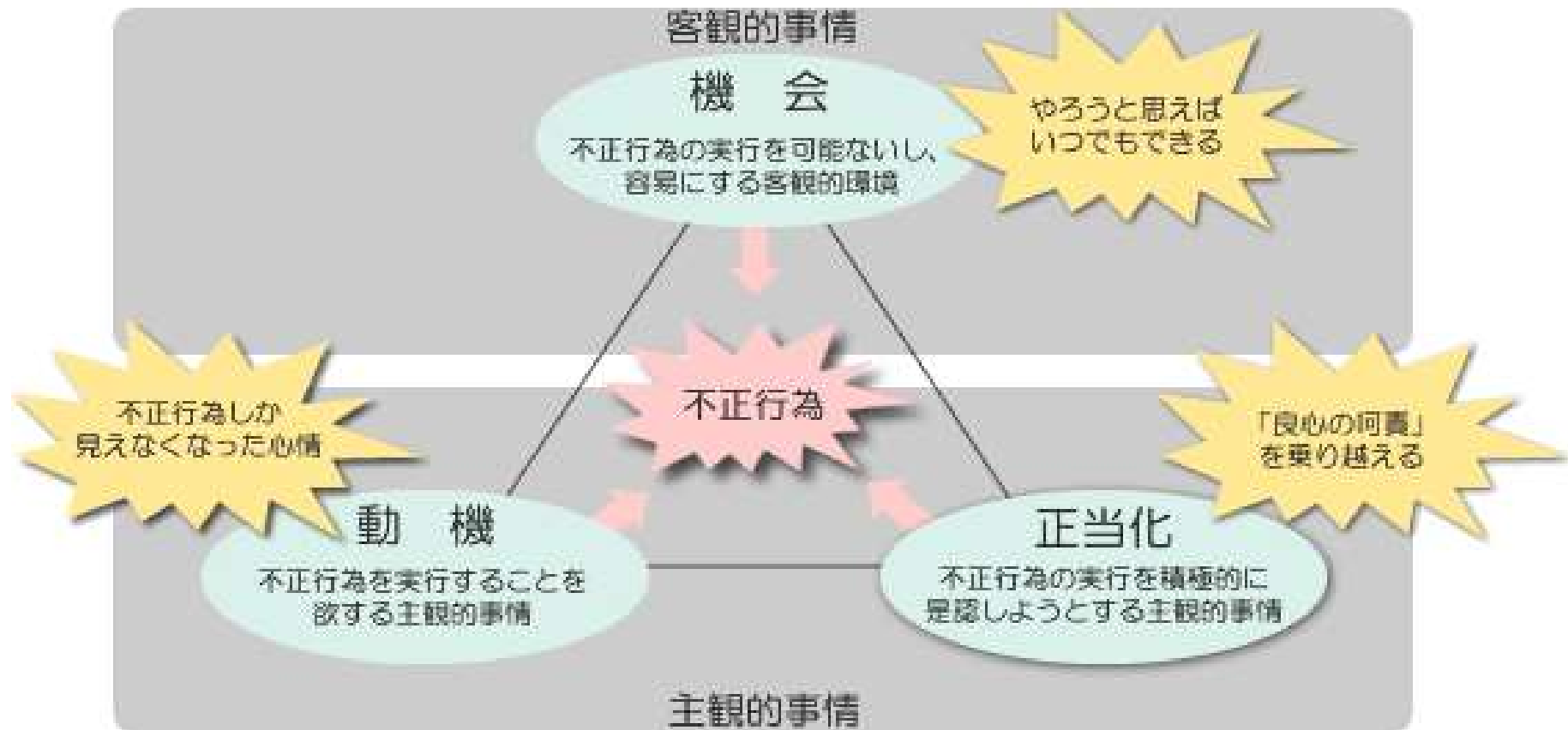




## 5. 不適切会計・過年度訂正

D-Quest.Inc.のホームページより

【不正のトライアングル】



# 5. 不適切会計・過年度訂正

## 不適正会計の分類

|             | 着 服 ・ 横 領 | 粉 飾 |
|-------------|-----------|-----|
| 上 層 部 ・ 幹 部 | 型         | 型   |
| 従 業 員       | 型         | 型   |

## 不適正会計の防止策

|             | 着 服 ・ 横 領                                     | 粉 飾                     |
|-------------|-----------------------------------------------|-------------------------|
| 上 層 部 ・ 幹 部 | 関連当事者間取引の<br>チェック<br>取締役会の適切な運営<br>(ガバナンスの強化) | 経営者の見識・人格<br>(ガバナンスの強化) |
| 従 業 員       | 内部管理・内部牽制<br>(内部統制の強化)                        | 統制環境・組織風土<br>(内部統制の強化)  |

不正防止のための7つの内部統制手続き

- 1. 縦の承認・横の牽制
- 2. 人を替えるローテーション制度
- 3. 内部監査制度
- 4. 内部通報制度
- 5. 厳罰に処す、社内公表
- 6. 宣誓制度
- 7. 外部に確認する制度
- 8. 社内教育の徹底

これらを社内管理制度(内部統制)に組み込む

BUSINESS LAWYERS 中村達樹弁護士のレポートより  
(論座 法と経済ジャーナルAsahi Judiciary(2021年7月26日))

コンプライアンス違反の2類型

|                     | 作為型                                 | 不作為型                                        |
|---------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------|
| タイプ<br>(郷原信郎弁護士の命名) | ムシ                                  | カビ                                          |
| 特徴                  | 単発的・単独犯・個人的                         | 恒常的・集团的・組織的                                 |
| 形態                  | 盗む                                  | ごまかす                                        |
| 誰の利益                | 自己のため                               | 会社のため                                       |
| 誰を裏切る               | 会社                                  | 社会                                          |
| 主因                  | 反倫理・反道徳                             | 同調圧力・忖度                                     |
| 具体例                 | 窃盗・横領・情報漏洩・キックバック・残業代不正計上           | 賄賂・カルテル・粉飾決算・データ偽装・サービス残業                   |
| 対策                  | 殺虫剤<br>個人の意識改革<br>規定整備・規則強化<br>～するな | 風通しをよく<br>組織の風土改革<br>日頃からのコミュニケーション<br>～しよう |

## 岩崎弥太郎の言葉

「**酒樽の底を見よ**: 酒樽の栓が抜けるよりジワリと底から漏れることに留意せよ！」

### 指摘の数々

「30年以上続いたというのは、組織的な不正行為だったと認めざるを得ない。この不正行為をどこまで把握できていたのかが重要な問題だ。当事者が誰かという点もあわせ、我々の中で仕事のやり方、反省すべき点はなかったか、調査する。」

「私自身は非常に重く受け止めているし、ショックだ。品質は利益や納期に優先すると訴えかけてきた。それでも『**社内の常識**』で品質基準を運用していたのが実態で、施策が行き届いていなかった。労務問題も同じような背景を持っている。もう一度、風土改革をしっかりやっていきたい。」

「架空のデータを自動で生成する専用プログラムを、**遅くとも1980年代から使うなど、悪質な手口が明らかになった**。過去数年、不祥事が相次いだ際にも調査や処分を徹底しておらず、体質が改善されなかった。」

「再び不祥事『**変わらぬ後手対応**』には啞然。」

「30年以上、架空の検査データを顧客に報告していた疑いがある。同社は近年、品質不正や労務問題が頻発しており、『**殿様**』とも『**公家体質**』とも評される**内向き志向が不祥事の温床**となっている可能性がある。自ら傷つけた信用を取り戻すには企業風土の抜本改革が欠かせない。」

「不正に大きい、小さいはないが、今回の案件はかなりの期間にわたって不適切な運用をしており、悪質な部分大きい。是正ができなかった面も含め、問題だと思っている。」

「改善できない『**問題体質**』を改めて浮き彫りにした。」「根っこには上司に伝えにくいというコミュニケーションの問題があった。」

「長期にわたって異常な不正が放置されてきた背景には、**事業部門の利益が会社全体や顧客よりも優先され、自浄作用が働きにくいという縦割り組織の弊害がある**。」

「**少なくとも品質管理や設計部門の課長クラスは不正行為を把握していた**。」

# 三菱電機・東芝・みずほ銀行・・・

朝日新聞2021.12.30より抜粋

## 三菱電機

国内6工場で虚偽の試験成績表を作成するなど計47件の品質・検査不正

## 東芝

2020年7月の株主総会で一部の株主に経済産業省と一体となって圧力をかけた

## みずほ銀行

全国にある8割のATMが停止するなど2021年で8回のシステム障害

## 共通する問題点

- ・上にもものが言いにくい閉鎖性
- ・社内秩序を重視する事なかれ主義
- ・経営陣を監視する体制が不十分

## 再発防止策

- ・人事のローテーションの活性化
- ・失敗を許容し風通しの良い組織に
- ・企業統治の状況を外部から評価

## ソニー生命「不正送金」事件32歳社員が170億円詐欺(在宅勤務:監視の穴突く)

2021年11月29日、警視庁捜査2課はソニー生命保険の財務部勤務の社員〇〇を逮捕。同年5月、関連子会社から約170億円をアメリカの口座へ不正送金した詐欺の疑い。〇〇は子会社『エスエー・ラインシュアランス』(バミューダ諸島)の清算業務を担当。小規模な部署で、チェックを行う上司は一人のみ。犯行が行われたとみられる5月は、緊急事態宣言下で在宅作業だったため、監視の目も届きにくかった。そういった隙を突いて、上司の承認を偽装して、子会社の米国口座からアメリカの銀行へ送金を指示していた。警視庁はFBIに協力を要請し、連携して実態解明にあたっている。ソニー生命の関係者によれば、〇〇の勤務態度に問題はなかったという。動機も不明のまま。最大の謎は170億円もの途方もない額の金銭を、30代前半の若手社員がどこへ送ったのかである。

## エデュラボ不正会計

上場前からの不正会計が発覚した。エデュラボは連結範囲の意図的な調整などの疑いが発覚し、有価証券報告書を訂正。過去複数期の売上高を数%減らしたほか、2021年3月末の純資産も1割減らした。東証は、2022年1月11日、エデュラボの市場を2月12日に東証1部からマザーズに変更すると発表した。上場前から不正会計を繰り返しており、情報開示体制を改善する必要性が高いと判断した。東証は1月25日までに改善報告書の提出を求めており、上場契約違約金4800万円も徴求する。

## HIS GoToトラベル 給付金不正受給

旅行大手HISは2022年1月18日、子会社が「Go To トラベル」の給付金を6億円不正に受け取っていた問題の再発防止策をまとめた報告書を観光庁に提出した。背景に「子会社の自立性を尊重する企業文化」があったなどとして、今後は管理を強化するとしている。



## グレイステクノロジー 不正会計で四半期報告書出せず 上場廃止

2021年11月に不正会計が発覚、関東財務局から報告書の提出を延期する承認を受けていたが提出できず、東京証券取引所の基準に抵触し、上場廃止となる。

グレイスは製品のマニュアル作成を手掛ける企業。顧客企業の業務円滑化や作業手順の改善提案などもしている。2016年に東証マザーズグレイスに上場、2018年に東証1部になった。滝川クリステルさんのCMで知名度を上げてきた。

2021年11月に過去の会計処理の適切性に疑念があると発表し、特別調査委員会を設置して調査。2021年12月には調査委員会の報告で元代表取締役などが関与する重大な不正があったことがわかったと発表。**架空の売上高を計上し、その架空取引の売掛金を役職員の自己資金で仮装入金していたことや、売上高の前倒し計上、利益を操作するため架空の外注費の計上があった。2021年3月期の単独売上高18億円のうち、約55%が架空売上だったとみられる。**

## 株式会社アウトソーシング 不適切会計さらに拡大

2021年12月28日、連結子会社における不適切な会計処理の疑いがあることを公表し、調査委員会を設置し、調査に取り組んでいたが、「調査委員会調査報告書の受領に関するお知らせ」を公表した。

同社連結子会社のアウトソーシングテクノロジーの上場準備の過程において、不適切な会計処理が行われていた疑いがあることが判明したのが始まり。子会社である、株式会社アネブルにおける仕掛品等の過大計上等の疑いもあり、第3四半期決算の連結財務諸表に、数億円の影響を及ぼす可能性があるとしていた。

報告書では、**不適切会計をしていたのが17社に広がったようで、売り上げの架空計上や早期計上、仕掛品の過大計上、費用の繰り延べなどが発覚した。**

2016年～21年の間に売上高が累計で9億5100万円減少、営業利益が2億7700万円減少。逆に21年に関しては売上高が1億円強、営業利益が4億円弱増える見通し。

## 5. 不適切会計・過年度訂正

### 金額僅少の立証手続き＝財務的影響(推定できる最大影響額)の算出

以下の3点で徹底的に調べ上げ、考えられる最大影響額をしっかりとした根拠をもって算出

#### ・人アプローチ

(不正実行者がこれ以外に不正をしていないか？要は、悪いことする者は一つの不正では済んでいないのではないかという観点)

#### ・拠点アプローチ

(不正の場となった支店等の拠点でこれ以外の不正は起きていないか？要は、この拠点が内部統制が形骸化して組織的に腐っており他の不正も起こしているのではないかという観点)

#### ・手口アプローチ

(全社的に同様の手口で不正が起きていないかという観点)

以上の3点の調査で推定できる最大影響額を根拠をもって算出し、その上で監査法人が監査。そこまでを、発表日までに事実上終了しておく必要がある。

また、経営者が行う内部統制の整備状況・運用状況の有効性の評価については別途検討。何らかの改善を年度末までに行ったうえで評価を完了する場合が多い。その上で監査人は内部統制の検証を行うこととなる。

|                         | 人アプローチ | 拠点アプローチ | 手口アプローチ |
|-------------------------|--------|---------|---------|
| 取引記録の検証<br>(証票チェック)     | ○      | ○       | ○       |
| インタビューの実施               | ○      | ○       |         |
| メール履歴のチェック<br>(フォレンジック) | ○      | ○       |         |
| アンケートの実施                |        |         | ○       |

# 希望退職を募る上場企業、2年連続で80社以上 商工リサーチ調べ

2022.1.4 朝日新聞より抜粋

社員の削減に踏み切る企業が高止まりしている。[東京商工リサーチ](#)によると、2021年に[希望退職](#)を募った国内の上場企業は80社以上になった。コロナ禍が直撃した20年は93社で、2年連続で80社以上となるのは[リーマン・ショック](#)後の2009年、2010年以来となる。



消費が十分に回復せず業績が悪化している企業もある。脱炭素といった経営環境の変化に対応するため、事業を見直すところもある。足元では[オミクロン株](#)の感染が広がりつつあり、景気の先行きへの懸念は強い。企業は経営の効率化を進めていて、今年も人減らしの動きが続きそうだ。

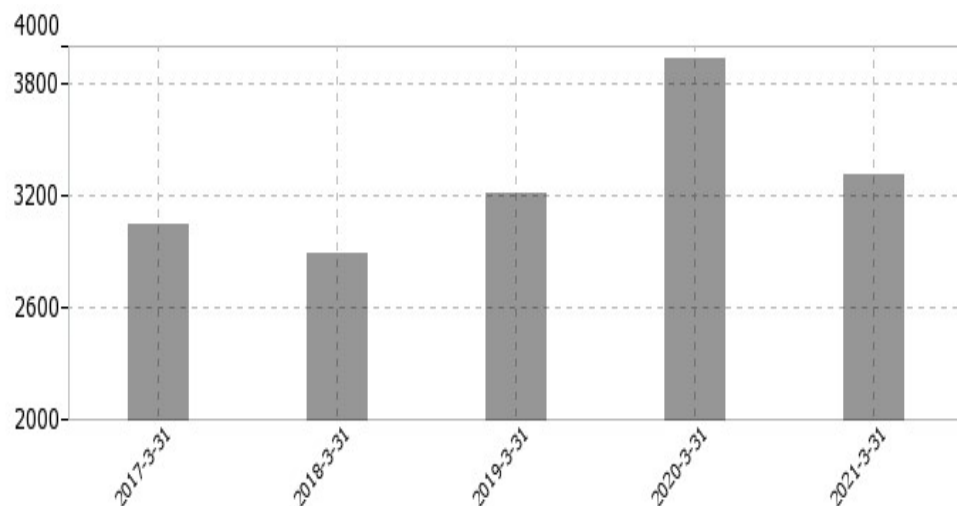
一方で、黒字を確保している企業が募るケースもある。脱炭素の流れを受けて、[石油化学](#)などは事業を転換しようとしている。自動車関連では[電気自動車](#)へのシフトで経営環境が急速に変わる。人口減による市場縮小などもあり、合理化に取り組むところが多い。

2021年1－10月上場企業「早期・希望退職」実施状況

# ゼネコン 採算悪化の恐れ

2021.12.21 日本経済新聞より抜粋

ゼネコンにおける建築事業の採算が大幅に低下する懸念が高まっている。鉄骨や鉄筋の建材価格の急騰といった事業環境の変化がゼネコン各社に押し寄せる中、不採算になるリスクを示す工事損失引当金と、低採算の大型工事などの受注などで次期繰越高が積み上がる。利益率の低迷が長引くようだと、成長のための大型投資も滞りかねない。



## 4社共に減益 大手ゼネコン22年3月第2四半期決算

北海道建設新聞2021年11月11日より抜粋

### 3社は増収確保も、想定以上の利益率低下

大手ゼネコン4社の2022年3月期第2四半期決算が出そろった。3社が増収を確保したものの、想定以上の利益率低下に見舞われ、4社共に減益となった。本業のもうけを示す営業利益は鹿島が前年同期比21.6%減にとどめたが、清水建設は77.2%下落し、**工事損失引当金**を計上した大林組は64.8%の落ち込みとなり、差が大きく開いた。連結売上高や営業利益、経常利益、純利益全てで鹿島が首位を走る。通期連結業績予想に対する売上高の進捗率は鹿島の46.6%を最高に大林組45.9%、清水建設41.7%、大成建設38.3%の順だった。

# 工事損失引当金

## 目標管理と財務開示の狭間

1. 経営者 vs 現場
2. 過大営業目標あり！プレッシャーあり、忤度もあり
3. 「利益よりも常に正義が優先」と胸を張って強いメッセージを出しているのか
4. 財務会計数値の見積り作業の重要性
5. 経営の要諦

「目標達成は大事であるが、現状の正確な報告（目標未達成の現実）をタイムリーに行うことはもっと大事である」



## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の4の4第1項に基づき、関東財務局へ 2021 年 5 月 26 日に提出した 2021 年 2 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2021 年2月期の年度監査において、ソフトウェア仮勘定に計上されているプロジェクトの中に研究開発費として計上すべきものがあるとの指摘を監査法人から受け、当該指摘を踏まえて、当社にて会計処理を再検討した結果、当該事象については修正をする必要があることが判明いたしました。

これは、ソフトウェアの計上プロセスにおいて、自社利用のソフトウェアの資産計上時は、収益獲得ないし費用削減が確実であることを示す証憑に基づいて計上の要否を検討しているが、資産性判定において、新規性概念を軸に判断をすることが不十分であり、管理部門におけるその証憑の検討及び承認手の整備及び運用も不十分であったため、当連結会計年度のソフトウェア仮勘定及び研究開発費について重要な修正を行うことになったと認識しております。これらは財務報告に重要な影響を及ぼすものとして、**開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。**

#### 2. 当連結会計年度末日までに是正できなかった理由

**上記事実関係は、当連結会計年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当連結 会計年度末日までに是正することができませんでした。**

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

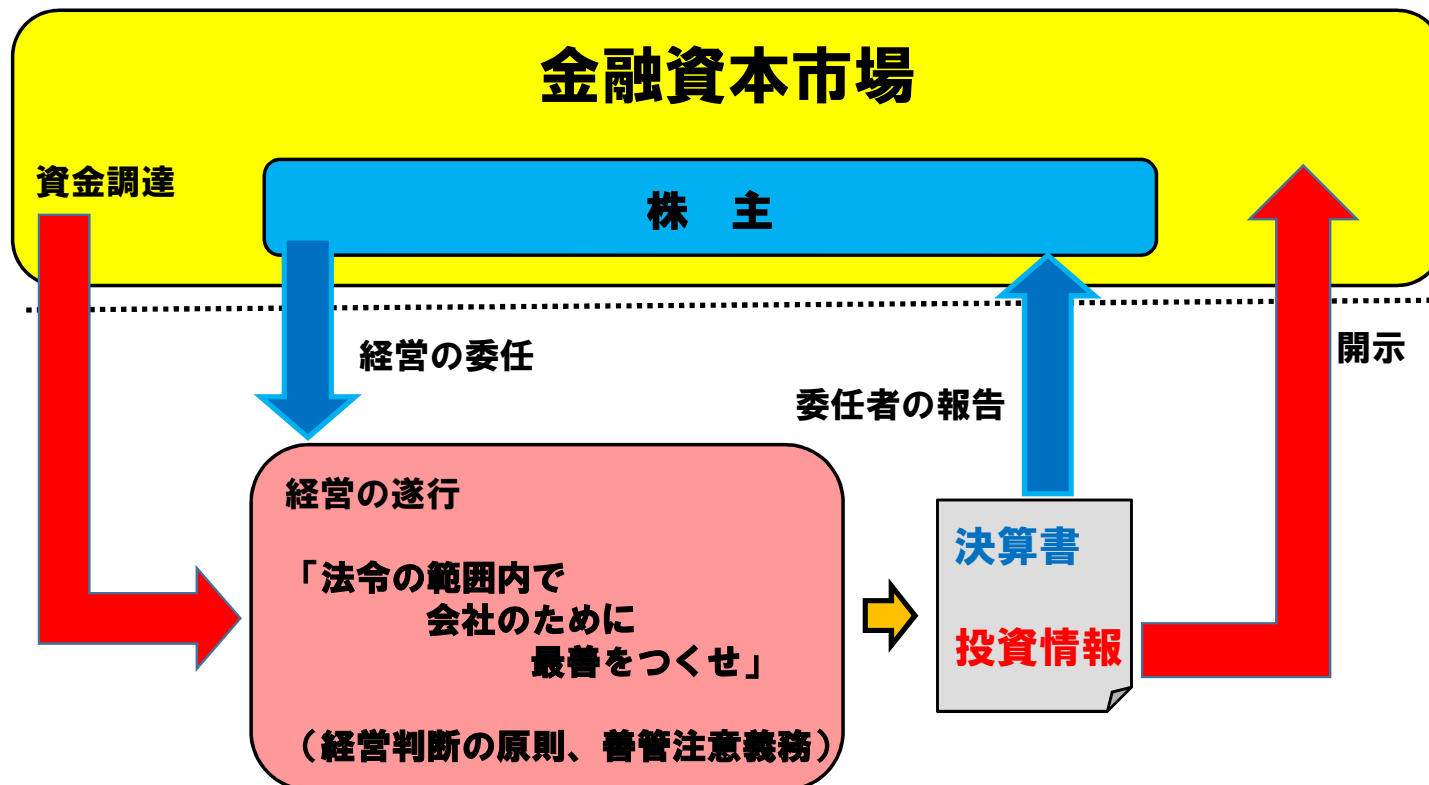
当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正いたします。具体的には、今後は資産性判定の判断において「事業の新規性」を従前以上に重要視することとし、グループ管理本部においては、ソフトウェアの計上プロセスについて、「事業の新規性」も含めたそれらの証憑の内容の検討及び承認手続に係る新たな業務フローの整備を行います。なお、5 月 26 日の内部統制報告書提出日現在で整備は完了しております。

#### 4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

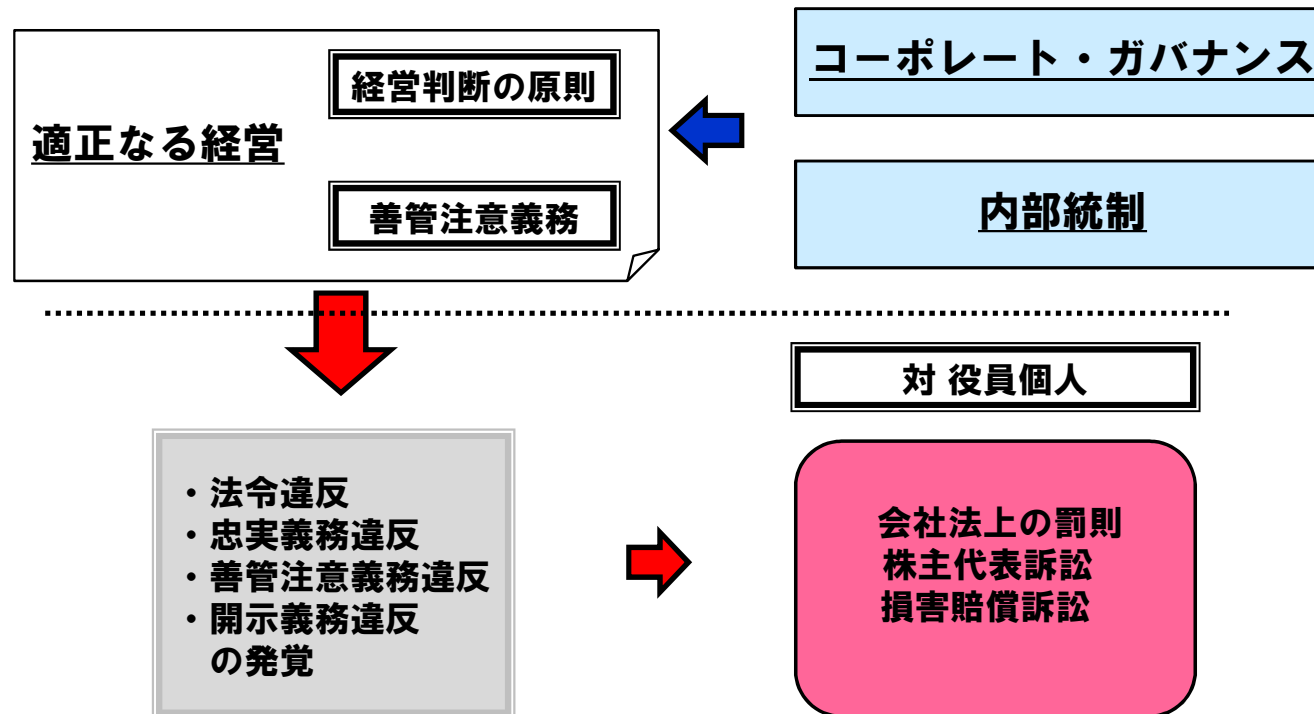
**上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は適正に反映しており、当事業年度の 財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。**

#### 5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見無限定適正意見であります。

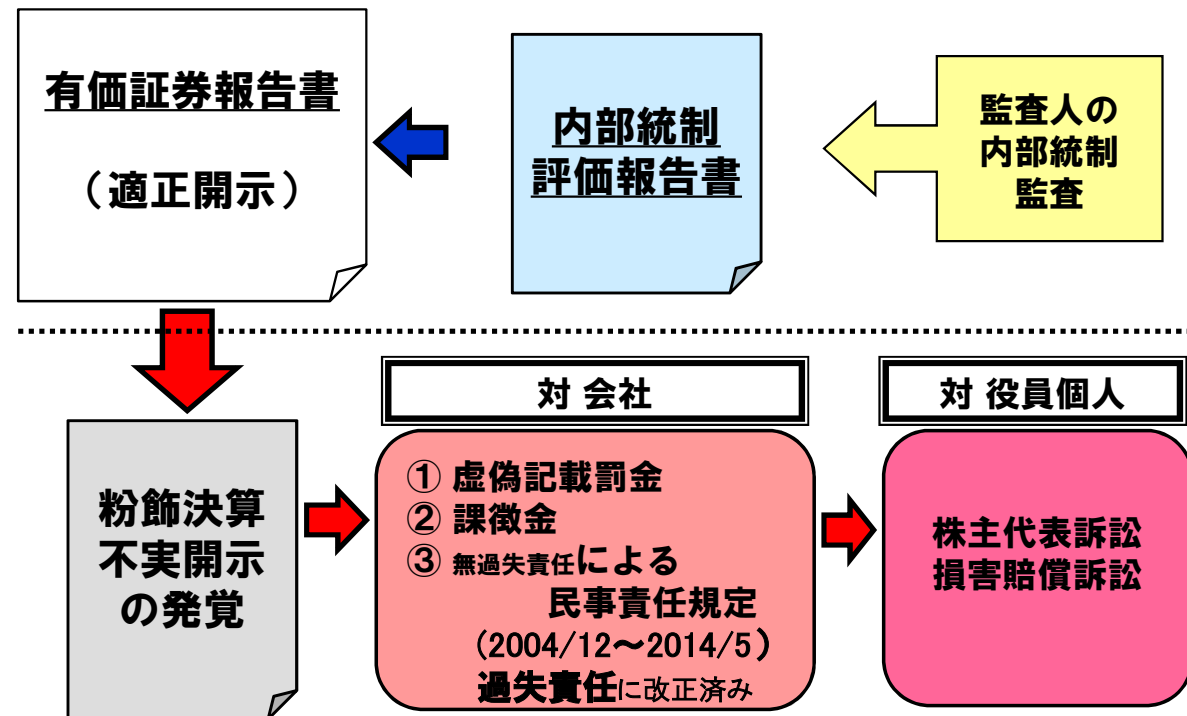
## 資本主義経済下における企業を取り巻く基本的枠組み



## 健全なる経営体制の確立と内部統制構築並びに責任 (会社法の内部統制)



## ディスクロージャーの信頼性確保と内部統制評価並びに責任 (金商法の内部統制)



## 訴訟の観点から見た内部統制

### 内 部 統 制

|      | 金融商品取引法                                  | 会社法                                                               |
|------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 適用時期 | 2009年3月期                                 | 2006年5月1日                                                         |
| 適用対象 | ① 財務報告目的のみ<br>② 評価実施・文書化<br>→監査法人の会計監査対象 | ① 財務報告目的以外も対象<br>(特に、法令遵守・リスク管理体制)<br>② 基本方針決定→整備・運用<br>→監査役の監査対象 |
| 効果   | ① 虚偽記載罰則対応<br>② 証券訴訟対応                   | 株主代表訴訟対応<br>(善管注意義務・忠実義務)                                         |

虚偽記載リスクから  
会社を守るために  
予防的に導入・評価する仕組み

株主代表訴訟に敗訴する  
というリスクから役員を守るために  
予防的に整備・運用する仕組み

経験に基づく私見 :



# 稲盛和夫氏著 「実学：経営と会計」

稲盛和夫氏の「実学：経営と会計」の中の一節

「そもそも資本主義社会は、利益を得るためなら何をしてもいいという社会ではない。参加者全員が社会的正義を必ず守るという前提に築かれた社会なのであり、厳しいモラルがあつてこそ初めて、正常に機能するシステムなのである。

つまり、社会主義が尊重され透明性の高い社会が築かれてこそ、市場経済は社会の発展に貢献できるようになる。そのためには、まず資本主義経済を支えている経営者が高い倫理観を持ち、すべての企業がフェアで公明正大な経営を実践していく必要がある。

ところが、残念なことに人間はつねに完全ではない。いくら立派なことを言っている、誘惑にかられ、魔が差してしまうかもしれない。不正を犯してしまうかもしれないのである。このことは不祥事を起こした人々を調べればよくわかる。誰も最初から不正や犯罪を犯そうと思っていたわけではない。……………」

# 渋沢栄一氏著「論語と算盤(そろばん)」

1916年、約100年前の「論語と算盤(そろばん)」には経営をする上での本質が書かれている。

論語と算盤(そろばん)とは

**論語つまり倫理と、算盤つまり利益を両立させて経済を発展させるという考え方**

- ・論語、陽明学、武士道精神を考え方のベースとして利益も競争も卑しいものではない、利益も競争も貴び善用すること
- ・一個人の利益になる仕事よりも、多くの人や社会全体の利益になる仕事をすべき
- ・目の前の成功とか失敗ということだけを見ずに「天地の道理」を見て誠実にひたすら努力し、自分の運命を開いていくのがよいなどの経営の本質的な考え方を説いたものである。

# 経済学の祖アダム・スミス著 「国富論」

- ・ **自由経済を追求**すれば、競争が促進されその競争の中で「見えざる手」の力により、経済発展が進み豊かで強い国(社会)を作ることができる。



- ・ もう一つの著作

「道徳感情論」

: **社会の秩序が大前提**

: **道徳観、倫理観、人間観**

# 松山幸雄氏著 「自由と節度」(岩波書店)

- 「自由は活力を生むが、ややもすると「節度を失う(いい気に成り過ぎる)」欠点を持っているのではないか、というのがいつも気になってきました。
- 松山幸雄氏の印象的な言葉

組織のリーダー(経済界のエリート)たるものに**必要な資質**

- ① 謙虚さ
- ② 人間性
- ③ 柔軟性
- ④ 批判精神
- ⑤ 広い視野
- ⑥

## 記述情報の開示の充実

有価証券報告書における財務情報及び記述情報(非財務情報)は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。

こうした認識の下、次のように有価証券報告書における記述情報の充実が図られています(金融庁ウェブサイトより)。

### ★ 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等の開示、個別開示の対象となる銘柄数を30銘柄から60銘柄に拡大

### ★ 記述情報の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明

### ★ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

- 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示

また、上場企業の皆様による記述情報の開示の充実に向けた取組みを促すため、記述情報の開示の考え方等を整理した「記述情報の開示に関する原則」も策定されていますし、記述情報の開示の好事例を収集した「記述情報の開示の好事例集」も随時更新されています。記述情報について、より積極的に開示していただきたいと思います。

このように、記述情報は、資本市場にとって極めて重要な情報です。それであるからこそ、当然に、事実と異なる記載を行うことは許されるものではありません。

## 6. 非財務情報の開示

### 気候変動、4000社に排出量・損失影響開示求める 金融庁

金融庁は、上場企業など約4000社を対象に、気候変動に伴う業績などへの影響を開示するよう義務付けることを検討する。開示を求める内容としては、温暖化ガス排出量や気温上昇に伴う損失影響の試算などが浮上している。

まず東京証券取引所が2022年4月に予定する市場再編で最上位市場に上場する企業に開示を義務付けるほか、さらに対象を広げて、23年以降に有価証券報告書を提出する企業全体に開示を盛り込むよう求める。

投資家や金融機関などは、企業が気候変動で直面するリスクや新たな収益機会を把握することができ、今後の気候変動対応を後押しする期待が高まりそうだ。

東証プライム市場に上場する企業には、国際的な枠組みとして主要国の金融当局が立ち上げた「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に基づく開示を義務付ける。

TCFDが例示する項目としては、①温暖化ガス排出量②気候変動に伴う事業・戦略・財務に及ぼす影響③リスクと機会に対する取締役会の監督体制④リスク管理のプロセスがある。

金融庁は有識者が参加する作業部会を9月に設置し、有報に気候変動の記載を義務付ける検討を進めている。開示内容はTCFDに沿うものとなる可能性が高い。

世界的に詳細な開示ルール作りは本格化している。ルール作りを担うIFRS財団は2022年6月を目途に、TCFD提言を基にした、より具体的な各国共通の開示ルールをまとめる方向だ。

## 6. 非財務情報の開示

| 2017                                                                                                                               | 2018 | 2019 | 2020                | 2021 | 2022 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------------------|------|------|
| <p>2017年11月：金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ設置<br/>2018年6月：報告書において以下の提言なされ適用へ</p>                                                       |      |      |                     |      |      |
| <p>①「財務情報」と「記述情報」の充実</p>                                                                                                           |      |      | <p>2020年3月期から適用</p> |      |      |
| <p>経営方針・戦略における競争優位性に関する経営者の認識<br/>事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、影響並びに対応策<br/>会計上の見積もりや見積もりに用いた仮定について不確実性の内容やその変動による経営成績への影響に関する認識</p> |      |      |                     |      |      |
| <p>金融庁は、2019年3月19日、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2018年6月28日公表）の提言を踏まえ、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表。</p>                         |      |      |                     |      |      |
| <p>金融庁は2020年11月6日、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表。（新型コロナウイルス感染症、ESGに関する開示）</p>                                                               |      |      |                     |      |      |
| <p>②建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供</p>                                                                                                    |      |      | <p>2019年3月期から適用</p> |      |      |
| <p>役員報酬について報酬プログラムの説明と報酬実績の記載<br/>政策保有株式について保有の合理性の検証方法について開示し個別開示の銘柄数60へ拡大</p>                                                    |      |      |                     |      |      |
| <p>③情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み</p>                                                                                                       |      |      | <p>2020年3月期から適用</p> |      |      |
| <p>監査役会等の活動状況、監査法人の継続監査期間</p>                                                                                                      |      |      |                     |      |      |

97



## 6. 非財務情報の開示

最近の有価証券報告書の改正内容と適用開始した時期

| 改正項目                | 有価証券報告書の記載事項の改正部分                                                                                                                                     | 適用開始時期財務情報及び記述情報の充実                                                           |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 財務情報及び記述情報の充実       | 経営方針、経営環境及び対処すべき課題                                                                                                                                    | 2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。但し、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から任意適用可 |
|                     | 事業等のリスク                                                                                                                                               |                                                                               |
|                     | 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(会計上の見積りや見積りに用いた仮定を含む) MD&A : 「Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」 |                                                                               |
| 建設的な対話の促進に向けた情報の提供  | 役員の報酬等                                                                                                                                                | 2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用                                           |
|                     | 株式の保有状況(政策保有株式の開示)                                                                                                                                    |                                                                               |
|                     | コーポレート・ガバナンスの概要                                                                                                                                       |                                                                               |
| 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組 | 監査役監査の状況                                                                                                                                              | 2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。但し、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から任意適用可 |
|                     | 会計監査の状況                                                                                                                                               | 2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。但し、一部の改正については、2020年3月31日以後に終了する事業年        |

## 財務情報開示と記述情報開示の関係性

2020年3月期より: MD&Aにおいて「会計上の見積りや仮定の開示」(記述情報)

2021年3月期より: 見積り開示会計基準の注記(財務情報)

### MD&A

・財務諸表の作成に当たって用いた**重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の、不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など**、「第5経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載

・ただし、記載すべき事項の全部又は一部について「第5 経理の状況」の注記において記載した場合は、その旨の記載により、当該注記に記載した事項は省略可能

### 会計上の見積りに関する注記

・当年度の財務諸表に計上した金額が**会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目**を識別

#### 【注記例】

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

- ① 金額の算出方法
- ② 主要な仮定(コロナの収束時期等)
- ③ 翌事業年度に与える影響

# 財務情報と非財務情報

松田千恵子氏著  
「サステナブル経営とコーポレートガバナンスの進化」(日経BP)より抜粋

|       | 過去情報                                                                                                     | 将来情報                                                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済的価値 | (1) <ul style="list-style-type: none"><li>・強制的開示</li><li>・数値情報</li><li>・例:財務三表、セグメント情報</li></ul>         | (3) <ul style="list-style-type: none"><li>・自発的開示</li><li>・数値情報/非数値情報</li><li>・例:事業の将来予測</li></ul>    |
| 社会的価値 | (2) <ul style="list-style-type: none"><li>・自発的開示</li><li>・数値情報/非数値情報</li><li>・例:CO2削減量、人権への取組み</li></ul> | (4) <ul style="list-style-type: none"><li>・自発的開示</li><li>・数値情報/非数値情報</li><li>・例:環境や社会の将来予測</li></ul> |

# 6. 非財務情報の開示

記述情報の開示の好事例集 金融庁（2020年11月6日）

「ESG」に関する開示の好事例を発表  
その中でも[E]（環境）に関する好事例として6社公表

SDGsと事業との関連性に関する開示  
気候変動に関する開示

- ① 味の素(株)
- ② (株)丸井グループ
- ③ 三井物産(株)
- ④ 鹿島建設(株)
- ⑤ J. フロントリテイリング(株)
- ⑥ JFEホールディングス(株)

・TCFDの枠組みに基づき、設定したシナリオの内容や各シナリオの分析結果について具体的に記載

・シナリオ分析結果に基づき自社にとって重要な要因を特定し、その対応策を具体的に記載

- ・ESGに関連する指標を定量的に記載
- ・ESGの課題について、その解決策や目標を経営戦略と関連づけて記載
- ・社会に関する非財務目標について、事業に関連する会社独自の指標を設定し記載

- ・重要な経営リスクについて、機会の観点も含めて記載
- ・重要な経営リスクとSDGsとの関連性について記載するとともに、経営戦略に与える影響を記載し、その影響の程度、発生すると想定している時期、前年度からの重要度の変化についても記載

- ・新中期経営計画で掲げた非財務目標（従業員エンゲージメント、ESG目標）を、中期業績連動型株式報酬の評価指標に関連づけて記載

- ・SDGsについて、自社の経営方針を踏まえ、経営戦略と関連づけて記載

- ・重点取組みについて、定量的な目標や実績を踏まえながら具体的に記載

- ・気候変動に対する基本方針等を検討・審議する組織体制について記載・気候変動による財務影響について、その算定の前提要件を記載し、定量的に記載

- ・気候変動のリスク及び機会について、内容を記載するとともに、損益影響額についても記載
- ・＜指標と目標＞において、気候変動に関する指標や目標について具体的に記載

- ・経営理念と中長期的視点で事業戦略上重要な課題（マテリアリティ）の関連性について記載するとともに、「サステナビリティ経営／ESGの進化」を経営戦略の中に位置づけて記載

- ・気候変動への対応について、具体的な目標を図示しながら平易に記載

- ・持続的な成長の実現に向け特定したマテリアリティ（重要課題）と経営環境との関連性を図示しながら平易に記載
- ・重要課題についての対応方法について記載

- ・最重要マテリアリティである「低炭素社会への貢献」については、リスクと機会を1.5～2℃未満シナリオと3℃シナリオに分けて、参照した既存シナリオを含め具体的に記載とともに、それぞれのリスクが財務に与える影響の程度についても記載

- ・シナリオ分析から把握した重要なパラメーター（炭素税や再エネ由来の電気料金）について、1.5～2℃未満シナリオと3℃シナリオのそれぞれの財務影響を定量的に記載・財務影響を算定するにあたり用いた前提条件を具体的に記載・財務的影響を踏まえ、今後の取組みについて、取組みの目標達成年度と内容を具体的に記載

第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

味の素の有報より抜粋

(2) 前中期経営計画の振り返り

- ① 財務目標(経済価値)
- ② 非財務目標(社会価値)  
事業を通じた「健康なところとからだ」、「食資源」、「地球持続性」への貢献を目指し、「環境」、「社会」、「ガバナンス」(E・S・G)の項目に沿って定量的な目標を定めています。

|    | 非財務情報の内容                                                                                        |                                    | 2017年度実績           | 2018年度実績           | 2019年度実績           | 2020年度目標                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|
| 環境 | 温室効果ガスの削減:製品ライフサイクル全体でカーボンニュートラルにします。                                                           | 温室効果ガスの排出量対生産量原単位                  | 35%削減<br>(対2005年度) | 33%削減<br>(対2005年度) | 39%削減<br>(対2005年度) | 2020年度:9%削減<br>〈対2015年度〉<br>2030年度:50%削減<br>〈対2005年度〉  |
|    |                                                                                                 | 再生可能エネルギー比率                        | 23%                | 24%                | 26%                | 2020年度:28%<br>2030年度:50%                               |
|    |                                                                                                 | 脱フロン                               | —                  | —                  | —                  | 2025年度:新規導入100%<br>2030年度:HFCs 保有量極小                   |
|    | フードロスの削減:2050年までにライフサイクルでフードロスを半減します。                                                           | 原料受入からお客様納品までのフードロス削減              | 4%増加               | 17%増加              | 2%増加               | 2020年度:20%削減<br>〈対2016年度〉<br>2025年度:50%削減<br>〈対2016年度〉 |
|    | 食資源の確保と生態系・生物多様性を<br>含む自然環境の保全:次世代のための<br>食資源の確保と生態系・生物多様性を<br>含む自然環境の保全に貢献し、持続<br>可能な調達を実現します。 | 持続可能な調達                            | パーム油 14%           | パーム油 25%           | パーム油 25%           | 2020年度:パーム油・紙100%<br>2030年度:課題原料100%                   |
|    |                                                                                                 | 低資源利用発酵技術・副生物活用・原料代替技術による天然原料使用量削減 | 79%                | 79%                | 79%                | 2025年度:100%導入                                          |

⑤ 目標とする経営指標

(b) 非財務目標 「環境」、「社会」、「ガバナンス」のESG課題について、特に健康、環境に関する課題解決に注力します。環境課題に対しては、2030年までに温室効果ガスを50%削減し、将来、炭素税等の経済リスク80～100億円を軽減することを最重要対策として取り組みます。同時に、水使用量、プラスチック廃棄物、食資源の廃棄量、持続可能な調達に関する重要課題について、ステークホルダーと連携して負荷軽減を進めます。

| E S G 課 題     |                               | 解 決 施 策                                                                                                        | 目 標                                                       | リ ス ク                                   |
|---------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 気候変動          | 温室効果ガス                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・国際イニシアティブの参加</li><li>・省エネ、再生可能エネルギー電力利用</li><li>・新技術による社会への貢献</li></ul> | 温室効果ガス削減率<br>FY25:25%削減(対FY18)<br>FY30:50%削減(対FY18)       | 80-100億円<br>相当のリスク。<br>軽減を目指した<br>施策を実行 |
|               | 水リスク                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・製造工程水使用量削減</li><li>・水源の森林整備</li></ul>                                   | 水使用量削減率<br>FY30:80%削減(対FY05)<br>飲料使用水森林整備率<br>FY25:100%以上 |                                         |
| 資源循環型<br>社会構築 | プラスチック<br>廃棄物                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・リデュース:包材コンパクト化等</li><li>・リサイクル:産業連携成果技術の共有</li></ul>                    | プラスチック廃棄物<br>FY30:ゼロ化                                     |                                         |
|               | フードロス                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・製造工程歩留まり改善</li><li>・有効活用先拡大</li></ul>                                   | フードロス削減率<br>FY25:50%削減(対FY18)                             |                                         |
| サステナブル<br>調達  | 森林破壊<br>生物多様性<br>人権<br>動物との共生 | <ul style="list-style-type: none"><li>・持続可能なコーヒー豆、パーム油、紙大豆、牛肉の調達</li><li>・「動物との共生に関するグループポリシー」に沿った調達</li></ul> | 持続可能な調達比率<br>FY30:調達原料100%                                |                                         |

103



## ■ 将来世代の未来を共につくる (Environment)

脱炭素社会やサーキュラーエコノミーの実現により、地球と共存する持続可能な未来を将来世代につなげます。

### <脱炭素社会の実現>

丸井グループの排出削減  
(自社排出)

温室効果ガス削減への取り組みとして、2019年9月に策定した新たな温室効果ガス削減の中長期目標は、国際的なイニシアチブである「Science Based Targets(SBT)イニシアチブ」により「1.5℃目標」として認定されました。グループ全体の温室効果ガス削減目標は次のとおりです。

2030年までに、2017年3月期比で

- ・ Scope 1 (※1) + Scope 2 (※2) を80%削減
- ・ Scope 3 (※3) を35%削減

2050年までに、2017年3月期比で

- ・ Scope 1 + Scope 2 を90%削減

2021年3月期の実績

- ・ Scope 1 (11,090トン) + Scope 2 (37,858トン) 合計48,948トン  
2017年3月期比 58.6%削減
  - ・ Scope 3 (256,682トン) 2017年3月期比 47.6%削減
- 温室効果ガス排出量原単位 (※4) は20.0 (前年比193.1%) となりました。

2021年3月期は、新型コロナウイルスの感染拡大への対応による店舗休業等の影響で、Scope 1・2・3の大幅減、原単位の大幅増となりました。また、2018年7月にRE100に加盟し、2030年までにグループの事業で使用する電力を、すべて再生可能エネルギー化していくこととしています。2020年度の再生可能エネルギー比率は52%となりました。

※1 自社の燃料の使用による温室効果ガスの排出量

※2 自社の電力等の使用による温室効果ガスの排出量

※3 自社のバリューチェーンに関わる温室効果ガスの排出量

※4 温室効果ガス排出量 (トン) / 連結営業利益 (百万円) にて算出



## ■ 気候変動への取り組みとTCFDへの対応

気候変動は、もはや気候危機としてとらえるべきことであり、当社グループは、重要な経営課題の一つと認識し、パリ協定が示す「平均気温上昇を1.5℃に抑えた世界」の実現をめざしています。「丸井グループ環境方針（2020年4月改定）」に基づき、パリ協定の長期目標を踏まえた脱炭素社会へ積極的に対応すべく、ガバナンス体制を強化するとともに、事業への影響分析や気候変動による成長機会の取り込みおよびリスクへの適切な対応への取り組みを推進しています。当社グループはFSB（金融安定理事会）により設立されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）による提言に賛同し、有価証券報告書（2019年3月期）にて、提言を踏まえ情報を開示しました。さらに分析を重ね、有価証券報告書（2020年3月期）にて、気候変動による機会および物理的リスク等の内容を拡充しました。今後も情報開示の充実を図るとともに、TCFD提言を当社グループの気候変動対応の適切さを検証するベンチマークとして活用し、共創サステナビリティ経営を進めていきます。

### <ガバナンス>

気候変動に関わる基本方針や重要事項等を検討・審議する組織として、2019年5月に代表取締役を委員長とする取締役会の諮問機関、サステナビリティ委員会を設置しました。また、その下部組織として関連リスクの管理および委員会が指示した業務を遂行する機関、ESG・情報開示分科会を設置しています。事業戦略の策定や投融資等に際しては、こうした体制をもとに「丸井グループ環境方針」や気候変動に係る重要事項を踏まえ総合的に審議し決定することで、気候変動に関するガバナンスの強化を進めていきます。

### <事業戦略>

#### （事業のリスクと機会）

気候変動による世界的な平均気温の4℃上昇が社会に及ぼす影響は甚大であると認識し、気温上昇を1.5℃以下に抑制することをめざす動きとともに貢献していくことが重要であると考えています。

2℃以下シナリオ（1.5℃目標）への対応力を強化すべく、気候関連のリスクと機会がもたらす事業への影響を把握し、戦略の策定を進めています。

当社グループは、小売・フィンテックに、経営理念やビジョンを共感しあえるスタートアップ企業等への投資により、相互の発展につなげる「未来投資」を加えた、三位一体のビジネスモデルの創出をめざしています。気候変動は、台風・豪雨等の水害による店舗・施設等への被害や規制強化にともなう炭素税の導入による費用の増加等のリスクが考えられます。一方、消費者の環境意識の向上に対応した商品・サービスの提供や環境配慮に取り組む企業への投資は当社グループのビジネスの機会であると考えています。

## (財務影響の分析・算定)

事業への財務的影響については、気候変動シナリオ等に基づき分析し2050年までの期間内に想定される利益への影響額として項目別に算定しています。リスクについては、物理的リスクとして、気温上昇が1.5℃以下に抑制されたとしても急性的に台風・豪雨等での水害が発生しうると予測しています。店舗の営業休止による不動産賃貸収入等への影響（約19億円）および建物被害（約30億円）を算定。移行リスクとしては、将来のエネルギー関連費用の増加を予測し、再生可能エネルギーの調達コストの増加（約8億円）および炭素税導入による増税（約22億円）を算定しています。機会については、環境意識が高い消費者へのライフスタイル提案による店舗収益への影響（約19億円）およびカード会員の増加による長期的収益（約26億円）、環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン（約9億円）を算定。カード会員の再生可能エネルギー電力の利用によりリカーリングが増加しゴールドカード会員化につながることで長期的収益（約20億円）、電力小売事業への参入による調達コストの削減（約3億円）および炭素税の非課税（約22億円）を算定しています。今後もさまざまな動向を踏まえ定期的に分析し、評価の見直しと情報開示の充実を進めていきます。

## 前提条件

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 対象期間 | 2020年～2050年                   |
| 対象範囲 | 丸井グループの全事業                    |
| 算定要件 | 気候変動シナリオ（IPCC・IEA等）に基づき分析     |
|      | 項目別に対象期間内に想定される利益影響額を算定       |
|      | リスクは事象が発生した際の影響額で算定           |
|      | 機会は原則、長期的な収益（LTV）で算定          |
|      | 公共事業等のインフラ強化やテクノロジーの進化等は考慮しない |

|            | 世の中の変化        | 丸井グループのリスク  | リスクの内容                  | 利益影響額     |
|------------|---------------|-------------|-------------------------|-----------|
| 物理的<br>リスク | 台風・豪雨等による水害※1 | 店舗の営業休止     | 営業休止による不動産賃貸収入等への影響     | 約19億円     |
|            |               |             | 浸水による建物被害(電源設備等の復旧)     | 約30億円     |
|            |               | システムセンターの停止 | システムダウンによるグループ全体の営業活動休止 | 対応済※2     |
| 移行<br>リスク  | 再エネ需要の増加      | 再エネ価格の上昇    | 再エネ調達によるエネルギーコストの増加     | 約8億円(年間)  |
|            | 政府の環境規制の強化    | 炭素税の導入      | 炭素税による増税                | 約22億円(年間) |

※1ハザードマップに基づき影響が最も大きい河川(荒川)の氾濫を想定(流域の2店舗に3ヵ月の影響)

※2バックアップセンター設置済みのため利益影響は無しと想定

(気候変動によるリスクおよび機会)

丸井グループの有報より抜粋

|    | 世の中の変化             | 丸井グループの機会         | 機会の内容                    | 利益影響額     |
|----|--------------------|-------------------|--------------------------|-----------|
| 機会 | 環境意識の向上・ライフスタイルの変化 | サステナブルなライフスタイルの提案 | 環境配慮に取り組むテナント導入等による収益    | 約19億円※3   |
|    |                    |                   | サステナブル志向の高いクレジットカード会員の増加 | 約26億円※4   |
|    |                    |                   | 環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン   | 約9億円      |
|    |                    | 一般家庭の再エネ需要への対応    | クレジットカード会員の再エネ電力利用による収益  | 約20億円※5   |
|    | 電力調達の多様化           | 電力小売事業への参入        | 電力の直接仕入れによる中間コストの削減      | 約3億円(年間)  |
|    | 政府の環境規制の強化         | 炭素税の導入            | 温室効果ガス排出量ゼロの達成による炭素税非課税  | 約22億円(年間) |

※3不動産賃貸収入の増加およびクレジットカード利用の増加

※4クレジットカードの新規入会や利用による収益を算定

※5リカーリング等でのゴールドカード会員の増加による収益を算定

## <リスク管理>

当社グループは、グループの事業が気候変動によって受ける影響を把握し評価するため、シナリオの分析を行い、気候変動リスク・機会を特定しています。特定したリスク・機会はサステナビリティ推進体制の下、戦略策定・個別事業運営の両面で管理しています。グループ会社（小売業・施設運営・物流・ビルマネジメント等）の役員で構成される環境・社会貢献推進分科会で議論された内容は、サステナビリティ委員会において定期的に報告し協議を行い、案件に応じて、取締役会への報告・提言を行っています。企業戦略に影響する気候変動を含めた世の中の動向や法制度・規制変更等の外部要因の共有や、グループ各社の施策の進捗状況や今後のリスク・機会等の内部要因を踏まえて、戦略・施策等の検討を実施していきます。

## <指標と目標>

・温室効果ガスの削減については、グループ全体の温室効果ガス削減目標「2030年までに2017年3月期比Scope1 + Scope2を80%削減、Scope3を35%削減（2050年までに2017年3月期比Scope1 + Scope2を90%削減）」が、2019年9月にSBTイニシアチブにより「1.5°C目標」として認定されています。

・2030年までにグループの事業活動で消費する電力の100%（中間目標：2025年までに70%）を再生可能エネルギーから調達することを目標として、2018年7月にRE100に加盟しています。

【Scope1】事業者又は家庭が所有又は管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出（燃料の使用（工場・暖房器具・自家用車等））

【Scope2】電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出（購入電気の使用等）

【Scope3】Scope2を除くその他の間接排出（事業者：原材料の調達、従業員の出張、廃棄物の処理委託等、家庭：製品の購入、旅行、廃棄物の処理委託等）

・「SBTイニシアチブ」（Science-based Targets）は、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えるための科学的根拠に基づいたGHGの排出削減目標達成を推進することを目的として、CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が2015年に共同で設立したもの。

・「RE100」（Renewable Energy 100%）は、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアチブ。



## ＜戦略＞

## J.フロントリテイリングの有報より抜粋

### (b)リスク・機会が事業・戦略・財務計画に及ぼす影響の内容・程度

JFRグループは、気候変動が当社グループに与えるリスク・機会とそのインパクトの把握、および2030年時点の世界を想定した当社グループの戦略のレジリエンスと、さらなる施策の必要性の検討を目的に、シナリオ分析を実施しています。シナリオ分析では、国際エネルギー機関(IEA)や、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表する複数の既存シナリオを参照の上、パリ協定の目標である「産業革命前からの全世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑える」ことを想定したシナリオ(2℃未満シナリオ)、および新たな政策・制度が導入されず、公表済の政策・規制が達成されることを想定した世界の温室効果ガス排出量が、現在より増加するシナリオ(4℃シナリオ)の2つの世界を想定しました。最重要マテリアリティである「脱炭素社会の実現」に向け、当社グループの事業活動について、上記シナリオを前提に、気候変動がもたらす影響を分析し、その対応策を検討し、当社グループの戦略レジリエンス(強靱性)を検証しています。

#### ・参照した既存シナリオ

| 想定される世界  | 既存シナリオ                                                           |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 2℃未満シナリオ | 「Sustainable Development Scenario (SDS)」(IEA、2019、2020年)         |
|          | 「Representative Concentration Pathways (RCP2.6)」(IPCC、2014年)     |
| 4℃シナリオ   | 「Stated Policy Scenario (STEPS)」(IEA、2019、2020年)                 |
|          | 「Representative Concentration Pathways (RCP6.0、8.5)」(IPCC、2014年) |

#### ・2030年時点を想定した2℃未満シナリオおよび4℃シナリオにおけるJFRグループの事業および財務への影響

2つのシナリオにおけるJFRグループのリスク・機会とそれらに伴う事業および財務への影響の概観は下記の通りです。なお、事業および財務への影響の大きさは表中の矢印の傾きを3段階で定性的に表示しています。

## J.フロントリテイリングの有報より抜粋

・JFRグループのリスク・機会の概要と事業および財務への影響

-  : JFRグループの事業および財務への影響が非常に大きくなることが想定される。  
 : JFRグループの事業および財務への影響がやや大きくなることが想定される。  
 : JFRグループの事業および財務への影響が軽微であることが想定される。

| リスク・機会の 種類 |               |                                                                                                | JFRグループのリスク・機会の概要                                                                  | 事業および 財務への影響 |            |
|------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|
|            |               |                                                                                                |                                                                                    | 2℃未満<br>シナリオ | 4℃<br>シナリオ |
| リスク        | 移行<br>リスク     | 政策 規制                                                                                          | ・炭素税(カーボンプライシング)等、温室効果ガス排出を抑制する 政策導入・規制強化に伴う、オペレーションコストの増加                         | ↑            | ↗          |
|            |               |                                                                                                | ・温室効果ガス排出に関する情報開示義務の拡大と、その対応不備による罰金リスク                                             | ↑            | ↗          |
|            |               | 市場                                                                                             | ・環境課題に対する消費行動の多様化や顧客意識の向上に伴う、低炭 素(カーボンニュートラル)製品の需要増等のマー<br>ケット変化への 対応遅れによる、成長機会の喪失 | ↗            | →          |
|            |               |                                                                                                | ・気候変動に起因する感染症リスク(新型コロナウイルス感染症等) への対応の遅れによる、成長機会の喪失                                 | ↗            | →          |
|            | 物理<br>リスク     | 急性                                                                                             | ・気候変動に起因する自然災害による調達・物流ルート断絶に伴う、製品・サービスの販売機会の喪失                                     | ↗            | ↑          |
|            |               |                                                                                                | ・気候変動に起因する自然災害による店舗・事業所の損害、営業停止                                                    | ↗            | ↑          |
|            |               |                                                                                                | ・気候変動に起因する感染症リスク(新型コロナウイルス感染症等) の増加に伴う、店舗での販売機会の喪失                                 | ↗            | ↑          |
| 機会         | エネルギー源        | ・再エネに係る新たな政策・制度の進展とその利用に伴うエネルギー 調達コストの減少                                                       | ↗                                                                                  | →            |            |
|            |               | ・再エネ拡大、省エネ強化、創エネ導入に伴うエネルギー調達リスク の回避                                                            | ↗                                                                                  | →            |            |
|            | 製品および<br>サービス | ・リユース製品・リサイクル製品の需要増による、売上収益拡大                                                                  | ↑                                                                                  | ↗            |            |
|            |               | ・リユース製品・リサイクル製品の取扱い拡大による、Scope3排出量 の削減                                                         | ↑                                                                                  | ↗            |            |
|            | 市場            | ・シェアリングビジネスやアップサイクルビジネスへの新規参入による、新たな成長機会の拡大                                                    | ↑                                                                                  | ↗            |            |
|            |               | ・環境課題に対する消費行動の多様化や顧客意識の向上に伴う、小売 業の枠を超えた事業ポートフォリオの再構築と、低<br>炭素(カーボン ニュートラル)製品市場への参入・拡大による収益力の向上 | ↑                                                                                  | ↗            |            |
|            |               | ・気候変動に起因する感染症リスク(新型コロナウイルス感染症等) の増加への対応による、新たな成長機会の拡大                                          | ↑                                                                                  | ↗            |            |



## <指標と目標>

## J.フロントリテイリングの有報より抜粋

### (a) 気候関連リスク・機会の管理に用いる指標

JFRグループは、気候関連リスク・機会を管理するための指標として、Scope1・2・3温室効果ガス排出量、および事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率の2つの指標を定めています。

### (b) 温室効果ガス排出量 (Scope1・2・3)

JFRグループは、2017年度から、グループ全体の温室効果ガス排出量の算定に取り組んでいます。当社グループの2020年度Scope1・2温室効果ガス排出量は、約13.6万t-CO<sub>2</sub>(対2019年度16.3%削減)を見込んでいます。また、2020年度Scope3温室効果ガス排出量は、約283万t-CO<sub>2</sub>(対2019年度比25.2%削減)を見込んでいます。当社グループは、2017年度から、温室効果ガス排出量の第三者保証を取得しており、2020年度の温室効果ガス排出量についても、第三者保証を取得する見込みです。

#### JFRグループ Scope1・2・3温室効果ガス排出量実績および見通し (単位:t-CO<sub>2</sub>、%)

|                | 温室効果ガス排出量 実績 |           |            | 温室効果ガス排出量 見通し |           |
|----------------|--------------|-----------|------------|---------------|-----------|
|                | 2017年度       | 2018年度    | 2019年度     | 2020年度        | 対2019年度増減 |
| Scope1・2排出量 合計 | 194,154※     | 182,565※  | 162,508※   | 136,000       | ▲16.3     |
| 内訳 Scope1排出量   | 16,052※      | 15,960※   | 15,214※    | 13,000        | ▲14.6     |
| Scope2排出量      | 178,102※     | 166,605※  | 147,294※   | 123,000       | ▲16.5     |
| Scope3排出量 合計   | 3,075,130    | 3,123,238 | 3,782,555※ | 2,830,000     | ▲25.2     |

※ロイドレジスター クオリティアシュアランス リミテッドによる第三者保証を取得。

### (c) 気候関連リスク・機会の管理に用いる目標および実績

JFRグループは、世界全体の2℃未満目標達成のため、2018年度から、長期的な温室効果ガス排出量削減目標を設定しています。「2030年までにScope1・2およびScope3温室効果ガス排出量を40%削減する(2017年度比)」という目標を設定し、「SBT(Science Based Targets) イニシアチブ※1」の認定を取得しています。当社グループは、これまでの取り組み内容の進化に伴い、Scope1・2について「2030年までにScope1・2温室効果ガス排出量を60%削減する(2017年度比)」という、より野心的な目標に改めました。また、「2050年までにScope1・2温室効果ガス排出量をゼロにする」という目標を設定し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

これらの長期目標達成のため、当社グループは、2019年度から、自社施設における再生可能エネルギー由来電力の調達を開始し、2020年10月に「RE100※2」に加盟しました。今後も、カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギー由来電力の調達拡大に取り組めます。

## 2【事業等のリスク】

### (1) 経営に重要な影響を及ぼすと想定されるリスク

東急不動産ホールディングス（株）の有報より抜粋

#### ③ 気候変動リスク

当社グループでは1998年に定めた環境ビジョンに基づき、事業活動を通じて、継続的に環境課題への取り組みを推進しており、中でも気候変動については重要な課題であると認識しています。気候変動における移行リスクと物理リスクは、当社グループの事業への影響を及ぼす可能性があります。移行リスクとしては、炭素税など法規制の厳格化といった政策動向の変化、低炭素社会に対応できない企業に対する需要低下やレピュテーション悪化、物理リスクとしては、地球温暖化による降雪量減少によるスキー場運営事業への影響や、異常気象の激甚化による建物被害や工事期間の延長によるコスト増などが想定され、事業へ悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクについては、当社のグループ経営企画部サステナビリティ推進室を主管部署とし、事業部門と協働してグループ横断的に取り組んでいます。取り組みの内容についてはサステナビリティ委員会で審議・協議し、必要に応じて取締役会に報告しています。また、当社は「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」に2019年より賛同し、その取り組みについて議論する「TCFDコンソーシアム」にも参加しております。気候変動の事業へのリスクと機会の検証については、「1.5℃」「3℃」「4℃」の複数シナリオについて検証を実施しております。

| 想定される<br>環境変化        | 1.5℃シナリオ（パリ協定の実現）<br>政策強化・法令等規制が厳格化 |       | 3℃シナリオ（各国がNDCを遵守）<br>1.5℃と4℃の中間的なシナリオ |       | 4℃シナリオ（削減策が破綻）<br>自然災害が激甚化     |       |
|----------------------|-------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|--------------------------------|-------|
| 移行リスク<br>（一部抜粋）      | 2030年                               | 2050年 | 2030年                                 | 2050年 |                                |       |
|                      | ↓炭素税の導入・上昇                          | ↓     | ↓炭素税の導入・上昇                            | ↓     |                                |       |
|                      | ↑ZEB化による競争優位性<br>↓ZEB化対応コストの増大      | ↑↓    | ↑ZEB化による競争優位性<br>↓ZEB化対応コストの増         | ↑↓    |                                |       |
|                      | ↑再エネ事業の拡大                           | ↑     | ↑再エネ事業の拡大                             | ↑     |                                |       |
| 物理的<br>リスク<br>（一部抜粋） | 2030年                               | 2050年 | 2030年                                 | 2050年 | 2030年                          | 2050年 |
|                      | ↑BCP対応による競争優位性<br>↓自然災害による施設の損害     | ↑↓    | ↑BCP対応による競争優位性<br>↓自然災害による施設の損害       | ↑↓    | ↑BCP対応による競争優位性<br>↓風水災による施設の損害 | ↑↓    |
|                      | ↑既存アセットによる新規事業<br>↓気温上昇による減収・コスト増   | ↑↓    | ↑既存アセットによる新規事業<br>↓気温上昇による減収・コスト増     | ↑↓    | ↑立地による競争優位性<br>↓気温上昇による減収・コスト増 | ↑↓    |
|                      |                                     |       |                                       |       |                                |       |

↑財務影響プラス  
↓財務影響マイナス

## 鹿島建設の有報より抜粋



## 6. 非財務情報の開示

記述情報の開示の好事例集を公表 金融庁（2021年12月21日）  
（サステナビリティ情報に関する開示の好事例を取りまとめたもの）

近年、サステナビリティへの関心が高まっていることを受け、投資判断上有用と考えられる開示例を紹介している。

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：

### 気候変動関連

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：

- TCFD提言の4つの枠組みに沿った開示は有用
- 気候変動リスクをどのようにモニタリングしているかを開示することは重要
- リスクと機会の両面からの開示は、投資判断に欠かせない
- 気候変動が自社にとってどのようなリスクがあり、戦略上重要なのかといった事実認識を開示すべき
- リスクの増減がどのように財務に影響を与えるかを開示することが重要であり、**定量的な財務影響の情報は投資判断にとっても非常に有用**
- 温室効果ガスの出量等の過去の実績数値の開示は、企業価値の分析を行う上で有用な情報

### 経営・人的資本・多様性等

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：

- サステナビリティ事項が企業の長期的な経営戦略とどのように結びついているかをストーリー性をもって開示することは重要
- KPIについては、定量的な指標を時系列で開示することが重要
- KPIの実績に対する評価と課題、それに対してどう取り組むのかといった開示は有用
- 目標を修正した場合、その内容や理由を開示することは有用
- 独自指標を数値化する場合、定義を明確にして開示することは重要
- 女性活躍や多様性について、取り組む理由や目標数値の根拠に関する開示は有用
- 人的資本投資について、従業員の満足度やウェルビーイングに関する開示は有用
- 人権問題やサプライチェーンマネジメントについて、自社の取組みに関する開示は有用



## J.フロント リテイリング 有価証券報告書 2021年3月期

### 【事業とのリスク】（一部抜粋）

(c) 関連するシナリオに基づくリスク・機会および財務影響とそれに対する戦略・レジリエンス

・2030年時点を想定したJFRグループへの財務影響

| 重要なパラメータ<br>(指標) | 2030年時点を想定したJFRグループへの財務影響     |               |             |
|------------------|-------------------------------|---------------|-------------|
|                  | 項目                            | 2°C未満<br>シナリオ | 4°C<br>シナリオ |
| 炭素税              | ・炭素税価格(千円/t-CO <sub>2</sub> ) | 10            | 3.3         |
|                  | ・炭素税課税に伴うコスト増(百万円)            | 770           | 254         |
| 再エネ由来の<br>電気料金   | ・再エネ由来の電気料金の価格増(円/kWh)        | 1～4           |             |
|                  | ・再エネ由来の電気の調達コスト増(百万円)         | 196～784       |             |

(2030年時点到に想定される前提条件)

・炭素税価格※1: \$100/t-CO<sub>2</sub>(2°C未満シナリオ)、\$33/t-CO<sub>2</sub>(4°Cシナリオ) ※2

※1 「Stated Policy Scenario (STEPS)」(IEA、2019)を参照。

※2 2030年時点では日本国内でも炭素税が導入されることを想定し、4°CシナリオにおけるEUの炭素税価格で試算。

- ・JFRグループ温室効果ガス排出量: 約77,000t-CO<sub>2</sub>(対2017年度比60%削減)
- ・再エネ由来の電気料金: 1～4円/kWhの価格高(再エネ以外の電気料金との比較)
- ・JFRグループ再エネ由来の電気使用量: 196,000MWh(再エネ比率60%)

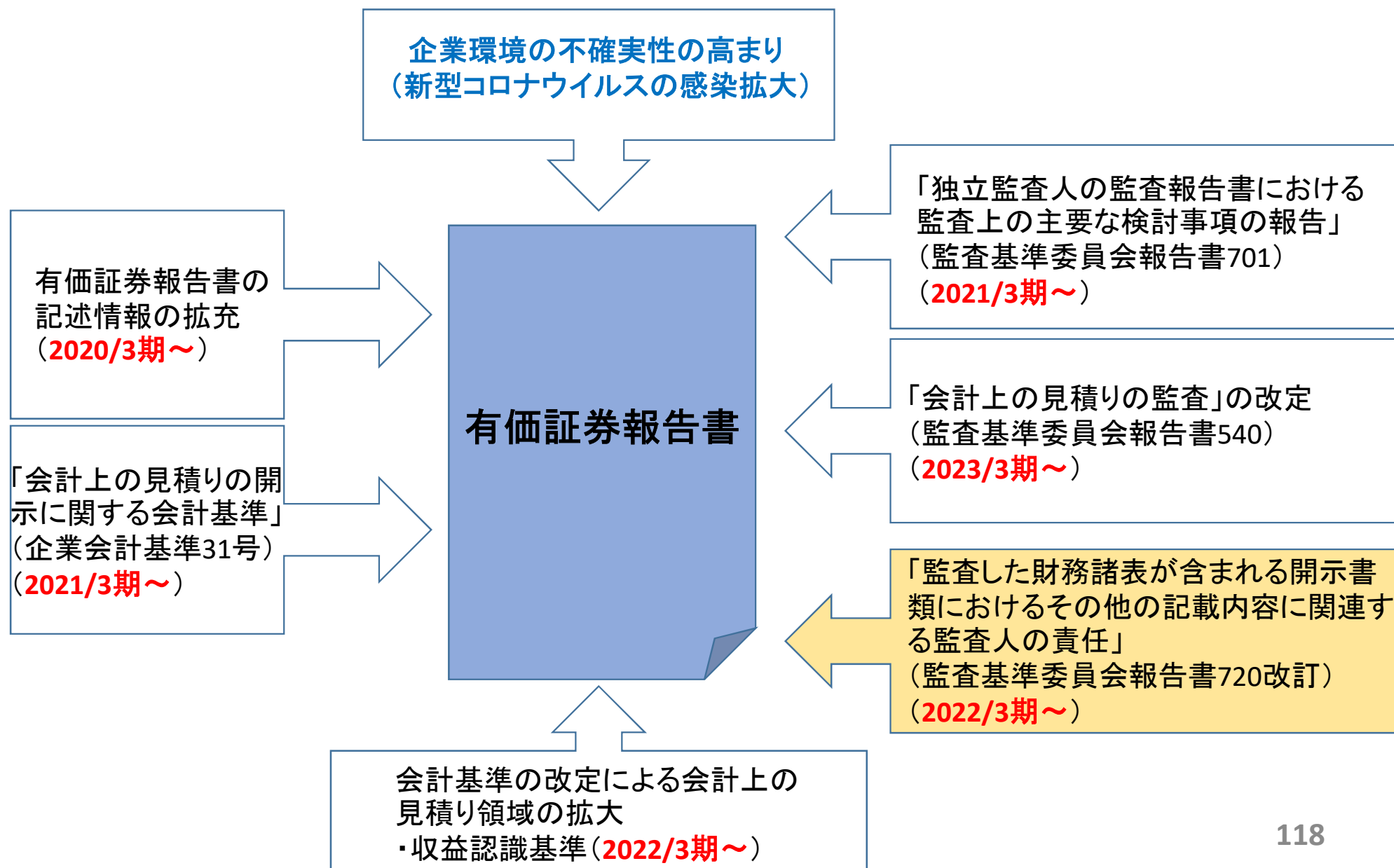
# リコー 有価証券報告書 2021年3月期

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】（一部抜粋）

## 気候変動に対する機会

長年、環境経営を実践してきた当社にとって気候変動は、事業リスクのみならず、自社製品・サービスの提供価値及び企業価値を高める機会につながると認識しています。お客様の脱炭素化を支援する商品やソリューションの提供、新規事業創出などの機会をもたらし、**現時点で既に1兆円規模のビジネスに成長しています**。今後も社会やお客様の課題解決に貢献するサービス・ソリューションを提供していきます。

| リコーグループへの影響                         | 2020年度財務効果                                       |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| お客様の脱炭素化を支援する商品・ソリューションの販売拡大(緩和)    | 脱炭素貢献製品の売上:約9,000億円                              |
| 感染症対策(ニューノーマル)につながるソリューションの販売拡大(適応) | 感染症低減、脱炭素につながるソリューションパッケージの売上:約740億円             |
| 環境・エネルギー(創エネ・蓄エネ・省エネ関連)事業の拡大        | 製品再生・部品再生事業関連の売上:約270億円<br>創エネ・省エネ事業関連の売上:約230億円 |
| 新規事業の創出・展開                          | 環境に配慮した剥離紙を用いない感熱ラベルの販売など                        |





# 「その他の記載内容」に関連する監査人の責任

監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(以下「監基報720」)が改正され、2022年3月期決算に係る財務諸表の監査から適用となる。

- ・「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容のことである。
- ・監基報720では、「その他の記載内容」に対する監査人の作業を明確にするとともに、**監査報告書に必要な記載を求めることとしており、従来以上の対応が必要になると考えられる。**
- ・会社法監査において、「その他の記載内容」は事業報告及びその附属明細書となる。
- ・従来と同様に、事業報告及びその附属明細書は、会計監査人の監査対象ではないが、監基報720では、「その他の記載内容」に対する作業の結果を監査報告書に記載することとされている。

## 変わらない点

- ・ 意見を表明するものではない
- ・ 通読し、財務諸表との重要な相違を識別する
- ・ 監査証拠の入手を要求するものではない

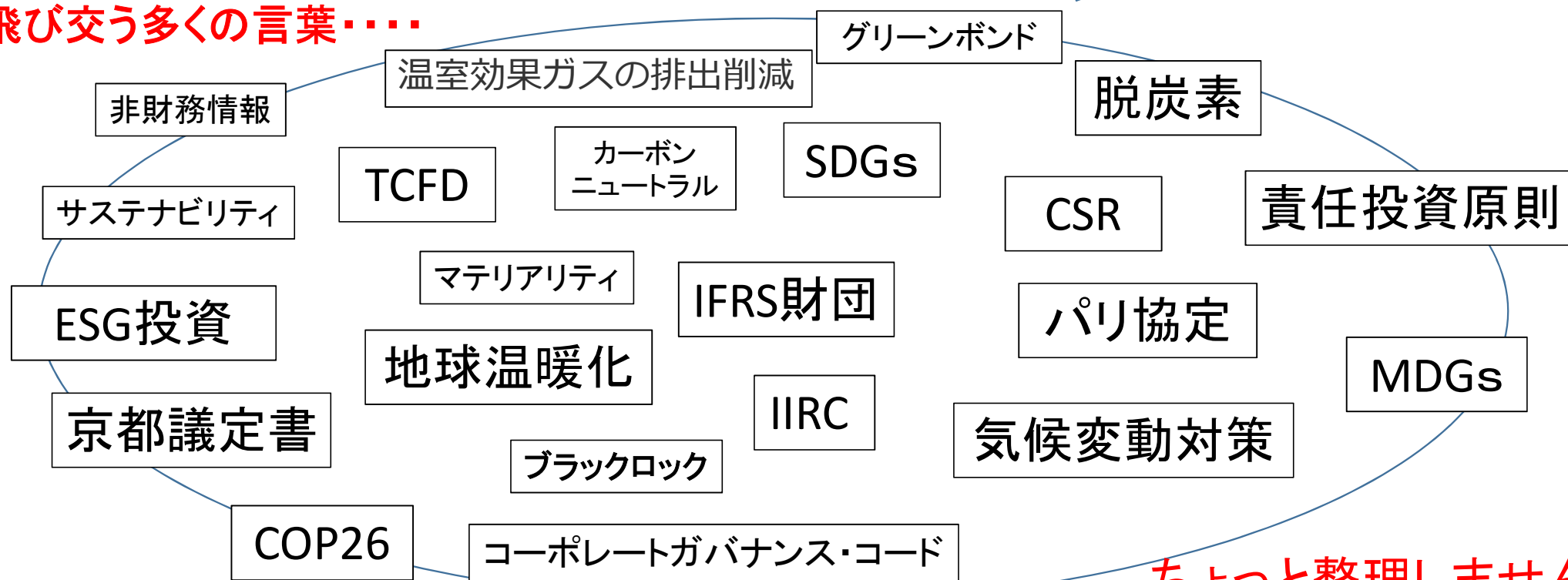
## 変わる点

- ・ 監査の過程で得た**知識と比較する**
- ・ 「その他の記載内容」における**重要な誤りの兆候に注意を払う**
- ・ 「その他の記載内容」に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する
- ・ 監査報告書には、常に「その他の記載内容」区分を設けて**記載する**

なぜ今、非財務情報開示なの？

企業のESG対応  
重要なのはわかるけど……

飛び交う多くの言葉……



ちょっと整理しませんか

# 三つの大義

国際的な地球温暖化対策  
(脱炭素社会へ)

京都議定書  
(1997年採択)

**パリ協定**  
(2015年採択、2016年発効)

環境と開発(発展)の共存

M D G s  
(2001年採択)

**S D G s**  
(2016年採択)

企業と投資家に社会的責任を

企業の社会的責任  
(CSR)

責任投資原則(PRI)  
(2006年提唱)

**E S G 投資**  
(社会的責任を果たしている企業  
へ投資をする投資家責任)

## パリ協定

パリ協定とは、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。この目的のため、パリ協定の下で国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指している。さらに、気候変動による影響に対応するための適応策の強化や、諸々の対策に必要な資金・技術などの支援を強化する仕組みを持つ包括的な国際協定となっている。

パリ協定は、2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意して成立。「京都議定書」（1997年）の後継である。

「京都議定書」は1997年に採択された地球温暖化への世界的な協調の取組で、これにより地球温暖化対策の世界的な協調の取り組みが進んだ。

京都議定書では、排出量削減の法的義務は先進国にのみ課せられていた。しかし、京都議定書が採択された1997年から今日までの間に、途上国は急速に経済発展を遂げ、それに伴って排出量も急増している。実際、2016年の温室効果ガス排出量シェアを国別で見ると、中国が23.2%で1位、インドが5.1%でロシアと並んで同率4位となっている（日本の温室効果ガス排出量シェアは2.7%）。

IPCCの報告書（2018年発表）によれば、すでに世界の平均気温は、産業革命前に比べて、人間活動によって約1度上昇しており、このままの経済活動が続けば、早ければ2030年には1.5度の上昇に達し、2050年には4度程度の気温上昇が見込まれている。気温上昇を2度未満に抑えるためには、2075年頃には脱炭素化する必要があり、努力目標である1.5度に抑えるためには、2050年に脱炭素化しなければならないとしている。

また、たとえ2度未満に気温上昇を抑えることができたとしても、異常気象や海面上昇などの温暖化の悪影響は避けられないので、こういった悪影響に対応するための適応策の強化や、途上国の持続可能な開発を支援する資金や技術供与の仕組みも、パリ協定の大きな要素として組み込まれている。

京都議定書は、先進国のみにトップダウンで定められた排出削減目標が課せられるアプローチを採用していた。このトップダウンのアプローチに対して公平性および実効性の観点から疑問が呈されたことを踏まえて、パリ協定では各国に自主的な取り組みを促すアプローチが模索され、採用された。この手法は、協定の合意に至るまでの国際交渉において日本が提唱して来たものでもある。これにより、各国の削減・抑制目標は、各国の国情を織り込み、自主的に策定することが認められている。

日本では、中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが目標として定められた。目標が低いのではないかという声もあるが、各国が自主的に定めた目標は基準年度や指標などがバラバラであるため、比較には注意が必要。主要排出国の年度を合わせて削減・抑制目標を比較すると、日本の数値は一見低いように見えて、かなり高い目標であることが分かる。

日本は2013年と比べた場合の数値、米国は2005年と比べた場合の数値、EUは1990年と比べた場合の数値を削減目標として提出した。比較する年度を「2013年」に合わせて数値を比べてみると、日本の目標は高いことが分かる。

### パリ協定において発表された各国の目標

| 国名 | 1990年比                                                                                                                  | 2005年比                               | 2013年比                              |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 日本 | ▲18.0%                                                                                                                  | ▲25.4%                               | <b>削減目標</b><br>▲26.0%<br>(2030年までに) |
| 米国 | ▲14～16%                                                                                                                 | <b>削減目標</b><br>▲26～28%<br>(2025年までに) | ▲18～21%                             |
| EU | <b>削減目標</b><br>▲40%<br>(2030年までに)                                                                                       | ▲35%                                 | ▲24%                                |
| 中国 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出を60～65%削減</li> <li>2030年頃に二酸化炭素排出のピークを達成</li> </ul> |                                      |                                     |
| 韓国 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、対策を講じなかった場合の2030年比で37%削減</li> </ul>                                     |                                      |                                     |

(出典) 主要国の約束草案(温室効果ガスの排出削減目標)の比較(経済産業省 作成)

## 各国の温暖化ガス排出削減目標(現行)

日経新聞 2021.11.2

|     | 中期目標                         | 長期目標               |
|-----|------------------------------|--------------------|
| EU  | 2030年に▲55%(1990年比)           | 2050年<br>実質ゼロ      |
| 英国  | 2030年に▲68%(1990年比)           |                    |
|     | 2035年に▲78%(1990年比)           |                    |
| 米国  | 2030年に▲50%～▲52%(2005年比)      |                    |
| カナダ | 2030年に▲40%～▲45%(2005年比)      | 2060年<br>二酸化炭素実質ゼロ |
| 中国  | 2030年までに排出量を削減に転じさせる         |                    |
|     | GDP当たり二酸化炭素排出量を▲65%超(2005年比) |                    |
| 日本  | 2030年に▲46%(2013年比)           | 2050年<br>実質ゼロ      |
|     | ▲50%の高みに向けて挑戦を続ける            |                    |



## 政府の目標

2021年4月22日、菅総理は、総理大臣官邸で第45回地球温暖化対策推進本部を開催。その会議で、総理は、次のように述べた。

「集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題です。同時に、気候変動への対応は、我が国経済を力強く成長させる原動力になります。こうした思いで、私は**2050年カーボンニュートラルを宣言**し、成長戦略の柱として、取組を進めてきました。

地球規模の課題の解決に向け、我が国は大きく踏み出します。2050年目標と整合的で、野心的な目標として、**2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指します**。さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けてまいります。この後、気候サミットにおいて、国際社会へも表明いたします。

46パーセント削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるものであり、決して容易なものではありません。しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしい、トップレベルの野心的な目標を掲げることで、世界の議論をリードしていきたいと思えます。

今後は、目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長を作り出していくことが重要であります。再エネなど脱炭素電源の最大限の活用や、投資を促すための刺激策、地域の脱炭素化への支援、グリーン国際金融センターの創設、さらには、アジア諸国を始めとする世界の脱炭素移行への支援などあらゆる分野で、できる限りの取組を進め、経済・社会に変革をもたらしてまいります。」

つまり、具体策として

▽再生可能エネルギーなど脱炭素電源の最大限の活用や

▽投資を促すための刺激策

▽地域の脱炭素化への支援

▽3000兆円とも言われる世界の資金を呼び込むための「グリーン国際金融センター」創設

▽アジア諸国をはじめとする世界の脱炭素移行への支援など

あらゆる分野で、できるかぎりの取り組みを進め、経済と社会に変革をもたらしていく考えを強調し、各閣僚に検討を加速するよう指示した。

## 政府の政策

### ① エネルギー基本計画

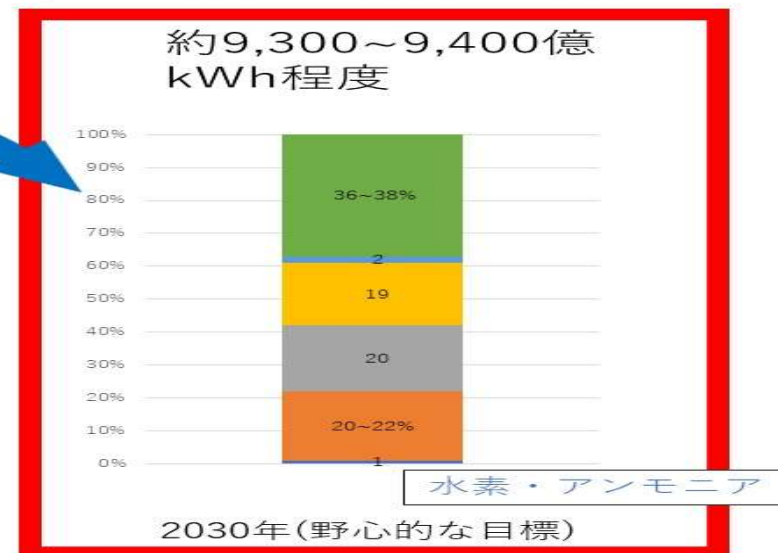
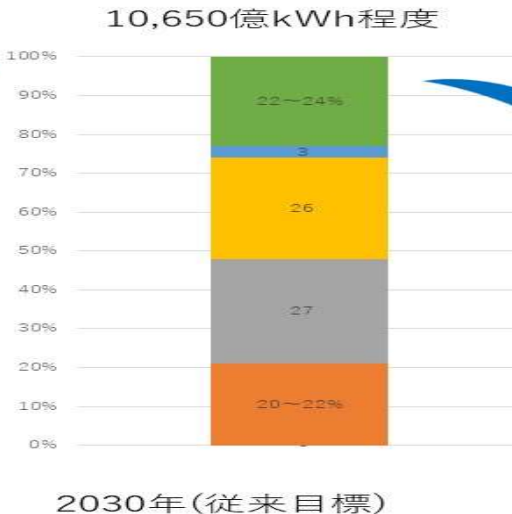
政府は2021年10月22日「脱炭素社会」の実現に向けて中長期的なエネルギー政策の指針となる「[エネルギー基本計画](#)」を約3年ぶりに改定、閣議決定した。

2030年度の[温室効果ガス](#)排出量を13年度比で46%削減することを盛り込んだ新たな「地球温暖化対策計画」も併せて決めた。

改定計画は第6次となる。再生可能エネルギー（再エネ）を最優先して電源構成比を現状の約2倍に当たる36～38%まで拡大し、[温室効果ガス](#)排出量を2050年までに実質ゼロにする脱炭素化達成の道筋を示す内容だ。

また、新たな地球温暖化対策計画に盛り込んだ削減目標は31日から英国・グラスゴーで始まる「国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）」を前に国連に提出された。世界で、日本で、「気候危機」が顕在化している。今回、重要な計画が決まったことにより、日本も本格的に脱炭素社会を目指すことになった。

## 電源構成の現状とシナリオ



## 政府の政策

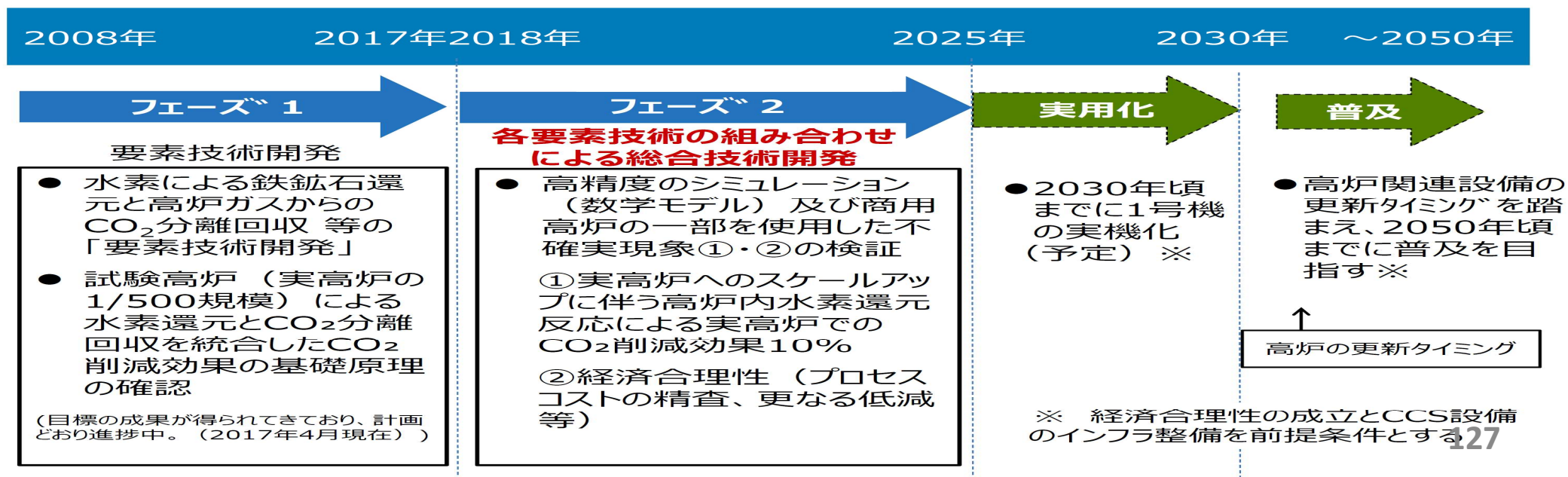
### ② 経済産業省 鉄鋼業界の工程表

経済産業省は2021年10月27日、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の多い鉄鋼業界が2050年までに温暖化ガスの排出量を実質ゼロにするための工程表を策定した。当面は省エネや高効率化を進めて排出量を減らす。30年以降は石炭の代わりに一部水素を使って製鉄する手法を広げ、40年代には水素のみで製鉄する脱炭素技術を導入する。

工程表は企業が個別に脱炭素を進める戦略を考案する際に活用できる。戦略が妥当かどうか、金融機関が判断する際の材料にもなるほか、脱炭素を達成する途中段階の省エネ設備の導入への融資判断にも使える。経産省は今後、化学、電力、石油、ガス、製紙・パルプ、セメントの6分野についても工程表を作る。

鉄鋼は国内の製造業で最大規模のCO<sub>2</sub>を排出している。石炭を使って鉄鉱石から鉄をつくるとCO<sub>2</sub>が出てしまう。石炭の代わりに水素を使うCO<sub>2</sub>を出さない製法はあるがまだ研究開発や実証の段階で、技術は確立していない。

工程表には、水素のみによる製鉄の導入に加え、石炭などを使うことで発生するCO<sub>2</sub>を再利用したり地中に埋めたりする技術の活用も盛り込んだ。



## 政府の政策

### ③ エネルギー使用合理化法改正案を閣議決定(2022年3月1日)

日経新聞 2022.3.2より抜粋

政府は2022年3月1日、「**安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案**」を閣議決定。今通常国会での成立をめざす。2023年4月1日に施行する。

エネルギー使用量の多い1万2000社の企業に対して非化石エネルギーの使用割合の**目標設定を義務付ける**。

脱炭素に向けて水素の活用や電化、省エネといった設備投資に踏み込めない企業も多い中、目標を定め、化石燃料からの構造転換を促す。

#### 法案の主な内容

- ・ 大型蓄電池の送電網接続を促進
- ・ 再生エネが余る日中に電気料金が安くなるプランを用意
- ・ 1万2000社に非化石エネルギーの使用割合の目標設定
- ・ 発電所の休廃止を事後届け出から事前届け出に変更
- ・ 水素、アンモニアを非化石エネルギーに位置付け
- ・ CO2を使貯留する火力発電を促進

#### 今後の検討

- ・ 温暖化ガス排出量が多く脱炭素が難しい業種(鉄鋼業・化学工業・セメント・ガス製造等)への投資促進を促す支援拡充策
- ・ CO2の排出量に応じて課税する炭素税の導入
- ・ カーボンプライシング(目標より削減できなければ排出量を買収させる排出量取引)も導入



## 各企業の施策

2017年にリコーが「RE100(企業の再生可能エネルギー使用率100%化を推進する国際協働イニシアチブ)」への参加を宣言した。

日本企業が再生可能エネルギー使用率100%を実現することはまったく現実的ではないと思われており、当時の日本企業の多くは「信じられない」というような反応であった。

リコーは以前からコピー機をリサイクルして、再度完成品にするなど、環境保護に対して意欲的に取り組んできた企業。

この企業風土のもとCOP21への視察団に参加し、RE100等の脱炭素検討に、いち早くリコーが取り組んでいなかったら、今の日本企業の脱炭素への取り組み状況はまったく違うものになっていたと意見もある。

### 花王

#### 「売れる分だけ作る」にシフト 花王社長 長谷部佳宏氏

「今後の経済は量的な発展から質的な発展にシフトしなければならない。... 花王の使用電力に占める再エネ率は28%(2020年、グローバル全体)だ。30年までにこれを100%にする。再エネを積極導入する一方で、使用電力を半減させて再エネ率を引き上げる。脱炭素では40年までにCO2排出量を実質ゼロに、50年までに排出量と同量以上を除去する「カーボンネガティブ」も目指していく。

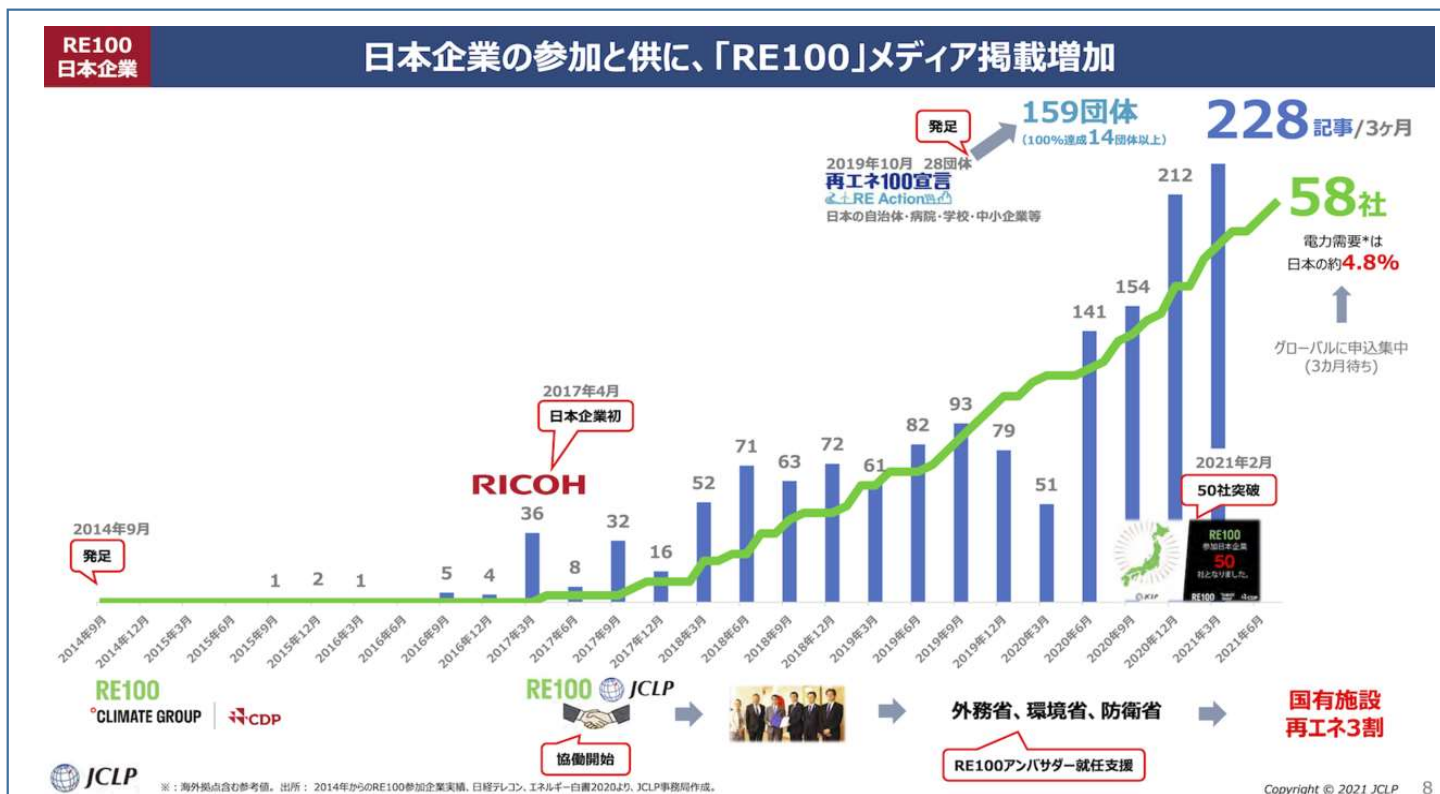
### サントリーHD

#### CO2排出ゼロ工場、長野で稼働

2021年5月に稼働した「サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場」はCO2排出量実質ゼロを実現した。太陽光パネルなど再生可能エネルギーの発電設備、バイオマス燃料をボイラーを導入した他、再生エネ由来の電力を調達することによって同社で初めてのCO2ゼロを達成した。

#### 石油由来ボトル全廃、2030年までに

目標の進捗具合は第三者機関にきちんと認証してもらう。



## リコーコーポレート執行役員 鈴木美佳子氏のインタビュー記事より

日経新聞2021.11.24より抜粋

「1976年から環境推進室を設置して環境問題に取り組んでいる。2018年にはESG委員会を設置。事業を通じた社会課題の解決を目指し、財務目標とESG目標、**2つを一体として経営目標**としている。」

「2021年4月からはカンパニー制を導入して、各ユニットごとにESG目標を設置して取り組んでいる。財務目標だけを達成しても役員も部門も評価されない仕組みを取り入れて、**執行役員の報酬もESG目標の達成度合いに連動させている。**」

「ESGはよく非財務情報と言われるが、我々は、『**将来財務**』として位置づけている。短期的な価値の創出ではなく、3年後、5年後、10年後の企業価値の向上につなげるために取り組むのがESGだ」

「2019年に主力の複合機の生産工場を全て再生可能エネルギーにすると決めた。今はそのおかげで世界で訴求力がある商品となっている。再生可能エネルギーの活用でコストは増えたが、**単なるコストではなく販促費だとみれば、むしろ負担は軽く済んだと言える。**欧州では、企業の社会的責任(CSR)の要求項目を満たしていなければ販売価格が安くなる事例もある。」

「ESGに取り組まないと**投資家からも顧客からも選ばれない時代**が来た。……(中略)……今後はどんな事業会社もESGを進めていかなければ時代に取り残されてしまうだろう。」



## 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第1作業部会(自然科学的根拠)から第6次報告書 2021年8月9日

IPCCは1988年に国連環境計画と世界気象機関によって設立された組織で、気候変化、影響、適応及び緩和方策について、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことが目的である。各国政府を通じて推薦された科学者などの専門家が参画し、5～7年ごとに気候変動に関する研究から得られた知見を評価し、評価報告書として取りまとめている。今回発表された報告書は、66カ国、234名の執筆者によって、気候変動の自然科学的根拠に関する最新の知見がまとめられており、今後の気候変動対策の国際交渉において「科学的根拠を与える重要な文書」という位置付けになっている。

### A.気候の現状

「**人間の活動の影響によって大気、海洋、陸地が温暖化していることは疑う余地がない**」と断言。その根拠として2011年から2020年の10年間で、世界の地表温度は1850年から1900年の間に比べて1.09℃上昇していること、人間活動に起因する温度上昇で見ると、2010年から2019年と比べた場合に1.07℃であると評価。上昇した1.09℃のうち1.07℃分が人為的要因であるとしている。2001年の第3次評価報告書以降、温暖化と人間の活動の関係については、「人間の活動が影響している可能性が高い」という表現が採択された。その確度は評価報告書が作成される毎に上がってはいたものの、今回の評価報告書では人間の活動が温暖化の要因であると言い切ったことに注目が集まっている。

### B.あり得る将来の気候

今後の気温上昇や異常気象などの極端な気候の変化を含めた将来予測を示しています。ポイントとしては、検討されたどのCO<sub>2</sub>排出シナリオにおいても、地球の表面温度は今世紀半ばまで上昇し続けることは避けられず、**2030年代始め頃までに1850年～1900年と比較して1.5℃を超える可能性があるとのこと**。今後数十年で地球温暖化ガスの排出量を「大幅に」削減しない限り、パリ協定の目標達成が極めて困難であることを科学的根拠に基づき示している。

### C.リスク評価と地域適応のための気候情報

世界の各地域における気候変動がもたらすリスクを科学的に評価している。一例として、もし地球が1.5℃温暖化した場合、アフリカとアジアのほとんどの地域で、大雨とそれに伴う洪水が激化し、またより頻繁に発生することは高確度であると示されている。また**全ての地域で高温と極端な乾燥、小雨など、複数の気候変動に起因するリスクが同時に発生することも予測されている**。これらは以前から指摘されていたことではあるが、これらの気候変動リスクに備えられない地域においては、極めて深刻な人的被害へとつながることが容易に想定できる。

### D.気候変動幅を制限する

人間の活動によって引き起こされる地球温暖化を、どのようにして特定のレベルに抑制するかが示されている。地球の気温上昇は、累積CO<sub>2</sub>排出量(過去のCO<sub>2</sub>排出量と将来のCO<sub>2</sub>排出量の合計)に比例することが前回の評価報告書でも示されているが、**少なくともこの累積CO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすることが必要であると述べられている**。また地球温暖化の要因の一つである**メタン排出量を迅速にかつ大幅に削減することの必要性**についても触れられている。

## COP26(第26回国連機構変動枠組み条約締約国会議:) Conference of the Parties 日経新聞2021.11.3より

(2021年10月31日～11月12日開催) そもそもこの会議は1995年からほぼ毎年開催され温暖化対策を議論してきている。現在197の国・地域が加盟。京都で開いた1997年のCOP3で先進国に温暖化ガスの削減を義務付けた「京都議定書」をまとめた。2015年のCOP21では「パリ協定」を採択。工業化前からの気温上昇を2度未満に抑え、1.5度以内にする努力目標を定めた。パリ協定に削減義務はなく、自ら目標を設定する穏やかな取り決めになっている。

### 先進国

#### 英国・ジョンソン首相

「科学者の声を無視すれば気温は2度を超えて上昇し、何億人もの食糧供給が危うくなる。今すぐ行動が必要だ」

#### 米国・バイデン大統領

「決定的な10年になる。気候変動の諸課題には短い時間しか残っていない」

#### EU・フォンデアライエン欧州委員長

「EU予算から2027年までに50億ドルを追加拠出する」

### 新興途上国

#### インド・モディ首相

「70年までに温暖化ガスの排出量を実質ゼロにする。2030年までに再生エネ比率50%を目指す」

#### 中国・習近平主席(出席せず・書面)

「先進国は発展途上国の対策実施を支援すべきだ」

#### ロシア(出席せず)

50年に19年比で排出量を60%削減し、60年までに排出を実質ゼロにする戦略を発表

#### バングラデシュ・ハシナ首相

「先進国は自らの削減目標と途上国のへの資金支援の両方の約束を守らねばならない」

## COP26(第26回国連機構変動枠組み条約締約国会議:) Conference of the Parties

英国グラスゴーで開催された。(2021年10月31日～11月12日開催)グラスゴー気候協定の合意内容は以下の通り。

- ① 気温上昇を1.5度Cに抑制する努力を追求
- ② 参加国は必要に応じて2022年末までに2030年の削減目標を見直し、強化すること
- ③ 排出削減対策の取られていない石炭火力発電の段階的削減へ努力
- ④ 資金拠出を大幅に拡大、先進国は2025年までに新興国への支援を倍増

### パリ協定を踏まえた4目標とCOP26での成果

ニッセイアセットマネジメント マーケットレポートより

#### 目標の概要

#### COP26での合意内容

1

21世紀半ばまでに温室効果ガス実質ゼロを確実に達成し、産業革命以前に比べて気温上昇1.5℃以内を手の届く範囲に維持。目標達成に向け、各国は石炭の段階的廃止の加速などを行う必要がある。

石炭火力発電廃止と新たな同発電所の建設停止に、世界の石炭火力発電の使用量上位20カ国のうち、韓国、インドネシア、ベトナムなど5カ国を含む23カ国が合意。しかし、主要な石炭消費国の中国やインドを始め米国や日本、オーストラリアなどは署名を見送り、効果を疑問視する声。

2

気候変動は既に進んでいる。気候変動の影響を受ける国々が、生態系の保護・修復などに取り組み、住宅や生活、命が失われる事態を回避するために協力する必要がある。

130カ国超が2030年までに森林破壊を止め、回復させる方向で一致。南米やアフリカなどの新興国地域での森林破壊は顕著となっており、森林保全は新興国経済の負担となることも想定され、目標達成には課題が多いと思われる。

3

(1)、(2)の目標達成のため、先進国は年間1,000億ドル以上の資金拠出の約束を果たすべき。世界規模で多額の融資を引き出すために取り組み、資金を動員する。

2009年のCOP15において新興国へ2020年まで年間1,000億ドルの資金拠出で合意したにもかかわらず、不足している状況。米国、フランスなど各国は相次いで新興国への資金支援を期間中に表明したが、十分な支援を継続できるのかが注目される。

4

気候変動問題に立ち向かうため協力が必要。COP26においてパリ協定の実施方針の決定や政府、企業の協力によって行動を加速。

パリ協定の実施方針とも言える合意文書(グラスゴー気候協定)が採択。焦点となった石炭火力発電について、当初案の「段階的な廃止」から「段階的な削減」へと表現が弱められた。先進国の資金拠出の遅れなどに対する新興国の不満が背景にあったと想定される。

## IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)が発表(気候変動の報告書第6次第2弾)

日経新聞2022.3.1より

### 気温2度上昇で30億人水不足も 食糧や生物、深刻な打撃

IPCCは気候変動に関する最新の科学的知見を評価する組織で、定期的に報告を更新。今回(2022年2月28日)は第6次報告書の第2弾で気候変動が自然や暮らしに与える影響や、対策の効果についてまとめた。

産業革命前に比べて気温が2度上昇すれば今世紀末までに干ばつなどで慢性的な水不足に陥る人口が8億～30億人に至ると予測した。食糧生産や健康、生物種への悪影響は気温上昇が進むほど大きくなると警鐘を鳴らしている。

### IPCCが評価した気候変動の悪影響

#### 現在までに

人為的な気候変動が自然や人々に広く悪影響を与えている

世界人口のおよそ半分が1年のある期間に水不足を経験

感染症が増加。精神、心臓呼吸器の疾患とも関連

#### 今世紀半ばまでに

1.5度以上の温暖化で熱波と干ばつの同時発生が増加、健康や食糧生産のリスクに

沿岸に住む10億人以上に洪水リスク

漁業や農業の減収で最大8000万人が飢餓に苦しむ

#### 今世紀末までに

2～3度の気温上昇で、最大12.7兆ドルの資産が洪水被害を受ける可能性

2度の温暖化で最大30億人が慢性的な水不足を経験



## 温室効果ガスの脅威論

- ①地球温暖化が起きている。
- ②このままだと生態系は破壊され、災害が増大し、人間生活は大きな悪影響を受ける。
- ③温暖化の原因は化石燃料を燃やすことで発生するCO<sub>2</sub>であり、これを大幅に削減することが必要だ。
- ④2050年までのCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロが必要。
- ⑤温暖化対策は待ったなしの状態である。

・地球温暖化は、海面の上昇から熱波や干ばつ、大雨やそれによる洪水など、気温上昇のほかにこれらの気候変動を引き起こし、私たちだけでなく地球に住む動植物などの生態系にも影響を及ぼしている。

・農作物が被害にあい、作物の収穫が減るだけでなく、生物多様性が減少したり、絶滅してしまう動物も出てくる。

・地球の平均気温が上昇すると海面の上昇につながる。これは北極などにある海氷が融解していることが要因とされる。

海面の上昇は非常に危険で、日本への影響を考えると、1メートルの海面の上昇により、砂浜の9割以上が失われていくと予測されている。

・近年の台風の大型化や豪雨が頻発するのもこの影響であるとされており、暴風や大雨による被害も甚大である。それに伴って起きる洪水や土砂崩れなどの二次災害も深刻になっている。

・このまま温暖化が進めば、気候の変化により地域によっては降水量が減り、河川流量も減ることで水資源を得られない可能性もある。

・地球温暖化によって降雪量が減ったり融雪の時期が早まったりすることもあり、春や夏の水資源量の減少が予想される。

・地球温暖化による生態系へは大きな影響を与えており、動植物共にその変化や絶滅といった個体の消滅も起こってしまっている。ホッキョクグマやウミガメ、サンゴなど、様々な生物が絶滅に瀕しようとしている。

・温暖化による気温の上昇は地域によって乾燥を起こしている。これが長期化することで大規模な森林火災などを増加させてしまい、生態系の破壊だけでなく、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する森林を減少させてしまっている。

・近年の日本でも気温の上昇や大型台風の通過による被害で、農作物の不足などが起こっている。これが世界規模になると食物が足りなくなり、飢餓に陥る人が増加する。

・また必要な栄養を得られないことによる栄養不良や、免疫力の低下による病気の広がりも起こる。地域によっては不衛生な環境となり、病気が蔓延することも少なくない。

.....

## 温室効果ガスの懐疑論

「『脱炭素』は嘘だらけ」(杉山大志氏 著)より

- ①地球温暖化はゆっくりとしか起きていない。
- ②温暖化の理由の一部はCO2だが、その程度も温暖化の本当の理由も分かっていない。
- ③過去、温暖化に取る被害はほとんど生じなかった。
- ④今後についても、さしたる危険は迫っていない。
- ⑤温暖化対策としては、技術開発を軸として、排出削減は安価な範囲に留めることが適切である。

You should not fool the layman when you are talking as a scientist.

・米国の世論は日本とは全く異なり、脅威論と懐疑論のバランスが拮抗している。

①温暖化は党派的な問題で、共和党支持者は懐疑論であること

②既存の権威や学説に挑戦する科学的態度が尊重されること

③これらを反映してバランスが拮抗した報道がなされていること といった理由から。

・脅威論には、各国の行政機関や国際機関がスポンサーとなりお金を出しているから、論文の件数も多くなる。  
にもかかわらず、メディアにおいて両者が拮抗している状況は驚きである。

・「台風は増えていない・台風は強くなっていない・超強力な台風は来なくなった・猛暑は温暖化のせいではない」

・「短時間の豪雨は温暖化のせいではない・集中豪雨は温暖化のせいではない」

・「寒さによる死亡者の方が暑さによる死亡者よりはるかに多い」

・「農業では、技術進歩による生産性向上が、温暖化によるわずかな悪影響をはるかに上回ってきた」

・「シロクマは絶滅すると言われてきたが、かえって増えてきた」

・「山火事は増えていない。温暖化で増大もしていない」

・「水害による死者は防災の向上で激減し、温暖化による影響は見られない」

・「温暖化による海面上昇は地盤沈下や地震による自然変動に比べわずかであった」

・「気象庁の温暖化の計測には4割も都市熱が混入し、本当の温暖化は6割程度」

・「IPCCの『最悪シナリオ』のCO2排出量は多すぎる。シェールガスなどの技術進歩で、現実には3℃までしか上昇しない」

.....



# 「『脱炭素』は嘘だらけ」(杉山大志氏 著)より

## 日本としての脱炭素との現実的な付き合い方

日本政府は2020年12月に「グリーン成長戦略」を公表。そこでは経済と環境を両立させて「2050年にCO2排出の実質ゼロ」を目指すとしている。



日本政府のCO2ゼロ宣言は、プロパガンダの発生源である西欧に同調したものに過ぎない。また、科学的知見はこのような極端な対策を支持しない。



だが、いったん国の方針とした以上、後戻りは難しい。すると課題はこれをどう解釈して対処するか、である。菅首相は、CO2の「実質」ゼロを目指すと述べた。「実質」とは「日本の技術によって海外で削減されるCO2も含める」という意味だ。これを弾力的に解釈するほかない。



製造業を強化し、経済成長を図ることで、あらゆる技術の進歩を促すべきだ。温暖化対策技術は、それを母体として生まれる。世界でなかなかCO2が減らないのは削減コストが高いからだ。よい技術さえできれば問題は解決する。日本発の技術によって世界全体でCO2を削減することで達成したいところだ。それに向けて、CO2回収・貯蓄(CCS)・直接空気回収(DAC)などを含め、様々な技術開発を進める。



日本はこの様な真っ当なイノベーションを担うべきだ。それに向かって政府の役割は基礎研究への投資等、多々ある。

## SDGs

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの17のゴール(目標)と169のターゲットからなる国際的開発目標。SDGsは2001年に策定された2015年を目標としたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals, MDGs:世界の貧困の半減などを目指し、国際社会が掲げてきた目標)の後継の目標として誕生した。地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」世界の実現を誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

「MDGs」は開発途上国の課題解決を目指すもので、2015年を年限として開発途上国の貧困・教育・健康・環境などを改善するための8つのゴールと21のターゲットを掲げていた。

SDGsは、150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたものであり、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標である。それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、**世界の全ての人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされている。**

人権、経済・社会、地球環境、さまざまな分野にまたがった課題が分類されている。

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤を作ろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任、つかう責任
- 13. 気候変動に具体的な対策を**
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナリシップで目標を達成しよう

### 目標13【気候変動】に関する企業のSDGsの取り組み例

#### ダイキン工業

“当社の主力商品であるエアコンは、使用時のCO<sub>2</sub>排出量が特に大きいため、インバータをはじめとした省エネエアコンや低温暖化冷媒を用いたエアコンを世界中で普及させることに注力しています。2020年度に温室効果ガス排出量を6,000万t-CO<sub>2</sub>抑制という目標に対し、2018年度には6,700万t-CO<sub>2</sub>抑制できたと試算しています”

## 引用: 認定NPO法人環境文明21のWebサイト「脱炭素社会とSDGsより」

以下の図はSDGsと脱炭素社会（気候変動問題）の繋がりに関する図である。





# YKK AP統合報告書 2020



バリューチェーンにおけるSDGs

## 持続可能な社会に向けたYKK APのバリューチェーン

私たちは事業活動の基本として「善の循環」を、持続可能な社会への貢献そのものです。  
YKK APは、お客様に喜んでもらうことのできる建築用アルミダクトを製造し取りもたし、  
社会課題解決にも取り組んでいます。

SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2016年に採択された、  
2030年までに達成すべき17の目標。  
169のターゲットからなり、経済、社会、環境  
の3つの分野にわたって掲げられています。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



## バリューチェーンを支える基盤



企業経営にサステナビリティ(持続可能な開発目標)を取り込む動きが浸透

S D G s

E

- 7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 14. 海の豊かさを守ろう
- 15. 陸の豊かさを守ろう

気候変動

S

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 5. ジェンダー平等を実現しよう

人権・ダイバーシティー

G

- 5. ジェンダー平等を実現しよう

ガバナンス体制

- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤を作ろう

運用会社が投資基準にESG要素を加える動きにさらにサステナビリティ要素の加味が浸透

ESG投資

投資判断にESG(環境、社会、ガバナンス)の要素を組み入れる責任投資戦略。気候変動の問題だけでなく、不平等、多様性、社会的公正などのSDGsの目標とも結びつく。

- ・グリーンボンド(環境債)
- ・ソーシャルボンド(社会貢献債)
- ・サステナビリティボンド

# ESG

「ESG投資」の起点は、2006年に国連がPRI(Principles of Responsible Investment—責任投資原則)6原則をつくりESG投資の重要性を提唱してから。PRIは、署名機関に対して、投資活動の際にESGの要素を考慮すること、また投資対象にESG情報の開示を求めることを促した。

従来は、当然のことながら、投資はもっぱら企業の財務情報を考慮して行われるものであった。しかし、1970年代以降になると国連を中心として環境や社会に対する危機感が高まり、経済成長と環境問題の調和についての議論が国連を中心に広く行われるようになる。1972年にスウェーデンで行われた国連人間環境会議は「経済成長と環境問題」がメインテーマとなっている。この国連人間環境会議を契機に国連環境計画(UNEP)、そして1992年に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が設立され、UNEP FIでは「経済的成長とESGへの配慮を統合した金融システム」に向けての取り組みが行われる。

1999年には、世界経済フォーラム・ダボス会議の席上で当時の国連事務総長コフィ・アナン氏が世界の経営者に向け、人権・労働・環境についての基準に対して協力を呼びかける。これが企業の賛同を得て、2000年に国連グローバル・コンパクト(UNGC)が人権・労働・環境および腐敗防止の4つを原則として設立される。

2006年に国連が投資家に向け、ESGを投資の意思決定プロセスに組み込む「責任投資原則」(PRI)を提唱。世界最大規模である150兆円以上の資産を運用する日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)も2015年にPRIに署名。PRIに賛同する機関投資家の署名数は2020年時点で3,000件を超え、ESG投資は急速に拡大している。

PRIは、以下の6つの責任投資原則を実施することを促している。

1. 投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込むこと
2. 活動的な株式所有者になり、株式の所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れること
3. 投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めること
4. 資産運用業界において原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行うこと。
5. 原則を実行する際の効果を高めるために、協働すること。
6. 原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告すること。

つまり、企業が長期的に成長するためには、ESGへの取り組みが重要との見方が急速に広まっていると言える。それに伴って、ESGに積極的に取り組む企業に投資する「ESG投資」が、マーケットのメインストリームと言えるほど、大幅に拡大している。



# ESG 投資の手法

## 1. ネガティブ／除外 スクリーニング

ESG課題への取組みが甘い企業を投資対象から除外する等。

## 2. ESG インテグレーション

従来の財務分析に加え非財務情報であるESGについてのリスクと投資機会の分析結果を体系的に投資意思決定に組み込む。

## 3. 企業エンゲージメント

株主としての行動(議決権行使や株主提案並びに対話)にESG課題を組み入れる。

## 4. 国際規範に基づくスクリーニング

ESGに関して国際的な規範に違反した企業を投資対象から除外。

## 5. ポジティブ／ストイッククラス スクリーニング

ESGについての評価の高い企業を選択して投資する手法。ESG取り組みに関するスコアを付与し、スコアの高い企業のみでポートフォリオを構築。

## 6. サステナビリティ・テーマ投資

ESGの特定の課題をテーマとする投資。テーマとしては気候変動や森林、水資源、人権など。

## 7. インパクト／コミュニティ投資

環境や社会についての具体的な問題解決を目的とした投資。環境問題には、再生可能エネルギー供給や上下水道、持続可能な農業など、社会問題には低所得者向け住宅や教育、医療等。

## 進化するESG投資

国内外の機関投資家のあいだで、環境・社会・ガバナンス（企業統治）を考慮するESG投資が広がっている。

### ブラックロックの「サステナビリティ宣言」

ブラックロックの運用規模は700兆円を超え、東証の時価総額約600兆円や日本のGDP約550兆円をも上回っている。注目すべきは、その規模の大きさだけでなく、CEOラリー・フィンク氏による、2020年1月14日の「サステナビリティ宣言」である。つまり、**運用受託機関として、今後は投資戦略の中心にサステナビリティを置く**、という宣言である。

この宣言は、同氏の投資先企業のCEOへの年頭書簡「金融の根本的な見直し(A Fundamental Reshaping of Finance)」で明らかにされたもので、「サステナビリティは投資家にとって最重要課題」と明言する同氏は、気候危機を強く意識しつつ、次のように結論付けている。

- 気候リスクが資産の抜本的な再構築を促し、早晩、大規模な資本の再配分がおきるだろう。
- **気候変動は、もはや企業業績の長期見通しの決定要因の一つとなった。**
- 企業は「パーパス」を重視し、ステークホルダー価値を考慮しなければ、長期利益を得ることはできない。
- 世界の若者の行動を見れば、いずれミレニアル世代が政府とビジネスの舵を取るようになった時、サステナビリティへの変革はさらに進むだろう。

**GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の投資戦略**⇒「GPIFの仕事は年金積立金を運用し、未来の現役世代の保険料負担を軽くすることです。そのためには50年先、100年先を見据え、世代をまたぐ超長期の投資で安定した収益を上げなければいけません。将来にわたって安定したリターンを得るには、金融資本市場の長期的な発展と持続的な経済成長が不可欠です。**そのためにも環境・社会問題が市場や実体経済に及ぼす負のリスクは無視できません。GPIFの使命とESGの取り組みを切り離して考えることはできないのです。**」（GPIF投資戦略部の塩村賢史次長のコメント）

# ① 投資家、企業に脱炭素迫る

2050年カーボンニュートラルが世界の標準になるなか、グローバル投資家は一律の基準、目線で大手企業に気候変動、地球温暖化対策を求める傾向が強くなってきている。

2021年6月18日に開かれた**住友商事の株主総会**では、環境非政府組織(NGO)のマーケット・フォースが、地球温暖化の国際的な枠組み「パリ協定」の目標に沿った事業計画の策定と開示に向けて定款変更を求めた。この株主提案は否決されたが、賛成率は約2割となった。住友商事は株主提案の取り下げを狙って5月に石炭火力発電からの撤退計画などを打ち出した。

**三菱UFJフィナンシャル・グループ**にも、環境団体からパリ協定の目標に沿った投融資を行うことを定款に盛り込むことを求める提案が出た。NPOの気候ネットワーク(京都市)や非政府組織(NGO)の350.orgの日本支部代表などが、「パリ協定の目標に沿った投融資を行うための指標と短期、中期および長期の目標を含む経営戦略を記載した計画を決定し、年次報告書にて開示する」という条項を定款に定めるよう求める株主提案を行った。大手議決権行使助言会社が会社提案を支持したにもかかわらず、4分の1に迫る23%の株主が提案を支持。投資家が、今のMUFGの方針ではまだ不十分であることを突きつける結果になった。これより前に、この株主提案を受けて同社は5月17日に具体的な取り組み方針を「MUFG カーボンニュートラル宣言」として公表している。この宣言では、国連環境計画金融イニシアチブ(UNEP FI)が今年4月に発足させた「Net-Zero Banking Alliance(NZBA)」に日本より初めて参加することで、カーボンニュートラルに向けた2030年までの達成目標を2022年度中に策定して開示することにも既にコミットしている。同社は定款の変更には反対だが、株主提案で言及されている内容の経営戦略への組入れは既に実現している、と説明している。

2020年の**みずほフィナンシャルグループの株主総会**では、気候変動に関する株主提案への賛成率が34%に上り、注目を集めた。また、2021年の株主総会でも、経営陣への質問は気候変動問題に集中した。

**3メガバンク**はいずれも火力発電所への投融資方針を厳格化しており、この春にはいずれももう一段基準を引き締めている。これまでは「原則実施しない」としていた三井住友FGは、石炭火力への投融資を全面的に停止することを決め、3行の中で最も厳格な方針とした。MUFGは石炭火力の新規案件に加え、新たに既存施設の拡張にも投融資しない方針を打ち出している。みずほFGの新たな環境方針では、2040年度に石炭火力への投融資残高をゼロにするとし、目標実現の時期を以前から10年前倒した。

**米石油大手のエクソンモービル**の2021年5月の株主総会では、環境派が推す取締役候補が選任される波乱が起きた。エクソン株の0.02%を保有する物言う投資家(アクティビスト)のエンジンは、エクソンに環境対策の強化を迫った。そして取締役の刷新を求めて株主総会に4人の候補者を提案し、最終的に3人の取締役を送り込むことに成功したのである。少数株主も含め、多くの株主の支持を得た結果だ。

## ② 投資家、企業に「気候変動リスク開示」も求める

気候変動リスクへの対応は、企業の社会的責任という観点のみならず、中長期的な企業価値、株主価値の向上に欠かせない、との意識が株主・投資家の間で強まっている。

### -ESG投資拡大に伴い重要性が高まる積極開示-

(参考:野村資本市場研究所 板津直孝氏のレポート)

1. 金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD:金融安定理事会(FSB)により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース)は、2017年6月、最終報告書を公表し、投資家やその他のステークホルダーが、重要な気候関連のリスク及び機会が企業にもたらす財務インパクトを理解する上で、有用な情報開示の枠組みを提言した。その後、欧米の機関投資家は気候関連の情報開示に対する関心を着実に高めており、日本企業が注視すべき状況になっている。
2. 背景には、世界各国で拡大し始めたESG(環境、社会、企業投資)投資がある。欧米の機関投資家の多くは、気候変動をポートフォリオの重要なリスク要因に位置づけ、投資で優先すべき一つに掲げている。そして、気候関連の情報開示が不十分な企業に対しては、議決権を行使して改善を求める集团的エンゲージメントや、気候変動に対する取り組みが不十分な企業への投資を引き上げるダイベストメントを拡大している。その対象は、日本企業にも広がっている。
3. TCFDの最終報告書の公表により、開示の枠組みが提示されたことから、欧米の機関投資家のこうした動きは、具体性を伴ってますます盛んになってきている。こうした欧米の気候関連の情報開示に対する顕著な反応は、現在、日本企業が日本国内において得られる感触と大きく異なるため、株主構成において欧米の機関投資家の比率が高い日本企業は、特に注視する必要がある。
4. 気候関連の情報開示の国際的な方向性は、財務報告との一元化であり、日本企業にとっては、財務報告と気候関連財務情報との親和性を一層高める準備が必要である。日本企業と欧米の投資家との対話においては、投資家が、TCFDの提言に則した気候関連財務情報開示を期待していることを認識する必要がある。



### ③ 投資家、企業に「非財務情報開示」の充実も求める

## ESG経営の徹底と非財務情報の開示の充実

(参考:野村資本市場研究所 板津直孝氏のレポート、一部加筆した)

1. 国際的な無形資産投資やESG(環境・社会・ガバナンス)投資への関心の高まりなどを背景に、中長期的に財務インパクトを及ぼす可能性のある非財務情報の重要性が高まってきている。機関投資家は、投資先企業が自社に影響を及ぼす可能性の高い非財務的な事項をどのように識別し、経営戦略や中長期計画に取り組んでいるかを理解するために、投資の意思決定に資する非財務情報に高い関心を寄せている。しかしながら現状として、**日本企業による非財務情報は、投資家の求める水準に至っていないという課題が指摘されている。**
2. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(ディスクロージャーWG)では、有価証券報告書の中での非財務情報に該当する記述情報の開示の現状について、いくつかの課題を具体的に挙げている。リスク情報に関する開示では、一般的なリスクの羅列となっている記載が多く、外部環境の変化にもかかわらず数年間記載に変化がない開示例も多いほか、経営戦略とリスクの関係が明確でなく、投資判断に影響を与えるリスクが読み取りにくいことが指摘されていた。この様な検討と審議を踏まえ、2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正された。この改正により、2020年3月期の有価証券報告書から、**非財務情報である記述情報の充実が求められる。**
3. ESG 投資への潮流と2つのコード(スチュワードシップ・コード、ガバナンス・コード)の導入によって、わが国の上場企業には、ESG経営とESG情報の開示、企業価値を高めるため株主との建設的な対話が求められている。上場会社は、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項(いわゆる ESG 要素)などについて説明等を行う必要がある。  
**しかしながら現状として、いわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっていて付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。**

# 「リスク情報」における気候リスク開示、日本2割どまり

日経新聞2021.12.26から抜粋

日本企業の気候変動リスクの開示が米国勢に比べて遅れている。東証1部と米主要企業の計約2700社の財務報告書をテキスト解析したところ、**日本の気候リスクへの言及は2割にとどまり、米国の6割を大幅に下回った**。気候リスクの開示規制が強化されるなか、投資家は企業の気候変動問題対策をもとに選別を強めており、資金調達に悪影響が及びかねない。

日本経済新聞社が2020年度の東証1部企業約2250社の有価証券報告書と米S & P500種株価指数構成企業（金融などを除く430社）の財務報告「10-K」をもとに記載されている「リスク情報」の文字データをテキスト解析した。

それによると、「気候変動」や「温暖化」「炭素」といった気候リスクに言及する企業は**日本が24%、米国が64%であった**。



# グリーンウォッシュとされないように注意

グリーンウォッシュとは、環境に配慮した、またはエコなイメージを思わせる「グリーン」と、ごまかしや上辺だけという意味の「ホワイトウォッシュ」を組み合わせた造語。一見、環境に配慮しているように見せかけて、実態はそうではなく、環境意識の高い消費者に誤解を与えるようなことを指す。

## 名ばかりESGの淘汰

企業がブランドイメージを向上させたいという理由で、ありもしない“強み”をアピールした結果、NGOなどから**グリーンウォッシュだと批判されることがある**。グリーンウォッシュの種類はさまざまだが、特に次のような場合は注意が必要。

- ・サービス、商品に関係のない「緑」の画像が使われている（自然の写真や、緑色の包装など）
- ・何の根拠もない「認証済み」「エコ」「省エネ」などの表現
- ・隠れたトレードオフ：

例えばファッションブランドの場合、衣服自体は「天然」または「リサイクル」素材でつくられているが、つくる過程では**CO2を大量に排出するなど、環境に大きく負荷がかかる**。しかしマイナス面は伝えない。つまり、環境に良いとされるものであっても、環境負荷がかかってしまう側面は多少なりともあり得る。良い側面ばかりを強調するのではなく、その点も併せて公表し、環境負荷を削減するためのさらなる方法を考えていくことが、これからの企業には求められていく。

# 東京ガス、株主還元を縮小 脱炭素投資へ資金創出

日経新聞2021.9.30から抜粋

東京ガスが脱炭素投資を手厚くするため、株主還元の縮小に踏み切る。2022年3月期から、連結純利益に占める配当と自社株買いの合計額の比率「総還元性向」の目標を6割から5割に下げる。年間で数十億円の現金を創出し、再生可能エネルギー企業への成長資金に充てる。脱炭素投資のために株主還元を減らすケースは世界でも珍しい。

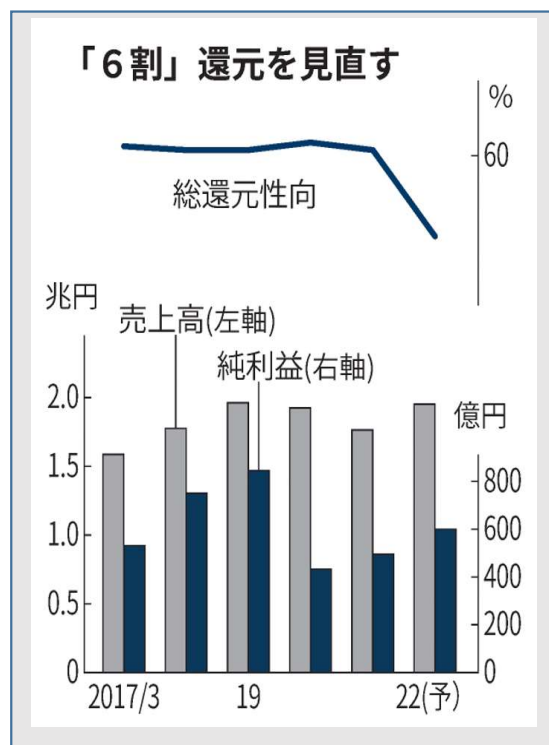
総還元性向は配当と翌期の自社株買いの合計額を連結純利益で割って算出する。東ガスは2007年3月期に6割の目標を掲げ、約15年にわたり実行してきた。4～5割程度にとどまる他のエネルギー関連企業より高く、市場から「還元優等生」との評価を受けてきた。

## 投資家の反発

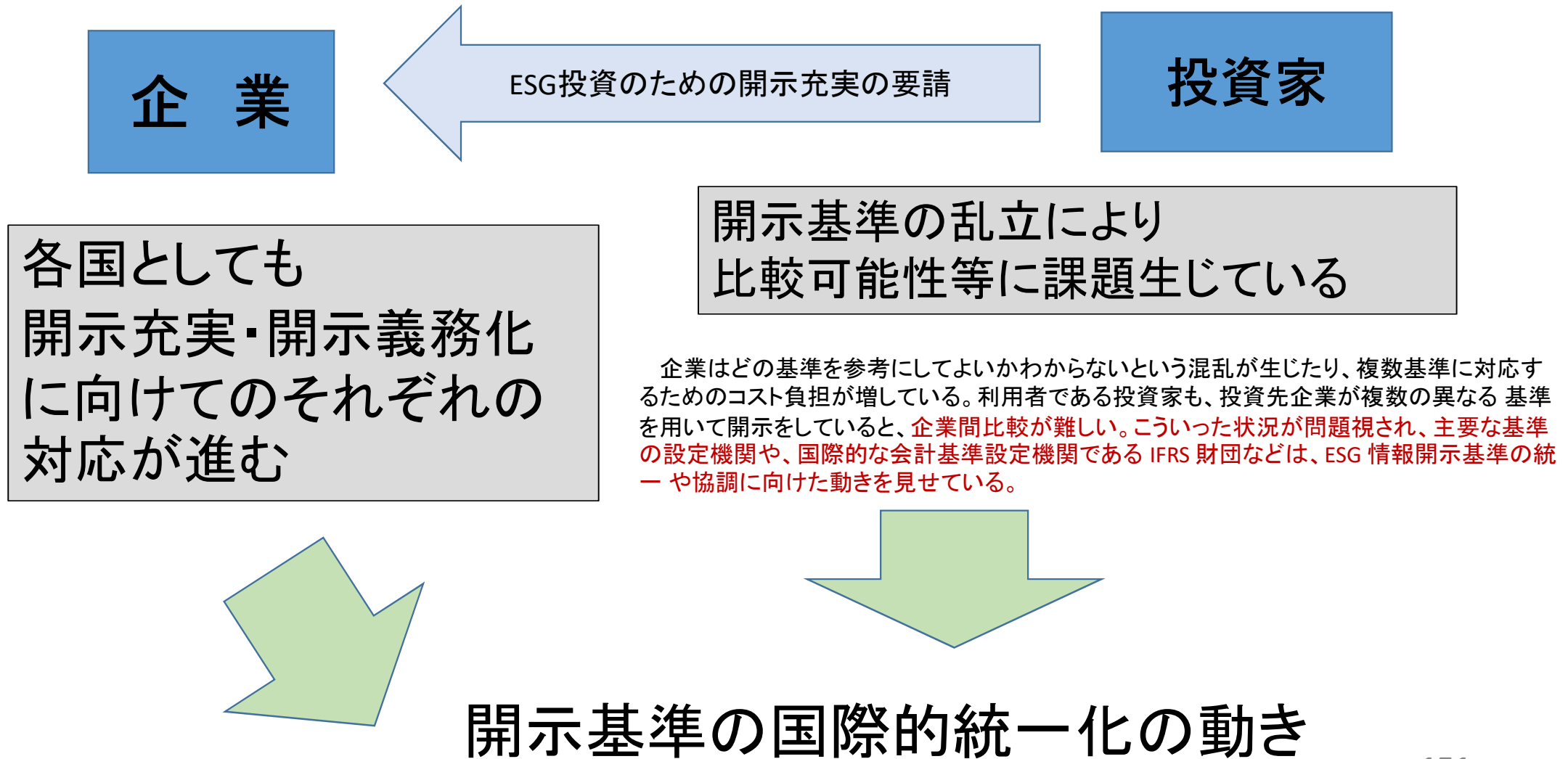
経済社会の変化に応じて株主と経営者が経営資源の配分で正面からせめぎ合う。東京ガスの今回の決断は、非連続な時代の企業統治改革の本質を映す。成長という果実が伴わなければ、投資家からの反発が強まるのは必至だ。

市場の目線はなお厳しい。大和証券アナリストの西川周作氏は「投資のリターンと、なぜ今すぐ巨額投資が必要なのかきちんと示すべきだ」と話す。脱炭素投資で業績拡大を示唆しながら、具体的にどう業績に反映されるかの説明が足りないとの指摘だ。

企業統治に詳しい井上光太郎・東京工業大学教授は「多くの機関投資家は高い水準の企業統治を確保した上で、環境も社会も追求せよと要請している」と指摘する。「(東ガスが)建設的会話を重ねて機関投資家と合意できるかどうか、脱炭素投資を加速させる今後の試金石になる」とみている。



## 6. 非財務情報の開示



# 6. 非財務情報の開示

## 主要なESG開示基準の概要

|                  | TCFD提言                                              | GRI (スタンダード)                                     | SASB (スタンダード)                                        | IIRC (国際統合報告フレームワーク)                   | CDSB (フレームワーク)                                 | CDP                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 設定主体             | 気候関連財務情報開示タスクフォース<br>(世界の金融当局からなる金融安定理事会[FSB]の下に設置) | グローバル・レポーティング・イニシアティブ<br>(蘭のNGO団体)               | サステナビリティ会計基準審議会<br>(米の非営利組織)                         | 国際統合報告評議会<br>(英の非営利組織)                 | 気候開示基準審議会<br>(企業と環境関連機関等による共同企業体)              | カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト<br>(英の非営利組織)            |
| 概要               | 気候変動に関連するリスク・機会情報を企業が金融市場参加者に対して一貫した枠組みで開示する枠組み     | 企業が経済・環境・社会に与えるインパクトを特定し、サステナビリティ報告書として開示する枠組み   | 企業が投資家に対して財務的に重要な影響を与えるサステナビリティ(持続可能性)に関する情報を開示する枠組み | 企業が財務情報とサステナビリティを含む非財務情報について統合に説明する枠組み | 環境情報を財務情報に統合することで環境に係る投資家の意思決定を支援することを目的とした枠組み | 企業や都市が環境へのインパクトを認識し、持続可能な経済を実現すべく開示等を行うプロジェクト |
| 原則or細則主義         | 原則主義                                                | 細則主義                                             | 細則主義                                                 | 原則主義                                   | 原則主義                                           | 細則主義                                          |
| 開示項目             | 気候変動によるリスク・機会 (GHG排出、水使用、エネルギー使用等を含む)               | ・経済 (地域経済、競争的行為など)・環境 (エネルギー、水など)・社会 (人権、児童労働など) | 環境・社会に関する事項 (業種によって異なる)                              | ・財務資本・製造資本・知的資本・人的資本・社会・関係資本・自然資本      | 環境情報 (気候変動、森林、生物多様性、水、土地など)                    | ・気候変動<br>・水<br>・森林                            |
| 開示対象<br>ステークホルダー | 投資家など                                               | 従業員・株主のほか、広くサプライヤーや社会的弱者、地域コミュニティ等を含む            | 投資家など                                                | 投資家など                                  | 投資家など                                          | 主に投資家など                                       |
| マテリアリティ          | シングル                                                | ダブル                                              | シングル                                                 | シングル                                   | シングル                                           | ダブル                                           |

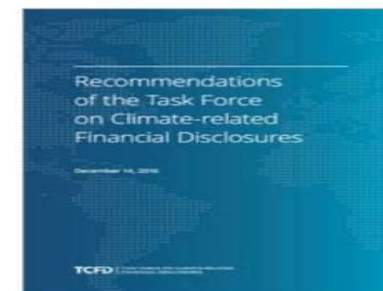
# 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)について

- ① 2015年12月、G20の要請を受けた金融安定理事会(FSB)は気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)を設立。
- ② 2017年6月、企業による自主的な開示を促すための提言をまとめた最終報告書(TCFD提言)を公表。
- ③ 金融庁・経産省・環境省等の関係省庁は、TCFD提言に沿った開示に自主的に取り組む金融機関や事業会社をサポート。
- ④ 2019年5月、経団連等の呼びかけにより、「TCFDコンソーシアム」が設置された。TCFDに沿った開示を進めていく上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業が双方向の議論を行う。金融庁、経産省、環境省は運営面でサポートすると共に、オブザーバー参加。

## 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

再掲

- 各国の中央銀行総裁および財務大臣からなる金融安定理事会(FSB)の下部組織
- 投資家に適切な投資判断を促すための、効率的な気候関連財務情報開示を企業へ促す民間主導のタスクフォース
- G20の財務大臣・中央銀行総裁が、金融安定理事会(FSB)に対し、金融セクターが気候関連課題をどのように考慮すべきか検討するよう要請
- FSBはCOP21の開催期間中に、民間主導による気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を設置
- **投資家に適切な投資判断を促すための一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的な気候関連財務情報開示を企業へ促すことを目的とする**
- 2017年6月に自主的な情報開示のあり方に関する提言(TCFD最終報告書)を公表



出所 気候関連財務情報開示タスクフォース, 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言(最終版), 2017. iv~vページを基に環境省作成

9



## TCFD提言の内容

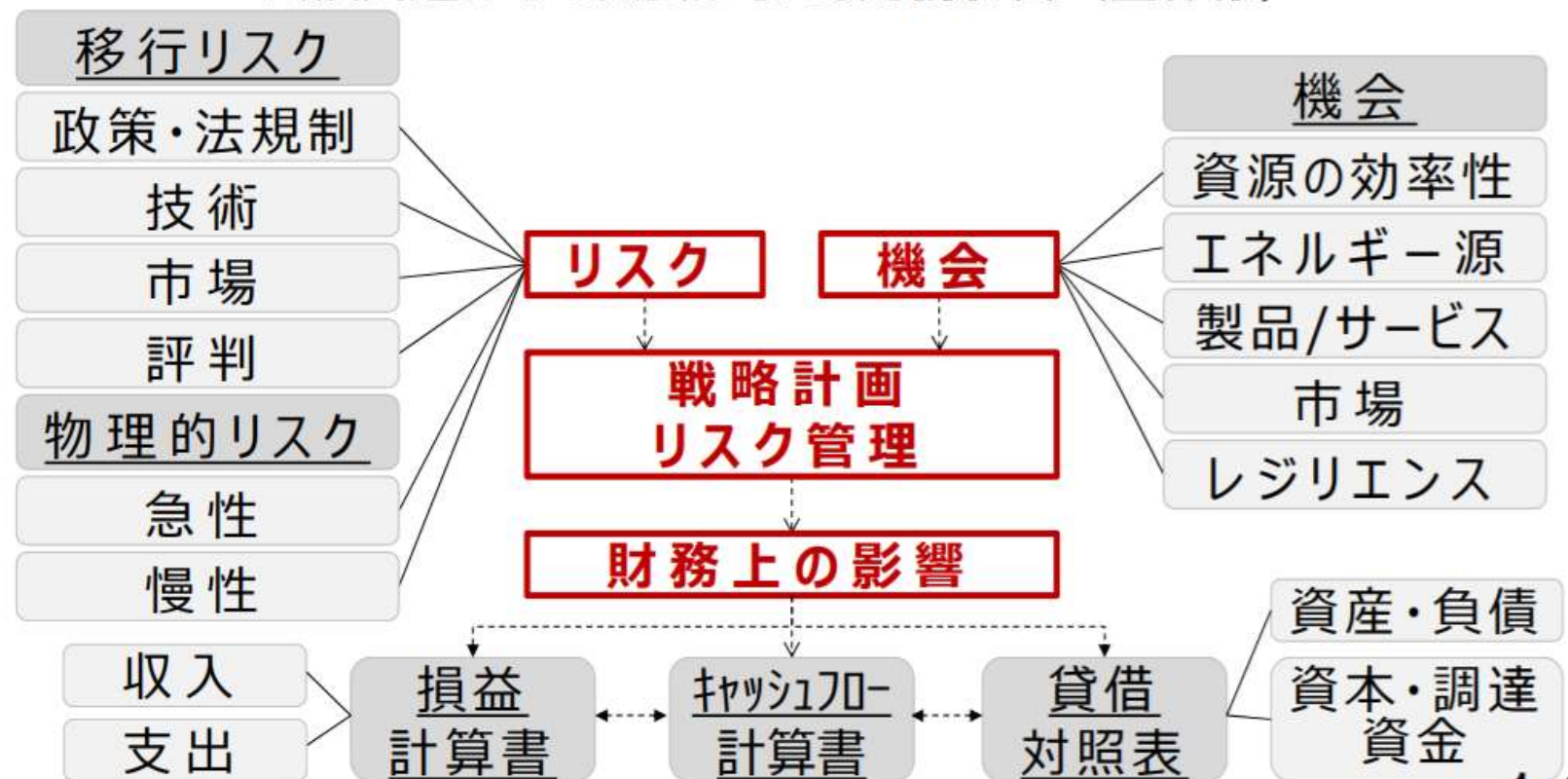
気候変動が企業財務にもたらすリスクと機会を投資家等の開示するために、気候関連財務情報開示における中核的要素として以下4項目が推奨されている

1. **ガバナンス**: 気候関連リスク及び機会に関する当該組織のガバナンス
2. **戦略**: 当該組織のビジネス・戦略・財務計画に対する気候リスク及び機会の実際及び潜在的な影響
3. **リスク管理**: 当該組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するために用いるプロセス
4. **指標と目標**: 気候関連リスク及び機会を評価・管理するのに使用する指標とその目標

## TCFDによる気候変動のリスクと機会の全体像

- TCFD提言（最終報告書）における気候関連リスクと機会の内容を整理
- 気候関連リスクと機会が企業経営に与える財務影響の経路を例示

### 気候関連リスクと機会が与える財務影響（全体像）

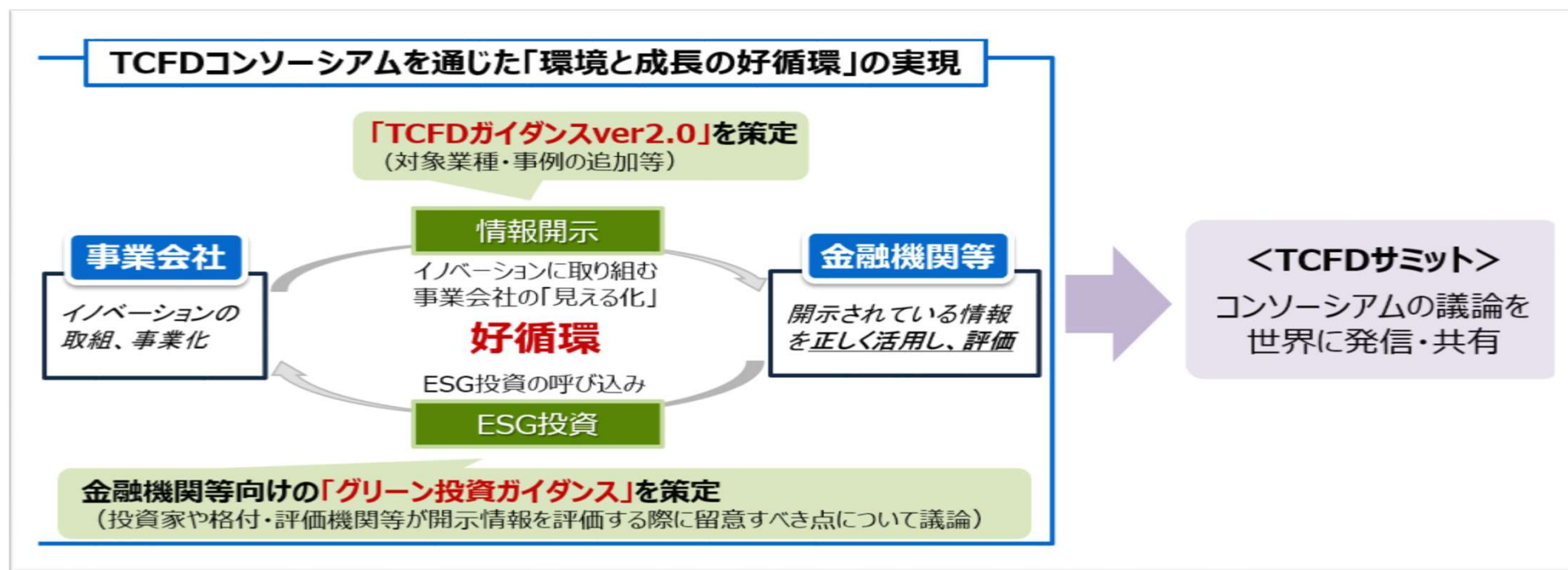




## TCFD提言内容

## 4つの分野11項目について開示要求

| 要求項目      | ガバナンス<br>(Governance)                     | 戦略<br>(Strategy)                                            | リスク管理<br>(Risk Management)                                           | 指標と目標<br>(Metrics and Targets)                                          |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 項目の詳細     | 気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する。            | 気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する。           | 気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する。                       | 気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について重要な場合は開示する。                           |
| 推奨される開示内容 | a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する。 | a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する。                     | a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する。                                   | a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスクと機会を評価するために用いる指標を開示する。             |
|           | b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する。      | b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス、戦略及び財務計画(ファイナンスプランニング)に及ぼす影響を説明する。 | b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。                                       | b) Scope 1、Scope 2及び、当該組織に当てはまる場合はScope 3の温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスクについて説明する。 |
|           |                                           | c) ビジネス、戦略及び財務計画に対する2℃シナリオなどのさまざまなシナリオ下の影響を説明する。            | c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価及び管理のプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。 | c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する。                        |



TCFDでは、気候変動に関する財務情報開示を積極的に進めていくという趣旨に賛同する機関等を公表しており、TCFDに対して、世界全体では金融機関をはじめとする2,571の企業・機関が賛同を示し、日本では523の企業・機関が賛同の意を示している。（令和3年10月15日時点）

**経済産業省では、2019年よりTCFDサミットを主催している。**

**TCFDサミット（2019年10月8日）**

世界の先進的な取組を行っている産業界・金融界のリーダーが集結し、TCFDの課題や今後の方向性を行うことを目的として、世界初となるTCFDサミットを開催した。

**TCFDサミット2020（2020年10月9日）**

「環境と成長の好循環」の加速に向けて、TCFD提言を実務に定着させるための国際的な議論を日本がリードしていくことを目的として、オンラインにて開催した。

**TCFDサミット2021（2021年10月5日）**

産業界・金融界のリーダーが適切な投資判断の基盤となる開示の拡充を促すべく、更なるTCFD提言の活用に向けて議論した。

## TCFDサミット2021（2021年10月5日）

経済産業省は、気候変動問題に関する企業の情報開示の枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言について先進的に取り組む世界の企業や金融機関等のリーダーを集めた「TCFDサミット2021」を開催。

### 開催の背景

気候変動への関心の高まりをうけ、世界で120か国以上が2050年カーボンニュートラルを宣言し、これを実現させるために金融機関も投融資先のネットゼロに向けた活動を活発化させている。企業等の気候変動に関する情報開示の重要性は一層高まっており、開示の枠組みとして国際的に支持されているTCFDへの賛同も加速している。2021年9月30日時点で、TCFD賛同者は世界2,529機関（+1,096）、日本509（+203）機関まで拡大。「経済と環境の好循環」の実現に向けて、TCFD開示に対する企業のコミットメントをさらに促すとともに、投資家の適切な投融資判断に資するよう、企業は開示の質の向上・内容を深化させ、投資家はそれを的確に理解することが重要である。

### この1年の TCFD を巡る成果として報告された事項

- ① 英国や EU 等、世界的に TCFD に沿った開示が義務化の動きがある。日本では 2022 年 4 月に開始されるプライム市場で TCFD 開示が実質義務化され、さらに TCFD を基盤としつつ、IFRS 財団による5つの基準設定団体が 提案するプロトタイプをもとにした国際的なサステナビリティ報告基準の策定予定といった、開示基準の策定に向けた動きもある。
- ② また、より充実した開示を導くため、TCFD は指標・目標・移行計画のガイダンス 改訂等のために市中協議を実施している
- ③ 日本の TCFD コンソーシアムはグリーン投資ガイダンス 2.0 を発表した。

### 当該サミットの主要な成果の共有

- 投資家によるカーボンニュートラルへのコミットメントは、ダイベストメントではなく、エンゲージメントにより達成することが重要
- サプライチェーン全体での排出削減が重要である中、スコープ3は実践面での課題解決のために算定方法の確立が必要であり、チェックボックス方式に陥らずスコープ3開示がなぜ必要なのか背景を理解することも重要
- 化石燃料への依存度が高いアジアを中心として、世界的にトランジション・ファイナンスは不可欠であり、開示の中でトランジション戦略が示されることが重要
- 日本のコンソーシアムの活動をきっかけに海外でもコンソーシアム設立に向けた動きがある。日本からの貢献が世界的な開示の拡大に果たす役割が大きい
- 「グリーン投資ガイダンス2.0」、「ゼロエミチャレンジ第2弾」を発信

## 各社の掲げる2030年(度)時点の目標

日経新聞2021.11.24より抜粋

| 主な企業の温暖化ガス排出削減目標 |           |         |       |
|------------------|-----------|---------|-------|
|                  | 基準とする年(度) | スコープ1+2 | スコープ3 |
| 麒麟ホールディングス       | 19年       | ▲50%    | ▲30%  |
| 味の素              | 18年度      | ▲50%    | ▲24%  |
| 日立製作所            | 10年度      | ▲100%   | ▲50%  |
| アズビル             | 17年度      | ▲55%    | ▲20%  |
| ニコン              | 13年度      | ▲71.4%  | ▲31%  |
| リコー              | 15年度      | ▲63%    | ▲40%  |
| アシックス            | 15年       | ▲63%    | ▲63%  |
| ヤマハ              | 17年度      | ▲55%    | ▲30%  |
| 丸井グループ           | 16年度      | ▲80%    | ▲35%  |
| ファーストリテイリング      | 19年度      | ▲90%    | ▲20%  |

# TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」の公表について

株式会社日本取引所グループ（以下、JPX）は、2021年11月30日、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures, TCFD）に賛同を表明している国内の上場会社（2021年3月末時点でTCFDに賛同を表明し、TCFD公式ウェブサイトにTCFD Supportersとして社名が掲載されていた259社）を対象に「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」を実施し、その内容を公表した。

2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社に対して、コンプライ・オア・エクスプレインの枠組みの下で、気候変動などの地球環境問題への配慮をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めることを求めるとともに、特にプライム市場上場会社に対しては、気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるよう求めている。

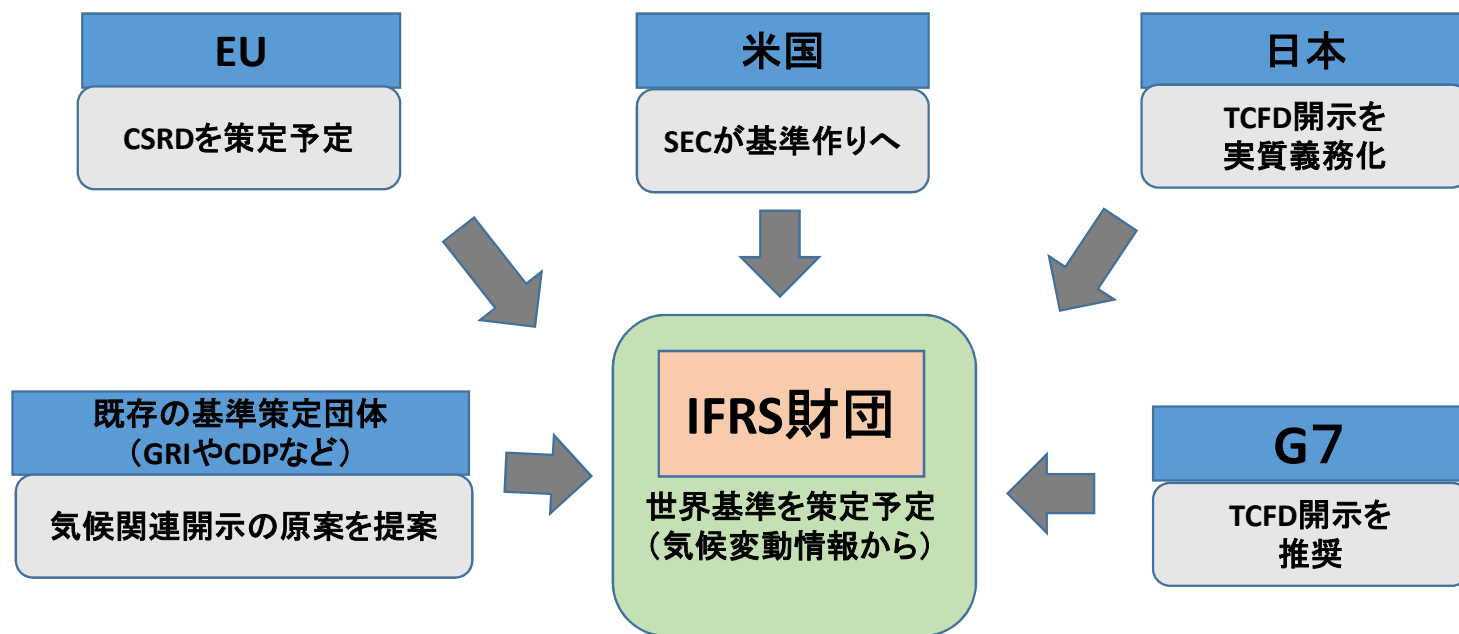
こうした環境下、実際にTCFD提言に沿った開示を進める企業も出てきている。本調査の目的は、日本企業におけるTCFD提言に沿った気候変動関連の情報開示の実態を把握し、上場会社が気候変動関連情報の開示に取り組むうえで参考となる情報を提供するとともに、開示の質と量の充実化に向けた検討の参考とすることである。

| 要求項目      | ガバナンス<br>(Governance) | 戦略 (Strategy) | リスク管理<br>(Risk Management) | 指標と目標<br>(Metrics and Targets) |
|-----------|-----------------------|---------------|----------------------------|--------------------------------|
| 推奨される開示内容 | 62%                   | 74%           | 47%                        | 62%                            |
|           | 57%                   | 57%           | 47%                        | 62%                            |
|           |                       | 34%           | 41%                        | 58%                            |

開示推奨項目をすべて開示している会社は42社

# 6. 非財務情報の開示

## ESG開示、義務化の流れ



|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| CSRD | 企業持続可能性報告指令                                     |
| TCFD | 気候関連財務情報開示タスクフォース(世界の金融当局からなる金融安定理事会[FSB]の下に設置) |
| GRI  | グローバル・レポーティング・イニシアティブ(蘭のNGO団体)                  |
| CDP  | カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(英の非営利組織)                  |

- ・IFRS 財団評議員会がサステナビリティ報告基準に関する検討を開始
- ・投資家に向けたシングルマテリアリティの観点からの漸進主義的なアプローチを提案
- ・2020年9月、会計基準設定機関のIASBを傘下に持つIFRS財団のうち、当財団の方向性やIASBの監督に責任を負うIFRS財団評議員会が、サステナビリティ報告に関する協議文書を公表。その内容は、IFRS財団は新たにサステナビリティ基準審議会(SSB)を設置し、他の既存のESG情報開示基準の設定機関と対話・協力し、サステナビリティ報告に関する検討を行っていくことが提案されている。
- ・SSBにおいて優先して最初に取り組むべき事項として、対象分野を「気候関連リスク」としてはどうかとされている。



# 気候リスク開示、来年6月めどに国際基準 COP26で発表

日経新聞2021.11.44より一部抜粋

企業による気候変動リスクの情報開示で、**IFRS財団が2022年6月をめどに世界共通の基準をつくる**。環境関連の開示基準は乱立し、使い勝手が悪かった。統一したルールのもとで温暖化ガス排出量などの開示が進めば投資家は比較しやすくなり、企業の選別が進む。投資マネーの流れに影響を与え、気候変動対策にも弾みになる。

IFRS財団は2022年11月3日、第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)で基準作りを担う新組織の設立を発表した。**国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)**と名付け、拠点はフランクフルトを中心に各地に置く。アジアでは、東京やアジアが候補だ。

新基準は「**気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)**」の提言に基づき検討する。TCFDは開示の考え方を示す一方、分析に使うシナリオや具体的な開示方法は企業に委ねている。世界で活用が広がったが、開示内容がバラバラなうえ、温暖化ガス排出量や温暖化の被害額など数値開示が限られる点も課題。

IFRS財団は、国際会計基準を策定し影響力を持ち、新基準の利用は広がる見込み。公表した原案は、温暖化ガス排出量について最大限の開示を求める内容となった。

ISSBは、気候関連を皮切りに**ESGの他の領域の基準も作ると表明**。EU以外に中国やカナダも積極関与を狙う。日本も資金と人を出す方針。米国は独自ルール案を出す方針。

# IFRS 財団、サステナビリティ開示等について（2021年11月3日）

## COP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）の中で公表

- ①国際会計基準審議会（IASB）と並ぶ新たな組織として、**国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立すること**
- ② 2022年6月までに、IFRS 財団が、気候変動開示基準委員会（CDSB）及び価値報告財団 VRF（Value Reporting Foundation：2021年06月10日にIIRCとSASBが合併）を統合すること
- ③Technical Readiness Working Group（TRWG）から、**「気候関連開示」と「サステナビリティ開示一般要求事項」に関する2つのプロトタイプが発行されたこと**

なお、ISSB は TRWG のプロトタイプに基づき気候変動に関する基準の検討を進め、2022年3月までに公開草案を公表する予定。また、他のサステナビリティ課題に関する報告のアジェンダ協議も予定されている。

### 気候関連開示のプロトタイプ

ガバナンス、戦略、リスク管理及び指標と目標の4つのTCFDの基礎項目を中心に構成されている。

- 1.ガバナンス**：プロトタイプの下で、企業は、気候関連のリスクと機会をモニター及び管理するために使用するガバナンスのプロセス、統制及び手続を、一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示することとなる。
- 2.戦略**：企業は、気候関連のリスクと機会に対処するための戦略、当該戦略に影響を与える気候関連のリスクと機会、及び当該戦略に関する気候関連のリスクと機会の影響を、一般目的財務報告の利用者が理解することを可能にする情報を開示する。
- 3.リスク管理**：企業は、気候関連のリスクがどのように識別、評価、管理、軽減されているかを、一般目的財務報告の利用者が理解することを可能にする情報を開示する。
- 4.指標と目標**：企業は、気候関連のリスクと機会を管理する際の企業の実績を、一般目的財務報告の利用者が理解することを可能にする情報を開示する。

# 気候関連開示のプロトタイプ

## 4. 指標と目標

①絶対値か原単位か、②サイエンスベースか、③時間軸、④基準年、⑤中間目標

| カテゴリー       | 開示すべき指標                     |
|-------------|-----------------------------|
| (1) GHG排出   | スコープ1, 2, 3のGHG排出量・原単位      |
| (2) 移行リスク   | 移行リスクに脆弱な資産や事業活動の金額・割合      |
| (3) 物理的リスク  | 物理的リスクに脆弱な資産や事業活動の金額・割合     |
| (4) 気候関連の機会 | 気候関連の機会に関連する収益・資産・事業活動の割合   |
| (5) 資金の配分   | 気候関連のリスクと機会に関する資本的支出・融資・投資額 |
| (6) 内部炭素価格  | 組織内部で用いられるGHG排出1トン当たりの価格    |
| (7) 報酬      | 気候関連事項と連動した経営陣の報酬の割合        |

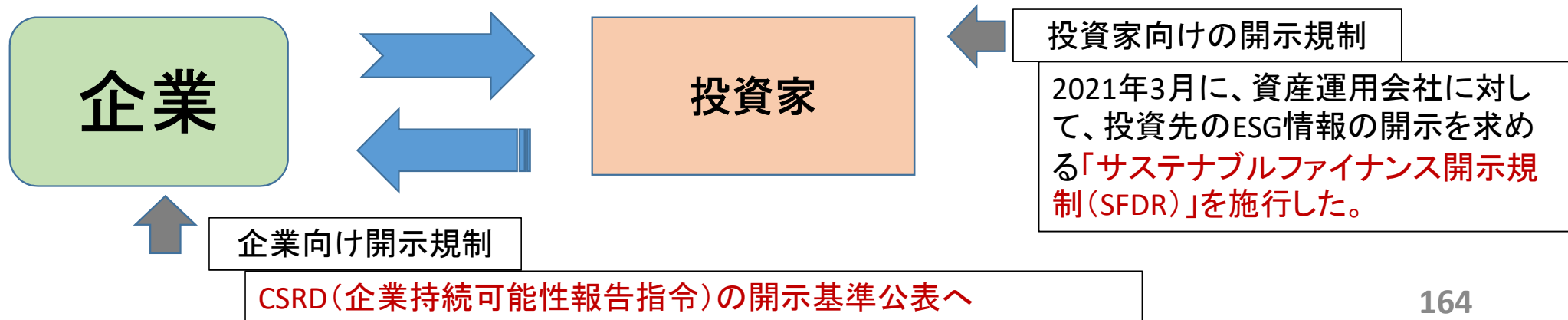
## 6. 非財務情報の開示

### 各国の動き

#### EUの場合

「EUタクソノミー」の構築。**EUタクソノミー**とは、企業の経済活動が地球環境にとって持続可能であるかどうかを判定し、グリーンな投資を促すEU独自の仕組みのことである。基本的には、パリ協定とSDGsを確実に達成するための**サステナブル金融、金融政策のこと**といえる。同時に世界初の「気候中立大陸」を実現するための手段であり、実務的には投融資に適格な「グリーンな産業・業種」を仕分けする分類体系。その結果として、投融資家の資産運用と企業の設備投資を脱炭素化に集中させる金融戦略として機能する。さらに技術的な適格基準を明確に数値化することで、仕組みとして「グリーンウォッシュ」を排除する方策でもある。

タクソノミーは「分類」という意味で、持続可能な経済活動に取り組む企業の明確化を目的としている。



## 6. 非財務情報の開示

### 英国の場合

いち早く開示義務化に動いている。2021年1月から**主要企業にTCFD提言に沿った開示を要請。2023年までに全上場企業に義務化する計画**。英金融行為監督機構(FCA)も7月にESGをうたうファンドの投資戦略や情報開示を精査する方針を表明している。

### 米国の場合

**独自基準の策定に乗り出した。米証券取引員会(SEC)は気候変動リスクのほか、人的資本や多様性なども含めた基準づくりを目指す**。SECのゲリー・ゲンスラー委員長は7月、年末までに気候変動リスクの情報開示を義務付けるルール案を作成すると表明。温暖化ガス排出量の開示範囲や、銀行や運輸などの特定業界向けの指標設定を検討している。ルール作りは遅れている状況。

### 日本の場合

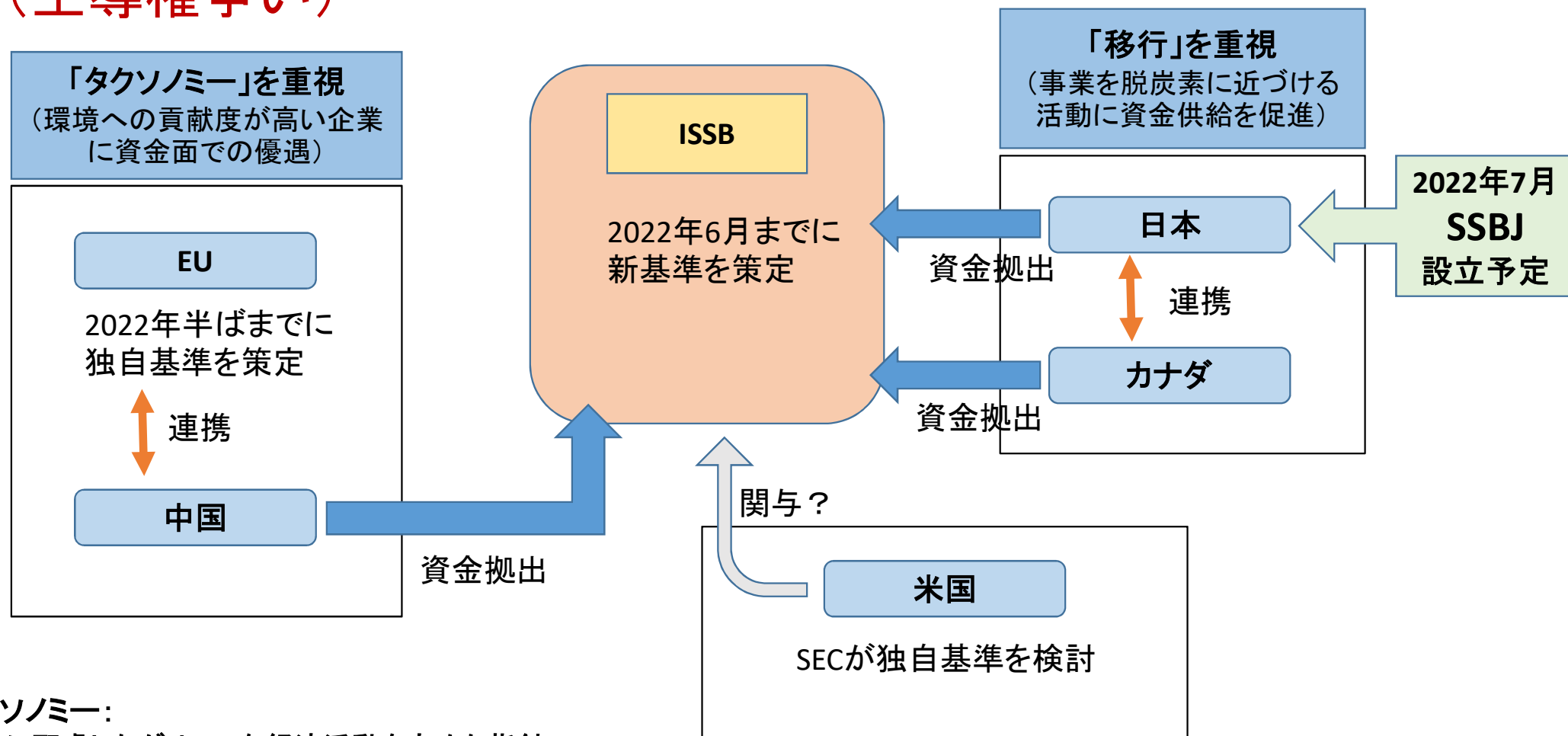
**コーポレートガバナンス・コードを改訂(2021年6月)し、上場会社は経営戦略の開示に当たって自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきとしている(補充原則3-1)。**  
**また、2022年4月から東京証券取引所の「プライム市場」の上場企業にTCFD提言に基づく気候変動に関する開示を求める。さらに、金融庁は全上場企業への開示も検討している。**

### その他の国の場合

香港やニュージーランドもTCFD提言に沿った情報開示を義務化する方針を公表。FSBによると、中国やブラジルなど新興国を含め18の当局がTCFD開示を採用済みか採用する計画があるということである。

# 基準づくりで各国の思惑が交錯 (主導権争い)

日経新聞2021.11.11より抜粋し加筆



タクソノミー：  
環境に配慮したグリーンな経済活動を定めた指針



## 6. 非財務情報の開示

非財務情報開示の保証についての実態調査報告(日本公認会計士協会) 「会計・監査ジャーナル No.796 Nov.2021 より」

### 調査対象:

2021年7月時点における日経225構成銘柄企業のうち、2020年発行の非財務情報開示書類等(統合報告書、サステナビリティレポート、ウェブサイト、ESGデータブック)において、非財務情報に対して第三者保証が付されている企業を対象としている。

調査対象とした225社のうち、**非財務情報に対する何らかの保証を受けていたのは139件(62%)であった。**

|                        | 統合報告書 | サステナビリティ<br>報告書 | ESG<br>データ集 | ウェブサイト<br>掲載情報 | GHG排出量<br>レポート | その他 | 計   |
|------------------------|-------|-----------------|-------------|----------------|----------------|-----|-----|
| 監査法人・会計事務所<br>及びその関連会社 | 12    | 23              | 15          | 14             | 0              | 3   | 67  |
| ISO審査機関                | 12    | 20              | 14          | 7              | 15             | 3   | 71  |
| その他                    | 0     | 1               | 0           | 0              | 0              | 0   | 1   |
| 合 計                    | 24    | 44              | 29          | 21             | 15             | 6   | 139 |

|                    | ISAE3000 | ISAE3410 | J-SUS<br>審査基準 | ISO<br>審査基準 | AA1000 | 独自基準 | ISAE:<br>国際保証業務基準                                                                        |
|--------------------|----------|----------|---------------|-------------|--------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査法人・会計事務所及びその関連会社 | 67       | 61       | 12            | 0           | 0      | 0    | AA1000: アカウ<br>ンタビ<br>リティ(説明責任)を果<br>たすための枠組みを、<br>組織が自ら設定し構築<br>するための国際規格<br><b>167</b> |
| ISO審査機関            | 32       | 2        | 0             | 66          | 8      | 22   |                                                                                          |
| その他                | 0        | 0        | 0             | 1           | 0      | 0    |                                                                                          |
| 合 計                | 99       | 63       | 12            | 67          | 8      | 22   |                                                                                          |

## 6. 非財務情報の開示

### ESG格付け 評価方法公開へ

日経新聞2022.3.9より一部抜粋

金融庁は2022年中にも、企業のESG(環境・社会・企業統治)の取り組みを評価する機関を対象に「行動規範」をつくる。いわゆる格付け機関が評価手続きを公開するよう求め、コンサルティングとの同時提供などで生まれるモラルハザードを防ぐ。株価に影響を与える格付けが実態とかけ離れないよう、金融庁が主導して公正な環境を整備する。

**行動規範は情報開示を含むESG評価にあたっての原則を示すもの。**あるべき姿を示し、評価方法や評価方針などを開示する。金融庁が主導して情報開示の枠組みを作ること、格付け機関が市場の監視下で公正な評価を下しやすくする。

金融審議会(首相の諮問機関)は2021年6月に行動規範の策定を提言し、実務的に検討する専門の分科会を2022年2月に設置した。企業のESGの取り組みを評価する企業や研究機関が対象。

| ESG評価機関への対応が各国で進む |                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------|
| 日 本               | 金融庁が2月から有識者会議を開き、ESG評価機関への行動規範を2022年内にも作成         |
| 欧 州               | 欧州証券市場監督機構(ESMA)が2月、ESG評価機関の規模やリソースの把握に向けた協議を開始   |
| 米 国               | 米国証券取委員会(SEBI)が1月、ESG評価の手法や利益相反管理にリスクがあるとする報告書を公表 |

# コーポレートガバナンス・コード

企業の持続的な成長を促す観点から、コーポレートガバナンスの向上を目的とした機関投資家の行動規範

「企業統治原則」ともいわれ、中長期的な企業価値の向上に向け、上場企業の経営者が取り組むべき指針



| 公表日  | スチュアードシップ・コード                                     | コーポレートガバナンス・コード                                                                             |
|------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014 | <b>策定</b> ：機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切な受託責任を果たすべき。     |                                                                                             |
| 2015 |                                                   | <b>策定</b> ：複数の社外取締役選任や持合い株式など政策保有株式の方針開示などで構成。                                              |
| 2016 |                                                   |                                                                                             |
| 2017 | <b>改定</b> ：個別企業・議案ごとに議決権行使結果を公表すること（個別公表）の重要性を提言。 |                                                                                             |
| 2018 |                                                   | <b>改定</b> ：取締役会の構成について、女性や外国人など多様性を確保するように求める他、政策保有株の縮減を促す。最高経営責任者の選任・解任の手続きの客観性や透明性も求めている。 |
| 2019 |                                                   |                                                                                             |
| 2020 | <b>再改定</b> ：サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮。      |                                                                                             |
| 2021 |                                                   | <b>再改定</b> ：6月11日に改定公表。                                                                     |

# スチュワードシップ・コードの再改訂（2020 年3月 24 日）

## 要旨：

- ・ スチュワードシップ活動が、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くよう意識して行われることが重要。
- ・ 運用機関における議決権行使に係る賛否の理由や、対話活動及びその結果や自己評価等に関する説明・情報提供の充実。
- ・ ESG 要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話。  
特に、ESG 要素を考慮することは、事業におけるリスクの減少のみならず収益機会にもつながる。また、昨今の世界における ESG を巡る動きの急速な変化に鑑みれば、こうした変化自体がリスクや収益機会に影響を及ぼし得る。こうしたことを踏まえれば、ESG要素を含むサステナビリティに関する課題についても、投資プロセスに組み込むことが有益ではないか。
- ・ 企業年金のスチュワードシップ活動の後押し。
- ・ 議決権行使助言会社における体制整備、それを含む助言策定プロセスの具体的公表、企業との積極的な意見交換。

# コーポレートガバナンス・コード

## コーポレートガバナンス・コードの改訂(2021年6月11日)

①コロナ禍を契機とした企業を取り巻く環境の変化の下で新たな成長を実現するには、各々の企業が課題を認識し変化を先取りすることが求められる。そのためには、持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、**サステナビリティを巡る課題への取組み**をはじめとするガバナンスの諸課題に企業がスピード感をもって取り組むことが重要となる。

②また、2022年4月より東京証券取引所において新市場区分の適用が開始となるが、プライム市場は、我が国を代表する投資対象として優良な企業が集まる、国内のみならず国際的に見ても魅力あふれる市場となることが期待される。そこで、**プライム市場上場会社は一段高いガバナンスを目指して取組みを進めていくことが重要となる**。その他の市場の上場会社においても、それぞれの市場の特性に応じつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してガバナンスの向上に取り組むことが重要となる。

③このように企業がより高度なガバナンスを発揮する後押しをするために、2020年12月に「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(5))が公表された。

④その後も、フォローアップ会議において、**サステナビリティやグループガバナンス、監査に対する信頼性の確保**をはじめとする項目についても議論・検討を重ねた。そこで今回、これらの項目につき、上記意見書(5)の内容に加えて、コンプライ・オア・エクスプレインの枠組みの下で、コーポレートガバナンス・コードの改訂を提言することとした。

# コーポレートガバナンス・コード

## 改定の内容

1. 取締役会の機能発揮
2. 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保
3. **サステナビリティ**(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への取組み
4. その他個別の項目
  - (1) グループガバナンスの在り方
  - (2) 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理
  - (3) 株主総会関係
  - (4) 上記以外の主要課題



# コーポレートガバナンス・コード

## 1. 取締役会の機能発揮

- ①「我が国を代表する投資対象として優良な企業が集まる市場」であるプライム市場の上場会社においては、**独立社外取締役を3分の1以上選任するとともに、それぞれの経営環境や事業特性等を勘案して必要と考える場合には、独立社外取締役の過半数の選任の検討**が行われることが重要となる。
- ②いわゆる「**スキル・マトリックス**」をはじめ経営環境や事業特性等 に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを開示することが重要である。
- ③独立社外取締役には、企業が経営環境の変化を 見通し、経営戦略に反映させる上で、より重要な役割を果たすことが求められるため、**他社での経営経験を有する者**を含めることが肝要となる。
- ④プライム 市場上場会社においては構成員の**過半数を独立社外取締役が占めることを基本とする指名委員会・報酬委員会の設置**が重要となる。

# コーポレートガバナンス・コード

## 2. 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保

- ①取締役会や経営陣を支える**管理職層においてジェンダー・国際性・職歴・年齢等の多様性が確保され**、それらの中核人材が経験を重ねながら、取締役や経営陣に登用される仕組みを構築することが極めて重要である。
- ②多様性の確保を促すためにも、**女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等**、中核人材の登用等における多様性の確保についての**考え方と自主的かつ測定可能な目標**を示すとともに、その状況の開示を行うことが重要である。
- ③**多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針**をその実施状況と併せて**開示**することも重要である。

# コーポレートガバナンス・コード

## 3. サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への取組み

①中長期的な企業価値の向上に向けては、リスクとしてのみならず**収益機会**としてもサステナビリティを**巡る課題**へ積極的・能動的に対応することの重要性は高まっている。



補充原則2-3①において、「取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など」を挙げ、サステナビリティをめぐる課題への対応について、積極的・能動的に取り組むよう検討すべきであるとしている。

②取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定することが求められる。加えて、上場会社は、例えば、**サステナビリティに関する委員会を設置するなどの枠組みの整備**や、ステークホルダーとの対話等も含め、サステナビリティへの取組みを全社的に検討・推進することが重要となる。

③企業の持続的な成長に向けた経営資源の配分に当たっては、人的資本への投資や知的財産の創出が企業価値に与える影響が大きいとの指摘も鑑みれば、**人的資本や知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分**等が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うことが必要となる。

# サステナビリティ関連のGC改定内容

## 【基本原則2 考え方】

(前略)また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、**気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加する**など、中長期的な企業価値の向上に向け、**サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている**。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。(後略)

## 【補充原則2－3①】

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し**、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

## 【補充原則3－1③】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、**自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである**。また、**人的資本や知的財産への投資等についても**、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。**特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである**。

## 【補充原則4－2②】

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

## パブコメ回答から見てきた「サステナビリティに関する監督体制」

①本コードは、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しておりますことから、特定の専門分野に限定した担当取締役を推奨することはしていませんが、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を鑑み、**サステナビリティを担当する取締役を選任すること**も考えられるものと考えます。

②フォローアップ会議においても、サステナビリティに関する委員会の設置はサステナビリティを巡る課題への対応の促進に資するとのご意見を複数頂いており、**対話ガイドライン1-3**において、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みについては様々なものが考えられ得るところではありますが、その整備の例として**「取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置」**することを記載しております。

③本コードは、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しておりますことから、特定の専門分野に限定した担当取締役の推奨や特定分野の教育を推奨することはしていませんが、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を鑑み、**経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を確保するべく**、研修等を実施する事も有益と考えます。

④**対話ガイドライン1-3**における「サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組み」については、**内部監査部門の活用**といった事項も含め、各社において、各社の状況に応じて適切な枠組みが何かをご判断いただいた上で構築いただくものとなります。

**対話ガイドライン1-3:** ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーションの進展、サイバーセキュリティ対応の必要性、サプライチェーン全体での公正・適正な取引や国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか。また、例えば、取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか。



## ESG委導入 4社に1社(主要400社) 資金呼び込む「プライム」もにらむ 日経新聞 2022.3.12より抜粋

ESG(環境・社会・企業統治)を推進する社内委員会を設置する企業が増えている。法的な定義のない任意組織だが、主要400社のうち2021年12月末時点で118社が設置し、1年半で倍以上に増えた。金融庁は21年のガイドラインで、ESG課題などに取り組む体制整備を推奨した。4月にプライム市場設置などの東証の市場再編を控え、投資家の関心が高い項目への説明責任を果たし、資金を呼び込む。

| ESG課題を担う組織の新設が続く |                                      |
|------------------|--------------------------------------|
| マツキヨココカラ&カンパニー   | 重要課題に関する指標などを評価し取締役会に年2回、報告・提言する     |
| プリマハム            | 取締役会の諮問機関として目標や活動計画を策定               |
| SCSK             | 施策の実施状況などを検討する第一部会、社内理解の促進を担う第二部会で構成 |
| NTT              | サステナビリティに関する基本戦略、活動の実施状況、情報開示を議論     |
| いすゞ自動車           | 経営会議傘下の委員会の機能を拡充。経営管理、社内などの5部会を設置    |

## 統合報告書、665社が発行 東証市場再編にらみ中堅でも 日経新聞 2022.3.11より抜粋

財務情報と、ESG(環境・社会・企業統治)など非財務情報をまとめた「統合報告書」を発行する上場企業が増えている。2021年は前年比2割増の665社になった。投資家の要望に加え、東京証券取引所の新市場区分「プライム市場」で高い水準の情報開示を求められ、中堅企業でも発行が広がっている。今後は具体的な内容や目標など情報の質が焦点になる。

統合報告書は売上高や利益など財務情報に加え、経営戦略や企業統治、環境・社会への配慮など非財務情報をまとめた冊子。投資家などに中長期の視点から自社の理解を促す狙いがある。



# コーポレートガバナンス・コード

## 4. その他個別の項目

### (1) グループガバナンスの在り方

- ① 支配株主を有する上場会社においては、より**高い水準の独立性を備えた取締役会構成の実現**や、支配株主と少数株主との利益相反が生じ得る取引・行為（例えば、親会社と子会社との間で直接取引を行う場合、親会社と子会社との間で事業譲渡・事業調整を行う場合、親会社が完全子会社化を行う場合等）のうち、重要なものについての**独立した特別委員会における審議・検討を通じて、少数株主保護を図ることが求められる**。
- ② 特に、支配株主を有する上場会社においては、独立社外取締役の比率及びその指名の仕組みについて、取締役会として支配株主からの独立性と株主共同の利益の保護を確保するための手立てを講ずることが肝要である。
- ③ なお、支配株主のみならず、それに準ずる**支配力を持つ主要株主（支配的株主）を有する上場会社**においても、本改訂案を基にした対応が取られることが望まれる。

### (2) 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理

- ① 経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていないのではないかと指摘がされている。こうした指摘も踏まえれば、**取締役会・監査等委員会・監査委員会や監査役会に対しても直接報告が行われる仕組み**が構築されること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携が図られることが重要である。
- ② 加えて、**内部通報制度の運用の実効性の確保**のため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、それが分かりやすいものとなっていることも重要である。

# コーポレートガバナンス・コード

## (3) 株主総会関係

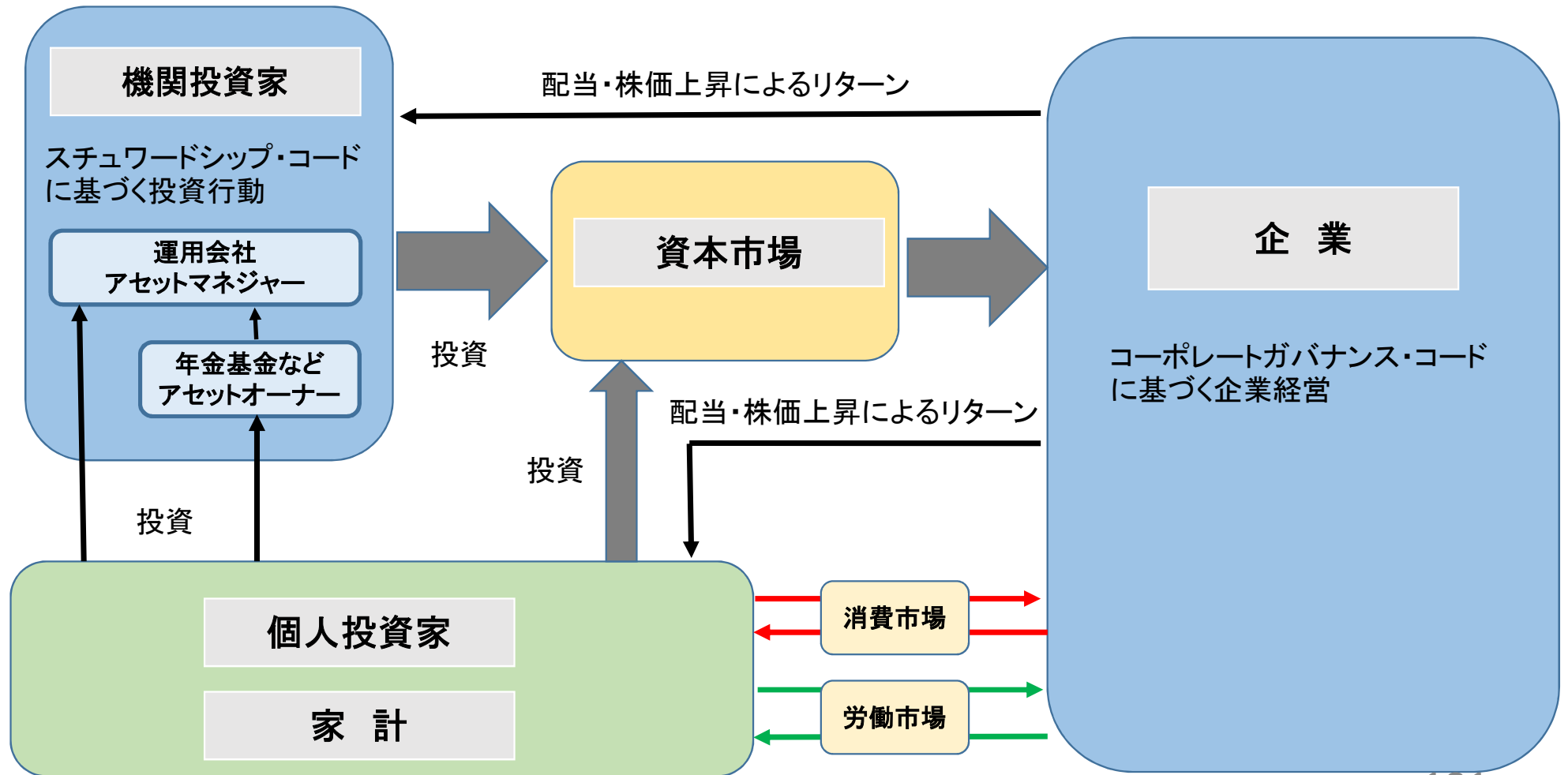
- ①プライム市場上場会社は、必要とされる情報についての英文開示や議決権電子行使プラットフォームの整備を行うことが重要である。
- ②株主の利便性に配慮した媒体で株主総会資料の電子的公表を早期に行うことや、決算・監査のための時間的余裕の確保等の観点も鑑みて株主総会関連の日程の設定を行うことについても検討が進められることが望ましい。
- ③株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案について機関投資家との対話の際に原因分析の結果や対応の検討結果について分かりやすく説明することや、株主総会前に有価証券報告書を開示することも投資家との建設的な対話に資すると考えられる。

## (4) 上記以外の主要課題

- ①事業セグメントごとの資本コストも踏まえた事業ポートフォリオの検討を含む経営資源の配分が一層必要となる。
- ②政策保有株式の更なる縮減についても課題となるが、政策保有株式の保有効果の検証方法について開示の充実を図ることも機関投資家との対話に資すると考えられる。
- ③企業年金受益者と母体企業との関係性に関しては、企業年金の受益者のための運用を母体企業が妨げないことが重要となる。
- ④監査役も取締役と同じく株主への受託者責任を有することに鑑みれば、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、機関投資家の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、面談に臨むことを基本とすべきである。

# インベストメント・チェーン(持続可能な社会 実現へ)

投資家と企業に規律ある行動を促すことが重要＝投資の連鎖で経済活性化



## 6. 非財務情報の開示

企業のサステナビリティ情報開示の義務化に向けた検討が開始されている

### ソフト・ロー（取引所規則）

CGコード改訂によってサステナビリティ情報開示が求められることが明確化された

2021年6月11日のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)改訂により、サステナビリティへの取組みの開示に関する補充原則3-1③が追加され、特にプライム市場上場会社に対しては気候変動に関する情報をTCFD等の枠組みに沿って開示の質・量の充実を進めるべきとされた。

### ハード・ロー（法令）

ハード・ロー(法令)でも企業のサステナビリティ情報開示を求める動きが加速しつつあると考えられる。

2021年6月25日、第46回金融審議会総会・第34回金融分科会合同会合が開催された。「金融審議会」とは、金融制度などの国内金融関係の重要事項について、調査・審議を目的に設置される、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問機関である。

今回の総会では、麻生太郎金融担当大臣から諮問事項として、「**企業情報の開示のあり方に関する検討**」について「**企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと。**」を求められた。

「ディスクロージャーワーキング・グループ」(DWG)が設置された。今後、企業のサステナビリティ情報開示について具体的な検討を進めていくものと想定。同ワーキング・グループでの検討を踏まえ報告書が公表されれば、報告書の内容に沿って開示府令の改正などが行われ、有価証券報告書等で企業のサステナビリティに関する法定開示が求められるようになる可能性も高いと考えられる。

## 6. 非財務情報の開示

金融庁 ディスクロージャーワーキング・グループでの検討がスタート

第1回会合(9月2日)

サステナビリティ開示「優先的に議論を」との意見多数

- ・「将来を見据えて先見性を持った対応が必要」「気候変動のような問題を経営に統合することは、中長期的な企業価値向上の観点からも重要」といった意見が聞かれた。
- ・「企業にリスクや機会が生じるような課題に着目する「シングルマテリアリティ」の考え方に主眼を置くべきだ。」との意見があった。
- ・比較可能性を向上させる必要性は認識しつつも、画一的な開示の要求により企業固有の状況との関連性が薄れてしまうことのバランスが重要との意見があった。
- ・制度開示において将来情報を含む非財務情報を開示させる場合に虚偽記載が生じることを懸念するあまり、開示に慎重に成り過ぎる可能性についてどのように考えるべきかといった議論がなされた。

第2回会合(10月1日)

気候変動対応の開示 重要性(マテリアリティ)の考え方に意見

- ・開示媒体については、各社の創意工夫が見られる任意開示を有報に参照することで、総覧性を確保できるとの考え方が示された。ただ、メンバーからは「利便性を高める面もあるが、法定開示の内容の充実が損なわれてはならない」「有報で任意開示を参照する旨を記載すると、法的に有報の一部になってしまう懸念がある」との意見も。
- ・いずれにせよ、開示項目や媒体の検討は、海外の動向と歩調を合わせていく必要がある。ISSB基準も来年夏には最終化される見込みであり、その点についても、「基準ができるのを待つのではなく、ISSBの設置や活動に積極的にコミットしていくべきだ」との意見も出た。

第3回会合(10月29日)

サステナビリティの開示欄 有報に新設を提案

- ・開示する情報はTCFD提言に基づき、「ガバナンス」「リスク管理」を挙げ、「戦略」「指標・目標」は各企業にとって重要性がある場合に開示することを提案。ただし、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)により基準を踏まえた開示が重要であり、段階的に適用していくことを視野に入れている。183

## 6. 非財務情報の開示

金融庁 ディスクロージャーワーキング・グループでの検討がスタート

### 第4回会合(12月1日)

この会のテーマは「コーポレートガバナンスに関する開示」であった

- ・取締役会や指名・報酬委員会等の活動状況の開示拡充を求める意見があり議論された。現状では、任意開示で任意開示で取締役会・委員会等の活動状況を説明する企業も見られる。有報で任意開示等を参照して総覧性を確保することについては賛否があったが、企業サイドからは「法定開示による自由度低下などを鑑みると任意開示の活用が望ましい」との意見があった。
- ・監査に対する信頼性確保の観点から、監査役等により監査役会の活動状況等の説明を促す論点が上がった。
- ・政策保有株式についてどのような開示を促進していくべきか議論された。

### 第5回会合(1月19日)

この会のテーマは「経営上の重要な契約に関する開示」であった

- ・欧米各国と比べて重要な契約に関する開示に差があるとして、開示内容の充実に向けた議論がなされた。
- ・「企業・株主間契約」を検討対象として、①企業のガバナンスに関する合意と②株主の保有株主に関する合意が論点となった。
- ・「ローン・社債のコベナンツ」についての記載も論点となった。
- ・ガイダンスや好事例集などの開示を促すための方策を求める声も。



## 6. 非財務情報の開示

### 企業の今後の対応

現時点で確たることは言えないが、今後議論が進み、開示府令の改正が行われるとすると、ワーキング・グループでの検討が行われたのちに、2022 年半ばごろ(?)に改正開示府令が公布・施行されるというシナリオが考えられる。

この場合、3 月決算企業は 2022 年度に係る有価証券報告書から改正開示府令に応じた開示を求められることが想定される。

いずれにせよ、留意すべきなのはハード・ローでも企業のサステナビリティ情報開示の義務化に向けた検討が開始されつつあるということである。企業が有価証券報告書などの法定開示でサステナビリティ情報を開示することになる場合、従来以上の負担が生じることや、監査の問題など、様々な考慮すべき事項が発生することが予想される。

すなわち、法定開示書類にESG情報開示が要請されると、その開示内容に要求される厳しさのステージが急に跳ね上がることが想像に難くない。集計精度の問題のみならず、現在、財務情報が連結を範囲としている一方で、ESG情報は単体限定となっている場合が殆どと考えられる。このような状況は、任意開示であるから許されているが、法定開示資料の中に掲載するデータとしては、大いに不十分との烙印が押されることとなる。

また、大きな目標を掲げていたのに全く達成できないといった状況も、任意開示の時点より酷評を生むことにつながる。そもそも有報における虚偽記載は、投資家から訴えを起こされる可能性すらあり得る。

## 6. 非財務情報の開示

経済産業省では、2021年6月に「非財務情報の開示指針研究会」を立ち上げ、非財務情報及びその指針・基準に関する世界的な動向の共有を行いながら、我が国や世界において質の高い非財務情報の開示を実現するために求められる方向性について議論を深めてきた。2021年11月12日、これまでの研究会での議論を取りまとめた中間報告を公表した。

本中間報告では、持続的な価値創造を伝達するサステナビリティ関連情報開示を実現するために、情報の作成者及び利用者が意識する必要があるポイントを、**4つの提言**としてまとめている。

1. サステナビリティ関連情報開示における価値関連性の重視
2. サステナビリティ開示基準の適用におけるオーナーシップ（主体性）の発揮
3. 企業価値とサステナビリティ情報の関連性に関する認識の深化
4. ステークホルダーとの「対話」に繋がるサステナビリティ関連情報開示の実施

4つの提言の背景 — サステナビリティ関連情報開示を巡る**3つの「揺らぎ」**—

**揺らぎの前段**：企業価値を把握するための情報の広がり

- ・「企業価値」の把握にあたって、財務情報に加え非財務情報（例：経営戦略）の重要度が高まっている
- ・加えて、企業活動が環境・社会・経済全般に与える正負の外部性に関する情報も投資評価に反映させる動きが活発化
- ・このような背景から、「どのような情報が企業価値に関係しているといえるか」は、動的に変化している状況にある

**サステナビリティ関連情報開示を巡る3つの「揺らぎ」**

1. **「共通性」と「独自性」のバランスを巡る揺らぎ**：国際的なサステナビリティ情報の策定が進む中で、「共通性」や「比較可能性」の確保と、企業の「独自性」、「多様性」のバランスをどのように図るべきか
2. **マテリアリティを巡る揺らぎ**：開示基準が林立し、また各開示基準が想定する「読み手」や「マテリアリティ」、規定される「開示項目」が異なる中で、「誰に向けて」「何を伝えていくべきか」をどのように特定・判断すべきか
3. **財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報の関係性を巡る揺らぎ**：財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報といった用語や概念に対して、共通の理解が必ずしも醸成されていない中で、相互の関係性や包含関係をどう理解するか

コ ロ ナ 禍（2020年3月より勃発）

事業再編・M&A

不正対応

収益認識基準

会計基準の国際化・日本基準のIFRSへの更なる収斂

2021/3

2022/3

投資家からの情報開示要求

ガバナンス・コードの強化  
開示の法定化

投資家からの更なる情報開示要求

会計上の見積り開示

非財務情報の開示

KAM

「その他の記載内容」に  
関連する監査人の責任

監査の透明化と範囲の拡大  
（非財務も監査対象へ）

財務から非財務へ

# 非財務情報 企業価値を左右

企業価値(時価)に影響を与える要因が激変している

従来は、金融機関・投資家が「環境リスクに対する備え」を考慮して投融資することはほぼなかった。企業側も非財務要因をどう財務諸表に反映させればいいかわからない、という状況でもあった。そもそも、環境や社会的リスクへの対応を財務諸表で表示する概念自体がなかった。



ところが近年、そうした状況が確実に変わりつつある。それを示すのが、米国で知的財産関連ビジネスを展開している米オーシャン・トモ社の分析だ。同社の分析によると、1975年におけるアメリカ主要企業の時価総額に及ぼす影響度は、約80%が財務要因で、約15%が非財務要因であった。しかし、2015年には比率がきれいに逆転し、約80%を非財務要因が占めている。さらに2020年には90%にまで上昇している。(一般社団法人環境金融研究機構 代表理事 藤井良広氏)

ここでいう非財務要因には、ESG以外の知的財産の評価等の将来にわたって利益を生み出すいわゆる無形資産も含まれる。いずれにしても、**環境リスクや社会的リスクに対する対応が、投融資において重視されていることは間違いない。**要は投資家が企業を評価する観点が、40年前とは大きく変わり、現在の利益よりも、将来のリスクに移ってきているというわけだ。その大きなものが**気候変動への対応等のE、人権やジェンダーへの配慮や人的資産そのものとしてのS、健全なる経営体制としてのG、それ以外に知的財産等々のバランスシートに現れない非財務項目が評価対象で、企業の企業価値を構成するということだ。**非財務要因(いわゆる無形資産)に目配りしないと企業価値評価ができない時代に入った。



2017年に、その流れを世界にはっきりと示すできごとが起きている。それは、金融安定理事会による、**気候関連リスクを財務情報として扱うタスクフォース(TCFD)のレポートが公表されたことである。**

内容は、気候変動は金融システムに大きな影響を及ぼすものであり、そのリスクを、**事前に把握して財務的に対応すべきだ、**というものだ。注目すべき点は、このレポートが世界の主要国で構成するG20の活動の一環として出されたことである。

同レポートは、企業は自らが抱える気候変動リスクを推計・評価し、財務諸表にその推計コストを計上する必要がある、としている。加えて、金融機関は投融資判断に際して「**企業が環境リスクに対処しているかどうか**」を評価すべき、としている。つまり、企業は自らの環境リスクを推計して開示しなければ、投融資の対象から外れる可能性が出てきたということであるし、気候変動リスクへの対応が評価対象であり、企業価値算定の基本項目のひとつとされたということである。

金融機関と企業は同レポートにより、気候変動の重みを突如突きつけられたといえる。そういう意味で、TCFDレポートは、**気候リスク、環境要因、非財務要因を重視せざるを得ないというターニングポイントの一つになった**といえる。

# 非財務情報の財務数値化

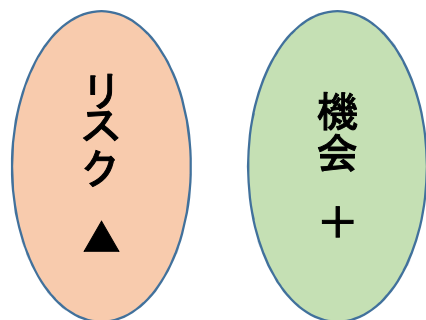
- ・脱炭素社会への取組み
- ・SDGsへの取組み
- ・ESG経営の実践

→ 社会課題の解決への姿勢が問われる →

## 企業価値を構成

評判・レピュテーション

気候変動リスクへの対応



→ 財務インパクトの算定 →

企業価値への数値化影響

欧米ではESGに慎重論も多い。中でも米投資会社、バークシャー・ハザウェイCEOのウォーレン・バフェット氏は「ESG課題への対応で企業に大きなコストが発生した場合、そのコストは投資家が持つべきではない。企業がESG課題を解決し続けることは当然の前提であり、投資家はESGの要素をことさら強調すべきではない」と批判的な姿勢を示す。ESGは企業が取り組むべき必須の課題だが、**ESGで高い評価を得ても、足元の利益が伴わず株価が低迷すれば投資家の評価を得るのは難しいだろう。**（日経新聞2021.6.2大機小機より抜粋）

# 将来的には、「非財務情報の財務情報化」の流れか

## TCFD提言の開示

| 移行リスク                                            | 物理的リスク                             |
|--------------------------------------------------|------------------------------------|
| (例)・炭素税導入によるコスト増<br>・技術革新で需要が減少<br>・環境負荷の高さで評判悪化 | (例)・水害などで本社や工場が稼働停止<br>・海面上昇で設備が浸水 |

インターナル・カーボンプライシング(ICP)導入済みの企業118社 (日経新聞2021.11.6)

## 企業監査への注文 (日経新聞2021.11.10、一部加筆)

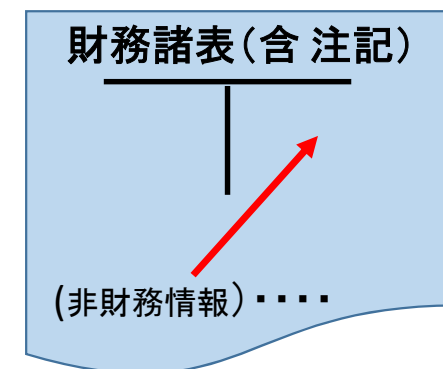
資産運用会社の24社(サラシン・アンド・パートナーズ等)が「ビッグ4」に対して、「**監査対象の企業が抱える気候変動リスクがより信頼できる形で監査結果に反映されていなければその企業の株主総会で監査人の選任に反対票を投じる**」と通告した。

**伊藤邦雄氏の提唱** (日経新聞2021.10.14)

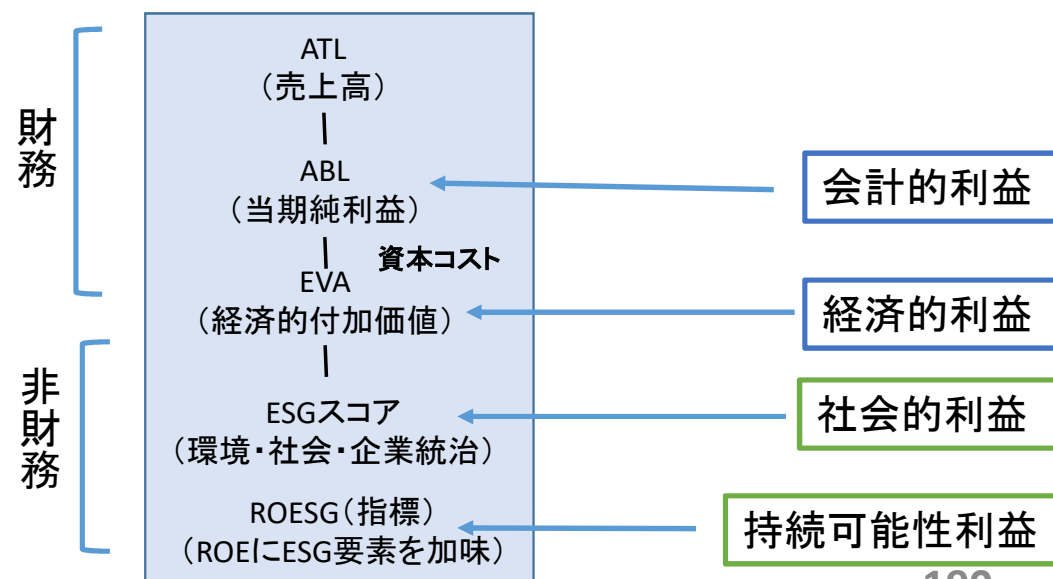
損益計算書に多様なステークホルダーの要素を組み込んだ「拡大業績(持続可能性)報告書」を提唱している。

サステナビリティが求められている中、3番目のボトムラインとしてESGスコアを加味する必要がある。

さらに、4番目として新たに自己資本利益率(ROE)とESGを統合したROESGという指標を開発した。3番目のESGを「社会的利益」と表現すれば、4番目の最終的ボトムラインは「持続可能性利益」といえる。



将来的には、非財務情報から財務情報の位置づけへ





## 投資家集団、企業に一段の気候変動対応を要求へ BPの減損を評価

ロイターより 2020年6月22日

同グループを率いる資産運用会社サラシン・アンド・パートナーズは、英BPが石油・ガス価格の長期予想を大幅に引き下げ、第2・四半期決算で最大175億ドルの費用を計上すると発表したことについて「極めて重要な」ニュースだと指摘。

クリーンエネルギーへの移行が世界的に進む中、「すべての企業経営者と株主は、会社のどこが過大評価されているかを直ちに直視必要がある」とコメント。大手石油会社に対し、気候変動リスクを会計に反映させるようさらに求めていく方針を示した。

同投資家グループはすでに、建材大手のCRHに対するロビー活動を開始。鉄鋼原料を供給する資源大手リオ・ティントにも書簡を送付する計画。セメントと鉄鋼は温室効果ガスの大きな発生源となっている。

同グループはインタビューで「化石燃料への依存度が高い他の企業にも同様の働き掛けを進めていく」と発言。化石燃料プロジェクトに融資を行っている欧米の銀行も対象にする方針という。

同投資家グループは2019年以降、4大監査法人(EY、デロイト、KPMG、PwC)に対し、気候変動の関連リスクを見過ごさず早急に行動するよう求める書簡を送付している。

投資家の間では、地球温暖化や経営リスクに対する懸念を背景に、気候変動問題への取り組みを企業に求める動きが広がっている。

## 4大監査法人に気候変動リスク対処を要請、欧州投資家らが書簡

ロイターより 2019年11月29日

運用資産が合計1兆ポンド(1兆2800億ドル)を超える欧州の29の投資家が4大監査法人(EY、デロイト、KPMG、PwC)に対し、気候変動の関連リスクを見過ごさず早急に行動するよう求める書簡を送っていた。今年1月に送付した書簡が今回初めて公表された。

投資家らは、会計・監査業務で気候変動リスクが「無視されている」ことに懸念を表明。気候変動抑制のための2015年パリ協定が政府の実行段階に入っている中で、監査法人は将来の低炭素化社会に向けて急速な移行が起きる可能性を重視していないと指摘している。

投資家らは、キャンペーンを拡大して大手石油・ガス各社の監査委員会にも同様の行動を求める書簡を直接送付する準備をしているとし、このため4大監査法人に送っていた書簡の公表を決めたという。

投資家グループを率いる資産運用会社サラシン・アンド・パートナーズの担当責任者ナターシャ・ランデルミルズ氏は、監査法人が対応を怠れば、将来の金融危機のリスクよりももっと深刻な損害のリスクをもたらすと警告している。同氏はロイターに対し、企業トップが将来的な損失や法的責任の反映を怠っていることに監査法人は警報を発してほしいと述べた。

EYは投資家とビジネスと公益のニーズに応えることが自分たちの使命だとするコメントを出した。デロイトの広報担当者は、気候変動が顧客の重大なリスクであることは認識しており、その問題意識を監査業務に反映させていると述べた。

## 第3の「会計ビッグバン」が間近に迫る

第1の「会計ビッグバン」  
2000年～2003年

### 投資家目線を会計に取り込む

(税効果会計・キャッシュフロー計算書・時価会計・減損会計・退職給付会計・連結の範囲の厳格化・企業結合会計)

第2の「会計ビッグバン」  
2010年

### IFRS(国際会計基準)へのパラダイムシフト

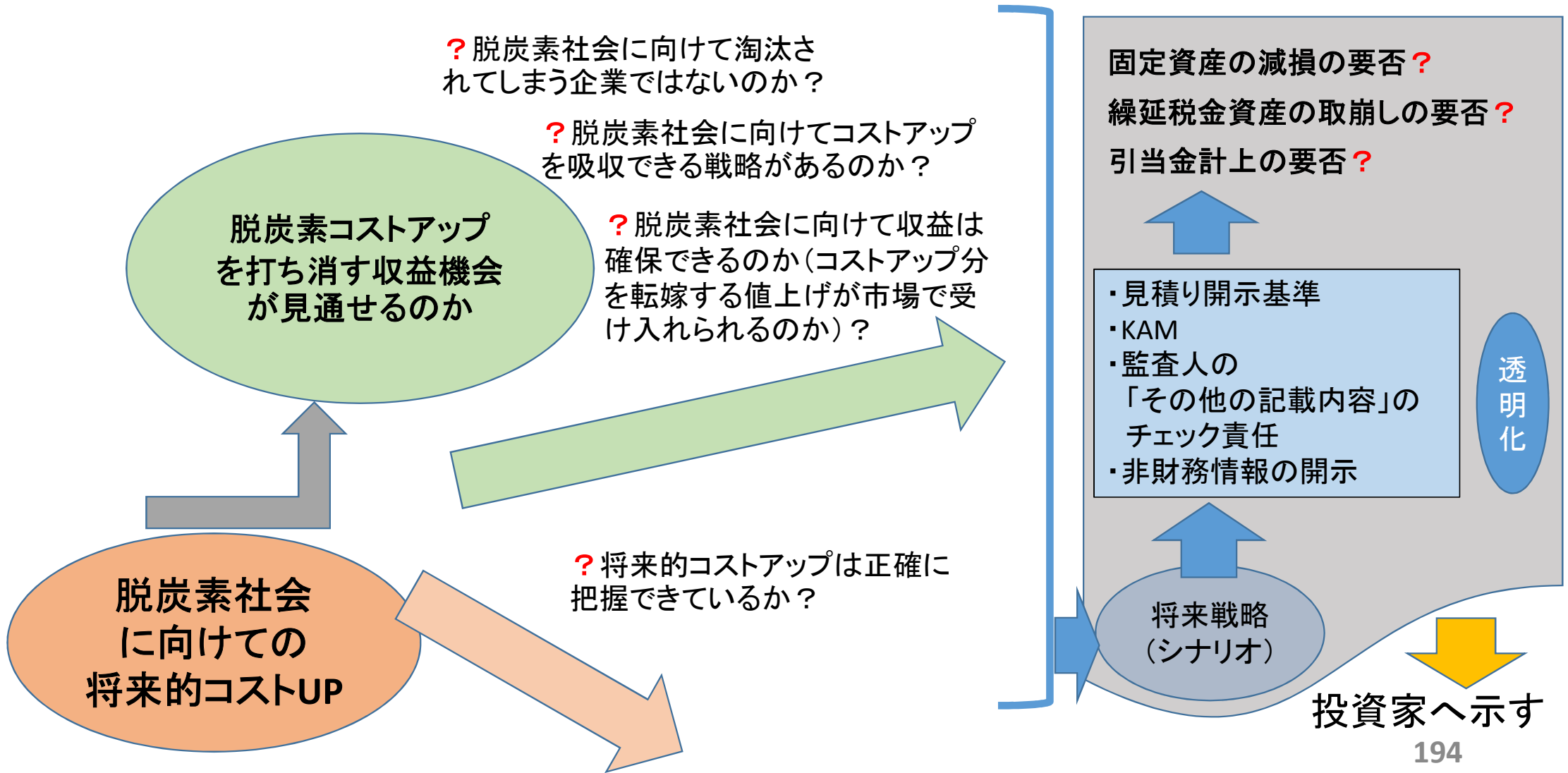
投資家への企業価値算定のための情報提供会計に変貌  
(資産負債アプローチ・原則主義・公正価値会計・包括利益概念・デューデリ会計)。まさにデューデリ会計。

第3の「会計ビッグバン」を予感  
2022年～

### 非財務情報の財務書類への取り込み

非財務情報の開示がますます進展していくと考えられるが、将来的には、この非財務情報の財務数値化が進むと考えられる。非財務情報が企業価値を大きく左右する時代になる中、投資家に企業価値算定のための情報提供を提供するツールとなっている現在の企業会計の姿としては避けられない流れと考える。

私見:「脱炭素社会を生き抜いていける企業」であることを財務諸表で示す必要



## イメージ図(これからの財務会計の姿)

脱炭素社会に向けての企業経営と企業会計の役割

B/S(現在)

脱炭素社会に絡む収益機会

将来企業価値

脱炭素社会に向けての将来的コストUP(移行損失含む)

### 企業経営

- ・将来企業価値を最大化していくこととそれを実現していくこと
- ・収益機会を創り出すこと
- ・将来的な移行損失や将来的コストアップを精緻に算出し最大限の対策を一刻も早く練ること

### 企業会計の役割

- ・現在の財務諸表に引当金会計・減損会計等で表現すべきである将来移行損失等は既にあるのか？
- ・減損会計や繰延税金資産のフィルターを通して将来C/Fを見積る場合における将来的コストアップ等や収益機会等は合理的に見積もられているのか。
- ・自主的開示(その他の記載事項「記述情報」)は財務諸表・注記での記載事項と整合性は取られているか。